

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
＜第5号＞

平成21年第4回沖縄県議会（6月定例会）

平成21年7月6日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第5号>

開会の日時

年月日 平成21年7月6日 月曜日
開 会 午前10時4分
散 会 午後7時31分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 甲第3号議案 平成21年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）
- 2 乙第2号議案 沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 3 乙第3号議案 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
- 4 請願第2号、陳情平成20年第35号、同第40号、同第41号、同第43号、同第50号、同第53号、同第57号、同第59号、同第63号、同第64号、同第66号、同第67号、同第72号、同第78号、同第82号、同第90号、同第93号、同第99号、同第100号、同第105号、同第107号、同第110号、同第112号、同第117号、同第122号の2、同第124号、同第125号、同第134号、同第136号、同第137号、同第141号、同第142号、同第148号、同第149号、同第162号、同第175号の2、同第184号、同第187号から同第189号まで、同第192号、同第195号、同第199号、同第201号の2、陳情第2号、第5号、第6号、第8号、第9号、第12号、第13号、第16号、第22号、第23号、第26号、第32号から第34号まで、第40号、第41号、第43号、第44号、第50号、第52号、第57号、第60号から第65号まで、第67号、第68号、第71号から第73号まで、第74号の3、第80号、第81号、第83号、第84号、第88号の2、第89号、第91号、第94号、第95号、第97号から第99号まで、第105号から第108号まで、第110号の2、第112号、第113号、第116号、第117号、第122号の3、第124号、第131号から第133号ま

で及び第137号から第139号まで

- 5 教育及び学術文化について（中高一貫校の現状と今後のあり方について）
- 6 閉会中継続審査（調査）について
- 7 視察調査日程について

出席委員

委員 長	赤 嶺	昇 君
副委員 長	西 銘	純 恵 さん
委 員	桑 江	朝千夫 君
委 員	佐喜真	淳 君
委 員	仲 田	弘 毅 君
委 員	翁 長	政 俊 君
委 員	仲 村	未 央 さん
委 員	渡嘉敷	喜代子 さん
委 員	上 原	章 君
委 員	比 嘉	京 子 さん
委 員	奥 平	一 夫 君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

教 育	長	金 武 正八郎 君
教 育 管 理 統 括	監	岩 井 健 一 君
総 務 課	長	島 袋 道 男 君
総 務 課 教 育 企 画	監	嘉 敷 卓 君
施 設 課	長	前 原 昌 直 君

県立学校教育課長	諸見里	明	君		
県立学校教育課副参事兼班長	與那覇	健	勇	君	
県立学校教育課主任指導主事	比嘉	浩	君		
県立学校教育課主任指導主事	比嘉	正	二	君	
義務教育課長	上原	敏	彦	君	
保健体育課長	渡嘉敷	通	之	君	
文化課文化財班長	萩尾	俊	章	君	
伊良部高等学校長	奥間	正	英	君	
久米島高等学校長	宮平	武	君		
本部高等学校長	知念	正	昭	君	
総務部総務私学課長	真栄城	香	代	子	さん

○赤嶺昇委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

甲第3号議案、乙第2号議案、乙第3号議案の3件、請願1件、陳情平成20年第35号外105件、本委員会所管事務調査事項教育及び学術文化についてに係る中高一貫校の現状と今後のあり方について及び閉会中継続審査（調査）についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、教育長の出席を求めております。

まず初めに、教育委員会関係の陳情平成20年第35号外47件の審査を行います。

ただいまの陳情について、教育長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

金武正八郎教育長。

○金武正八郎教育長 教育委員会所管に係る陳情の処理方針について御説明申し上げます。

お手元の陳情に関する説明資料をごらんください。

審議対象は、陳情48件で、内訳は継続28件、新規20件でございます。

継続審議となっております陳情28件のうち、前定例会において御説明申し上げた処理方針の変更について説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

変更部分は下線で示しております。

陳情平成20年第35号の30人以下学級の処理方針について、次のとおり変更す

るものであります。

30人学級については、きめ細かな指導により児童一人一人が基本的な生活習慣や社会的規範を身につけ、基礎、基本の学力の定着を図ること等から、小学校1年生、2年生で実施しております。

当面、小学校低学年で実施し、3年生以上の少人数学級については、国の動向や全国の実施状況等を踏まえ、30人学級制度設計検討委員会で研究してまいりたいと考えております。

また、資料2ページの陳情第40号の記の1、20ページの陳情第124号の記の1、29ページの陳情第189号の記の4については、陳情の趣旨が陳情第35号と同じですので、陳情第35号の処理方針に同じであります。

続きまして、新規陳情について説明いたします。

説明資料の38ページをお開きください。

陳情第74号の3平成21年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情が沖縄県離島振興協議会会長外1人から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

15 県教育委員会では、市町村が実施する文化財関係の国庫補助事業について、予算の範囲内で補助しているところであります。

県民の共通財産ともいえる文化財の保存、活用は重要な事業であり、今後とも予算の確保に努めていきたいと考えております。

16 学級編制と教職員の定数については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に定められております。

なお、複式学級を有する学校につきましては、学校の実情やニーズに応じて非常勤講師の配置や、隣校同士の連携した授業の実施などにより対応しております。

17 県教育委員会としましては、現在、県立高等学校11校に寄宿舎を配置し、離島出身の生徒の入寮を優先した配慮を行っております。

学生寮を備えた離島会館の建設については、事業主体や用地、建設費の確保、管理運営などの課題があり、県教育委員会としましては、離島出身の生徒については他の学校の寄宿舎にも入寮できるよう対応しているところであります。

次に、説明資料の39ページをお開きください。

陳情第81号の30人以下学級の早期実現を求める陳情が、沖縄県女性団体連絡協議会会長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

記の1については、陳情の趣旨が陳情第35号と同じですので、陳情第35号の

処理方針に同じであります。

2 30人学級につきましては、国庫加配定数を効果的に活用しながら実施することとし、環境整備につきましては市町村教育委員会と連携していくこととしております。

次に、説明資料の41ページをお開きください。

陳情第83号の国立沖縄青少年交流の家存続に関する陳情が、渡嘉敷村長外1人から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

県議会において、6月16日の本会議で国立沖縄青少年交流の家存続に関する意見書が全会一致で可決されました。

県教育委員会としても、同施設の果たす役割は重要であると認識しており、5月29日に、知事、渡嘉敷村長及び県教育長で、関係省庁等に対して要請を行ったところであります。

今後とも、存続に向けて支援してまいりたいと考えております。

次に、説明資料の42ページをお開きください。

陳情第88号の2の沖縄学生会館の閉館に関する陳情が、東京沖縄県人会会長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

沖縄学生会館は、千葉県周辺の大学等で学ぶ本県出身の学生に住居を提供し、勉学に専念できる環境を整えることにより、これまで多くの有為な人材を育成してきました。

しかしながら、老朽化により入寮生の安全が確保できなくなったためやむなく閉寮しております。

沖縄学生会館のあり方につきましては、庁内に設置した沖縄県県外学生寮検討委員会において慎重に検討しているところであり、年内を目途に結論を出していきたいと考えております。

次に、説明資料の43ページをお開きください。陳情第91号の台湾東部と八重山諸島の観光経済圏形成推進に向けた課題に関する陳情が、沖縄県八重山市町会会長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

県内の中学校で実施される修学旅行の見学地につきましては、公立小学校・中学校の修学旅行実施基準に基づき、原則として九州の範囲内となっておりますが、所管の教育委員会において特別な事情があると認めた場合は、見学地の見直しができることとなっております。

これまで、九州圏外に修学旅行地を選定する場合は、当該市町村教育委員会

と調整を行ってきたところではありますが、今回の修学旅行地を九州から台湾へ見直しすることにつきましては、当該市町村教育委員会の意見を十分に聞くなど、調整してまいりたいと考えております。

なお、国の補助金交付要綱では、旅行先についての制約がないため、台湾など海外への修学旅行であっても補助対象となるものと考えております。

次に、説明資料の44ページをお開きください。

陳情第94号の新学習指導要領理科の実現へ向けての環境整備に関する陳情が、教科理科関連学会協議会議長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1 小学校・中学校における設備、備品の整備は、市町村が行っております。

県教育委員会としましては、全国都道府県教育長協議会等を通じ、理科教育に係る設備整備の充実を図るため必要な財源措置を関係省庁へ要請してきたところであります。

このほど、国において新学習指導要領の円滑な実施等のための補正予算が措置されたことから、市町村教育委員会に対し当該予算の活用を促しているところであります。

2と3 県教育委員会としましては、平成19年度から小学校5年生、6年生の理科の実験、観察に支援員等を配置しております。

また、教員の長期研修に当たっては、その代がえとして臨時的任用教員を配置しております。さらに、新学習指導要領に係る授業時数増に伴う対応として、学習支援非常勤講師を配置し、教員の負担軽減に努めております。

次に、説明資料の46ページをお開きください。

陳情第95号の沖縄学生会館の再建に関する陳情が、沖縄学生会館寮生父母一同代表外1人から提出されておりますが、陳情の趣旨が陳情第88号の2と同じですので、陳情第88号の2の処理方針に同じであります。

次に、説明資料の47ページをお開きください。

陳情第97号命と平和の語り部宮森630館に関する陳情が、命と平和の語り部宮森630館設置委員会会長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

平和学習資料室宮森630館の設置は、命や平和の尊さについて考える場になるとともに、事故を風化させないための取り組みとして意義深いものであります。

設置委員会につきましては、うるま市や同教育委員会の意見を聞いて対応を検討したいと考えております。

次に、説明資料の49ページをお開きください。

陳情第98号30人以下学級完全実現のための陳情が、沖縄県教職員組合中央執行委員長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

記の1については、陳情の趣旨が陳情第35号と同じですので、陳情第35号の処理方針に同じであります。

2 教室等の学校施設の整備につきましては、市町村教育委員会と連携していくこととしております。

3 本県の教職員の採用は、児童生徒数の推移、退職者の数等を長期的に展望しながら年齢構成のバランスも考慮し、計画的に行っております。

次に、説明資料の51ページをお開きください。

陳情第105号サッカー専用スタジアムの早期建設に関する陳情が、社団法人沖縄県サッカー協会会長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

県教育委員会としましては、サッカー競技場整備に関する調査・検討連絡会議において、先進地調査等についての報告書を取りまとめたところでありますが、建設費や管理運営主体等多くの課題があることから引き続き調査、研究していく必要があると考えております。

なお、奥武山陸上競技場については、県と那覇市との奥武山野球場の整備に係る覚書等に基づいて、将来的に那覇市へ移管する予定となっているため要望の趣旨を那覇市に伝え、話し合ってみたいと考えております。

次に、説明資料の52ページをお開きください。

陳情第106号県立高等学校編成整備実施計画に関する陳情が、沖縄県立南部農林高等学校同窓会学校編成整備計画検討委員会委員長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

近年、国際化、情報化、経済のグローバル化の進展により、産業構造も多様化し、産業社会や企業から求められる人材の資質・能力は多岐にわたっております。

このような観点から、県立高等学校編成整備計画では、専門性の習得はもちろんのこと、さまざまな場面で応用できる多様な知識、技術、創造力、職業人としての自立性、豊かな人間性を備えた人材育成を目指しております。

両校の再編統合においては、バイオ活用による地域素材の産業化や、環境、エネルギーに配慮した工業技術の活用について学習するなど専門の知識、技能を高めることができ、また、農業と工業に関する教科・科目を総合的に選択できる特色ある学校づくりを進めることで、地域の産業を総合的にとらえること

のできる人材の育成を図ることとしております。

県教育委員会としましては、これまで培ってきた両校の伝統の上に、将来の本県の産業を担う生徒をはぐくむため、引き続きPTA、同窓会、地域住民等の理解を得て再編統合を推進してまいりたいと考えております。

次に、説明資料の53ページをお開きください。

陳情第110号の2公私の格差是正と制度等に関する要請が、沖縄県私立幼稚園連合会理事長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1 幼稚園就園奨励事業は、市町村において実施されております。

県教育委員会としましては、全国都道府県教育長協議会等を通じ、必要な予算の充実確保等を関係省庁へ要請しているところであります。また、市町村教育委員会に対しては、幼稚園就園奨励費補助金の内容について周知を図っているところであります。

2 公立幼稚園は、学校教育法で設置者が管理するものと定められており、指定管理者制度は導入できないこととなっております。

次に、説明資料の54ページをお開きください。

陳情第112号特別支援教育のさらなる推進に関する陳情が、沖縄県聴覚障害児を持つ親の会会長外2人から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1 特別支援学級等の学級編制の基準は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき都道府県が定めるものとなっております。

本県においては、沖縄県公立小学校、中学校、特別支援学級設置要綱を定め、集団活動による学び合いや社会的自立の観点から新設の場合は原則として5人を下限としております。

5人未満での設置につきましては、地域の特別支援学級の設置状況、市町村教育委員会の特別支援学級設置計画、就学前の障害児児童数等を勘案しながら弾力的に対応しております。

特別支援教育専門の教員の配置につきましては 免許法認定講習による特別支援学校教諭免許状の取得率の向上に努めているところであります。

2 通級指導教室につきましては、拠点校を設置し、言語障害やLD、ADHD等の障害児童に対して指導を行っているところであります。

実施に当たっては、加配定数を活用し対応しておりますが、今後につきましては国の動向等を見極めながら検討してまいりたいと考えております。

3 県教育委員会では、特別支援学校が近隣の小学校・中学校等を支援するセ

ンターの役割を果たせるよう市町村教育委員会と連携を密にし、適切な事務手続や、小学校、中学校等からの要請に応じ特別支援学校から派遣する際の予算の確保に努めているところです。

また、全国都道府県教育長協議会等を通して、通級や巡回指導担当教員数の確保等に係る財政措置の拡充を国に要望してまいります。

4 県教育委員会では、個別の教育支援計画の活用の手引きを作成し、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に配付するとともに、各学校で個別の教育支援計画が作成され、活用が図られるよう周知を行っております。

5 県教育委員会では、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の全管理職を対象とした研修会並びに初任者研修、経年研修を通して全教職員を対象に特別支援教育に係る研修を実施しております。

また、総合教育センター等においても、各障害種別に応じた研修会を実施するとともに、専門的研修が受けられるよう予算の確保に努めております。

6 県教育委員会では、平成20年度に高等学校における障害のある生徒の実態調査を実施したところであります。

現在、すべての県立高等学校で特別支援教育に係る校内委員会を設置し、コーディネーターの指名をするとともに、校内研修会等を実施するなど特別支援教育体制の整備に努めております。

次に、説明資料の56ページをお開きください。

陳情第117号沖縄学生会館の再建を求める陳情が、習志野会共同代表外1人から提出されておりますが、陳情の趣旨が陳情第88号の2と同じですので、陳情第88号の2の処理方針に同じであります。

次に、説明資料の57ページをお開きください。

陳情第122号の3県がワーキングプアをなくす先頭に立ち、非正規等の待遇改善を求める陳情が、沖縄県労働組合総連合議長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

義務教育費国庫負担制度については、教育の機会均等と教育水準の維持向上に大きな役割を果たしているものと考えております。

当該制度につきましても、三位一体の改革により全額一般財源化が検討される中、負担率を3分の1に引き下げ、その他を地方交付税等により措置することで制度が維持されたものであります。

このような経緯から、改正を要望することは厳しいものがあると考えております。

また、教育予算については、これまでもその必要額の確保に努めてきたところであり、今後とも全国都道府県教育長協議会等を通して国へ要望するなどそ

の充実に努めていきたいと考えております。

次に、説明資料の58ページをお開きください。

陳情第124号発達障害及び発達障害疑いの気になる子供の特別支援教育における特別支援体制整備に関する陳情が、沖縄県子どもの未来をつくる親の会連絡会会長外7人から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1 就学時健康診断につきましては、市町村教育委員会で取り組まれております。

県教育委員会としましては、就学指導地方研究協議会等において就学時健康診断における早期発見、早期対応が充実するよう、今後とも市町村教育委員会に対し指導助言に努めてまいります。

2 幼稚園の職員に対する発達障害の気づきの支援につきましては、各教育事務所において幼稚園の特別支援教育コーディネーターを対象に研修会を実施するとともに、要請に応じて巡回アドバイザーや専門家チームを派遣し、支援しております。

3 発達障害等気になる子供たちへの就学相談と指導については、市町村教育委員会が関係機関と連携を図りながら相談、判定、説明することとなっております。

県教育委員会としましては、今後とも就学情報等の提供について、市町村教育委員会と関係機関が連携し、保護者に対する継続的な支援が推進されるよう助言に努めてまいります。

4 県教育委員会では、個別の教育支援計画活用の手引きを作成し、全公立学校に配付し、各種研修会等を通して各学校での作成や活用を図るとともに、あわせて保護者、関係機関との連携を図るよう指導しているところであります。

また、個別の教育支援計画作成の数値目標を設定し、その作成、活用の充実に努めてまいります。

5 県教育委員会では、支援員の計画的配置や活用及び予算確保等について、市町村教育委員会に対して指導助言しているところであります。また、巡回アドバイザー、専門家チームを設置するとともに、市町村教育委員会や関係機関等と連携し支援体制の整備を図っているところです。

なお、特別支援学校教諭免許状取得につきましては、平成21年度までに80%を目標に計画的に取り組んでいるところです。

6 個別の教育支援計画は、障害のある幼児児童生徒に対し、教育分野において一貫して適切な支援を行うことを目的に作成されるものであります。

県教育委員会では、全公立学校に対し手引きを配付するとともに、研修会等

を実施し、支援計画の改善に努めるよう指導助言を行っております。

えいぶるとは、障害のある子供たちの一貫した支援を行うため、保護者と関係者が情報を共有し、連携を深めるための相談支援ファイルであります。

そのため、使用を希望する保護者が自己管理のもと、活用されることとなっております。

7 特別支援学級等の学級編制の基準は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき都道府県が定めるものとされており、本県においては、沖縄県公立小学校、中学校特別支援学級設置要綱を定め、新設の場合は原則として5人を下限としております。

平成20年度における県内中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の在籍者数は17名となっておりますが、自閉症・情緒障害は知的障害もあわせて有する場合が多いため知的障害特別支援学級で受け入れていることが反映されているものと考えております。

自閉症・情緒障害を有する児童生徒への対応につきましては、市町村教育委員会と連携し、障害に応じた適切な就学ができるよう努めてまいります。

記の8については、陳情の趣旨が陳情第112号の記の2と同じですので、陳情第112号の記の2の処理方針に同じであります。

9 県内の適応指導教室は、市町村等の実態を踏まえて設置されており、増設等については関係市町村教育委員会等と協議してまいりたいと考えております。

発達障害に係る研修については、県において発達障害児の理解と支援について等の内容で研修を実施するとともに、巡回アドバイザーや専門家チームを設置するなど支援をしております。

家庭、学校、適応指導教室三者の連携については、毎月定例の連絡会を持つなど近況報告や今後の指導方針の確認等が行われております。なお、不登校児童生徒への評価についても、学校と適応指導教室が連携し、本人に不利益にならないように評価方法が配慮されております。

次に、説明資料の61ページをお開きください。

陳情第124号の記の2のうち、私立幼稚園に対する支援については、総務部から処理方針の説明をしてもらいます。

○真栄城香代子総務私学課長 本県では、私立幼稚園における特別支援教育の振興を図るため、私立幼稚園の設置者に対し、障害児教育に要する経費について私立幼稚園特別支援教育補助金を交付しております。

今後とも、関係機関等と連携して私立幼稚園が発達障害に関する研修等に積

極的に取り組むよう支援していきたいと考えております。

○金武正八郎教育長 次に、説明資料の62ページをお開きください。

陳情第132号環境教育でEMを活用することに関する陳情が、沖縄県患者同盟設立準備委員会代表から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

県教育委員会では、沖縄県環境教育プログラムや環境教育にかかわる総合的な学習支援資料などの作成のほか、環境教育研究推進校、環境教育モデル校を指定するなど環境教育の充実を図ってきたところであります。

なお、EMにつきましてはさまざまな意見があることと承知しております。今後とも、市町村教育委員会と連携を図りながら地域や学校の特性を生かし、子供たちの実態に応じた環境教育の充実に努めてまいります。

次に、説明資料の63ページをお開きください。

陳情第133号沖縄県の学校施設の地震対策や湧水対策に関する陳情が、沖縄県患者同盟設立準備委員会代表から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1 県立学校につきましては、本県の厳しい水事情を考慮し、これまでも節水対策に努めております。

汚水排水の再利用につきましては、沖縄県、那覇市が事業主体となっている再生水利用下水道事業により県立学校2校が供給を受けております。

汚水、排水へのEM活用については、研究機関による定量的な解析結果を待つとともに、経済性等の優位性が確認された段階で各施設への導入について検討していきたいと考えています。

1 各小中学校においても、節水に努めることは大事なことであり、各市町村においても雨水や排水の再利用に取り組んでいるところであります。

なお、節水のシステムについては設置者である各市町村の判断になるものと考えております。

次に、説明資料の64ページをお開きください。

陳情第137号沖縄県立美術館の展示拒否問題に関する陳情が、県立美術館を県民にひらく会事務局から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例では、博物館法に基づき歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮のもとに一般公衆の利用に供すると設置の目的が示されています。

このたびの美術館での展示は、県が主催する企画展であり、美術館の責任で展示作品を選定したものであります。選定に当たっては、公的な教育機関において子供たちが鑑賞、学習するには教育的配慮が必要であると判断したものであります。

なお、作品の選定は事前調整段階で外部企画者と協議し、同意を得ております。

次に、説明資料の65ページをお開きください。

陳情第138号沖縄県立博物館・美術館の大浦信行作品展示拒否事件に関する陳情が、大浦作品を鑑賞する市民の会沖縄県立美術館検閲抗議の会から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

記の1については、陳情の趣旨が陳情第137号と同じですので、陳情第137号の処理方針に同じであります。

2 県立博物館・美術館は、博物館と美術館でそれぞれ独自の活動分野と異なる個性を持っており、各々に副館長を配置しております。

当館は複合施設として、統一的な管理運営を行う必要があります。館長は両館の業務の調整や経営的な視点から館を総括する役割を担える人物が適任であると考えております。

3 美術館には副館長を含め6名の専門性を有する学芸員を配置しているところであります。

以上で、陳情の処理方針の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○赤嶺昇委員長 教育長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 新規陳情第112号をお願いします。54ページです。54ページの処理概要で、認定講習特別支援教諭の免許状取得の控除に努めているところであるということでございましたけれども、今、対象となっている児童生徒が

どれくらいいて、それを支える特別支援学校教諭免許状取得者はどれくらいおられるのでしょうか。

○上原敏彦義務教育課長 平成21年の、特別支援学級に在籍する児童数は小学校、中学校あわせまして1380名でございます。それから、特別支援学校教諭免許状の承認についてですけれども、昨年度の5月1日現在でございますけれども、特別支援学校教員免許状の取得率につきましては、小学校が64.4%、中学校が52.0%、小学校、中学校計で60.6%となっております。以上でございます。

○比嘉京子委員 対象となる児童も年々変化するだろうと思われまして、それから60%の今の研修等によって教諭免許が与えられている方が100%を目標に今後どのような計画といたしますか、年次ごとの具体的な計画をお聞きしたいと思います。

○諸見里明県立学校教育課長 現在、特別支援学校教諭免許取得率というのが71.9%ございまして、認定講習等を通してですね、平成21年度までに80%を目標に夏季免許法認定講習の推薦を図るなどして取り組みを進めているところです。

○比嘉京子委員 それ以降の予定は、今のところ推移を見てからとか、今年中の話が80%ですけれども、対応としては十分では今ないわけです。それについてどうでしょうか。

○諸見里明県立学校教育課長 委員のおっしゃるように、推移を見ながら検討してまいりたいと思います。

○比嘉京子委員 新規の陳情第124号の3の処理概要のところ、市町村教育委員会、今の55ページのところに予算の確保に努めているということですが、これは予算の確保というのが十分じゃないために一気に進まないのか、そこら辺は今現状としてはどうなんでしょうか。

○諸見里明県立学校教育課長 研修旅費等の予算の確保につきましては、現在、確保されております。

○比嘉京子委員 そういうことじゃなくて、今ニーズとして現時点で1380人、

対応できるといわれている先生方が60%だっという回答でいらしたので、今年というか、今後どのように進められるのかと聞きましたら、平成21年度に80%お願いしたいとおっしゃるものですから、100%いきなりいけない理由は何ですかと、一気にいけない理由はなんですかということをお聞きしたくて、予算のことがネックにあるのかなということがあってお聞きしているところです。

○金武正八郎教育長 ただいま質疑をいただきました特別支援学校に勤務する教員は、例えば中学校、高等学校の場合には割と高等学校から移動したりする方がいるものですから、毎年変わるんです。ですから免許とった方がまた高等学校に戻ったりするものですから。いつも新しく来る方々は、まず免許取得という形でなかなか伸びないのはそういう人事異動出で一中学部、高等部でそういう免許を持っていない先生方が勤務していらっしゃる。そこでとってまた戻るといふ方々がほとんどだということで、そういう状況です。以上です。

○比嘉京子委員 今のお話聞いていますと、これはなかなか問題かなと思っっているんですけども。やっぱりそこで構築された専門性というのがまた分散するというような現状にあるということが改めてわかったわけなんですけれども。やっぱりそれというのは全体の先生方を対象に、常にどこの学校でもあり得るといふ大前提のもとに、全教諭を対象に、迅速に対応して講習制度で、研修、講習でやられると聞いていますけれども、これはもう全体的な問題に広がっていかないと、今みたいなことが常に60%、80%というところで推移していくのかなという懸念さえも生じているんですが。これに対してのいたし方ないと思われているのか、どうにかどこかでは帳じりを合わせようと思われているのか、どうなんでしょうかね。

○金武正八郎教育長 この件に対応するために、本年度から教員採用試験にそういう枠をつくって、やっぱりそういうしっかりと特別支援教育を目指す教員の方々を、目指す枠をつくってそういう確保に努めているところであります。今年からスタートしております。

○比嘉京子委員 58ページの陳情第124号の3についてお聞きします。あちらこちらで、市町村教育委員会との関係機関との連携という言葉が文章にあるように思うんですが、やはり、小学校、中学校というのは市町村が管轄で高等学校が県だっということもあって、どうも私、責任の所在といひますか、役割の

所在というか、その県の役割というのは明確にどういうことをやるのか、市町村にはどういうことをお願いするのかということを明確にお伺いしておきたいなと思っているんですが、どうでしょうか。

○**金武正八郎教育長** 特別支援学級については、そういう役割については県としては大きな指導をやっております。しかし実際に、主体的に行うのは市町村でやるんですけれども、それに対して適切な支援、例えば研修会とかいろんな大きな要綱をつくったり、そういうことは県でやっておりますけれども実際にやっていただくのは市町村がやっていただくという形である程度役割分担をしておりますけれども。まあ個々の事業によって少しは違いますけれど。

○**諸見里明県立学校教育課長** 就学前の適正就学指導につきましては、一義的に市町村が行うことになっております。この就学指導を受けて、県のほうではそれを受け入れて小学部それから中等学部で、そういう形で教育を施していくという形になります。

○**比嘉京子委員** ここをはっきりさせた理由は、例えば国から交付金等が来ますよね。そのときに県としてはこれにまつわる支援員とか、ヘルパーとか、交付金がある場合もこの県が担う役割というものが明確になっており、市町村がどれくらい交付金をそれによってもらっているのか、それをどうきちんと活用して履行しているのか、そこら辺も今のところ全然見えないなというのが実感です。具体的に親たちはもう何ていいますか、子供は毎日変化する待ったなしの環境にいるわけで、教育はそういう環境にいるわけです。そういう中で、国としてはもっと早くから交付金等も配布しているはずなんですけど。それがどう使われて、どう生かされて、そして末端にどういうことに還元されているのかがなかなか見えにくい。そういうような事態があるので、私は役割をお聞きしたんですけれども。ちょっと今のところ、私としてもよくわからない。具体的に、後でもう少し聞いていきたいとは思いますが、どうなんでしょう。

○**金武正八郎教育長** 例えば一つの例として、特別支援教育の支援費についてなんですけれども、地方財政の財政措置が、直接市町村に行きます。平成20年度の実績では小学校、中学校1校当たり120万円。小学校、中学校、高等学校、各1校当たりですよ、120万円の交付金措置がされております。そして、そういうのを受けて、各市町村で各学校の要望を受けてその支援員を何名配置する

かは市町村で判断するわけです。ですから市町村によっては、交付税措置よりも多く学校1人ずつ配置されているんですけども3名の擁護者に対して3名配置しているところもあれば、そういうところもあります。つまり、要望よりも多いところなんです。また学校によって、そういう該当する児童、生徒がいない場合には配置していないところがございます。県としてはどういうことをするかと言えば、その支援員の人たちがそういう特別支援に必要な児童、生徒の適切に指導ができるようにということで、発達支援の研修とか、そういう基礎知識、支援法の技術を行うための研修とか、そういう大きな制度的な面についての講習会とかそういうことを県としてやっております。実質的には、予算を組んではめて学校に配置するのは市町村でやっております。以上です。

○比嘉京子委員 今おっしゃられたことによると1校当たり月に120万円ということは人数の多少にかかわらず、希望の多少にかかわらず均等に、確かこれは国としては360億円くらいを予算化したと思うんです。それを沖縄県としては各学校に規模とか人数に関係なく均等にといいますか、割り振りをしたということですか。

○金武正八郎教育長 1校当たり120万円を算出して市町村へやっております。ですから市町村で5校あれば5校分の財政措置がされております。

○岩井健一教育管理統括監 特別支援教育支援員に関する地方交付税措置につきましては、市町村分に需要額として参入されます。地方交付税というのは基準財政需要額と基準財政収入額との差で決まりますので、それが1校当たり120万円算定されたからといって、それがすぐ現金でというわけではないです。全体の中に溶け込んでいますので、一般財源として、それで市町村のほうは交付税措置を受けまして、一般財源ですので、どの程度廃止するかにつきましては市町村の判断でやっていただくということになります。

○比嘉京子委員 この交付金というのはここに問題があると思うんです。つまり、プールになって入ってきたときに本当にその金額をその用途に向けたかどうかの検証はやっぱり県がやるべきですね、どうですか。

○岩井健一教育管理統括監 交付税措置ですので、結果として教育庁のほうでは市町村でそれぞれ何名配置したかということはあるかと思いますが、一般財源ですので、あくまでも市町村の判断でその用途が、判断と責任で

もって使われるということになりますので、それを検証ということまでには少しどうなのかなと思います。

○比嘉京子委員 ならば、検証という言い方はちょっとあれかもしれませんが、やっぱりこれは用途に準じて使われたかどうかということは受ける側からすると大変重要な問題なんです。そういうことを考えますと、やっぱり私は、県は使われたかどうかは別としても、各市町村における小学校、中学校、高等学校がですね、例えば発達支援員ヘルパーを何名配置しているという現状を公開していく。ある意味でそうやって刺激的な、ある意味でどこがどう使っているかということ指導はできないまでも、どこが頑張っているんだというようなこと、どこが頑張っていないんだっていうことも含めて、やっぱり私はこの配置を全市町村において公開して、私はそういうような支援のあり方といいますか、県の刺激のあり方といいますか、そこら辺は可能か、皆さんの業務としてどうなんでしょう。

○金武正八郎教育長 今比嘉京子委員がおっしゃった件については、きれいに整理をして、その各市町村にどれだけ配置されているかというのは去年もちゃんと整理をしております、今年もありますので。資料としてはしっかり持って、これについては各市町村の実態把握もしっかりやっております。やっいて、ほとんどの学校が、一応学校の要望がある学校については1名はほとんど配置しております。要望のあるところ、要望のないところが、今平成21年5月31日の配置状況ですけれども、32市町村の小学校に320名、25の市町村の中学校に83名で、合計403名になっています。先ほどに戻りますけれども、市町村については把握をして予算措置よりも多くやっているとところもあれば1人ずつ配置をしておりますので、ほとんど要望のないところが配置してないだけです。ほとんど要望に沿ってやっております。ただ5名要望に対して、5名ができなくて3名とか、そういうところがありますけれども。ですから県としては、ないところには配置しなくて、予算が動いていますからそれなりにニーズに合った要望に応じて配置できるようなことを全国の教育庁協議会を通して要望していきたいと今進めているところです。

○比嘉京子委員 その際、きょうはちょっと議論しませんが、支援員とヘルパーのしっかりとした区別といいますか、今後皆さんがこれに対して市町村における支援をしようというときに支援員とヘルパー、そして充足率といいますか、充足率等も含めて、私はやっぱり何名に対して何名かがわからないの

で、どれくらい市町村に充足率を頑張っているのか頑張っていないのか、その辺も含めて公開を随時していくというようなことを要望しておきたいと思います。

次に、進みたいと思います。ちょっともう一点だけお願いします。59ページ。7番目の処理概要なんですけれども。新規の場合、原則として5人を下限としております。そんなことが、私は非常に地域で地域の子を育てるということを考えたときに、4名だから、3名だから、2名だからといって学級が設置されないわけなんです。そのときに、市町村の指導の一つとして、例えば私の回り、首里地域だとすると、城西小学校、城南小学校、城東小学校、城北小学校とあるわけなんです。例えば城南小学校に行きたい子がいると。その学級がここで開かれない。新入生である1年生が、そういう学級が開かれない。人数が足りなくて開かれない。そういうときに、例えば近隣の城西小学校なら、城北小学校と城東小学校とか近隣の2校で一つとかならまだいいんですけど。まだここでやっっているながら次年度に上がったときに希望があって、じゃあできましようということになったときにはまだいいんですけど。ある親御さんはいろんなところに行って、小禄小学校まで毎日週にですけど行き来しているという現状が、この5人という枠をどう考えるのかというようなことで、私は市町村の指導も含めてもっと県がすべきことがあるんじゃないかと思っているんです。この5人に対してどういうお考えに、それから現状に合っていないことに対してどういうお考えを持っておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○**金武正八郎教育長** 特別支援学級に在籍する児童数は、平成20年度で全国では平均3.1人に対して本県では2.9人となっております。児童生徒の学び合いとか、それから集団活動において社会的自立などの教育的観点から、本県では特別支援学級設置基準を5人としているところであります。その基準のあり方などにつきましては、やはり各都道府県の実施状況ですとか、やっぱり全国の状況、それから国の動向を見て対応していきたいと考えております。以上でございます。

○**比嘉京子委員** 今私は現状に合わないことに対して今後どう変えていくおつもりがあるのかなのか、それから今、本県の5人という基準についても検討の余地が私どもはあると思っているんですが、県としてはどうお考えなのか、今後の考え方についてちょっとお聞きしているんですけど。

○**金武正八郎教育長** 当該校で設置されていない場合については、できるだけ

近い学校に連携をとってやるとか、特にまたある特定の障害の場合にはやっぱり離れている場合もありますので、その辺のところはやっぱりいろんな交通の便とかいろいろなサポートが必要だということがありますし、そういう離れている場合についても拠点校をやってできるだけ近くにとという形で考えています。また特にそうでなければ、またその制度がそのの学校に特別支援学級に行くのではなくて普通学級に行くときには、特別教育支援員をつけてそこでサポートをしていくとか、そういうことを今のところ対応しているところでございます。ですから、私たちとしてはできるだけ子供たちがその特別支援学級の中で障害に応じてちゃんとしっかりしたケアができる、支援ができるようにして取り組んでいきたいと思っております。今のところはそういうことで施設とか、人数とかいろんな形でそうしてちょっと近隣の学校に行ったりしておりますけれども、基本的にはできるだけ子供たちのためにそういうものを目指して努力していきたいと思っております。

○比嘉京子委員 やっぱり中学校に上がったときにもやっぱり仲間として全く違うところにぽんと、中学校に行くようなことが起こりかねないということが1つと。もう一つは、全国3.1名で本県2.9名と根拠があって、5名というお話をされていましたが、これは早期発見のおくれが本県の問題点になって、福祉保健部でも先だつての議論をそこに集中しているわけなんです。結局、他都道府県では早目に発見されている子供たちが、本県では年齢が高目になって発見される率がふえているということと、それから社会的な認識、また保護者の認識とも含めて非常におくれているという面が指摘されているわけです。今後、この状況ではなくて急ピッチに就学前のところでの発見が急ピッチにふえてくる可能性を非常に持っていると思うんです。そのときには、どうぞこの5名という枠をどう考えるのか、もう少し積極的に検討していただきたいと要望を申し上げておきます。

では、次の県立博物館・美術館問題について1点お聞きしたいと思います。美術館の問題ですね。陳情第137号と陳情第138号の新規の処理概要なんですけれども。陳情第137号の処理概要のところ、教育的配慮が必要であると判断したのであると。しかも事前の調整段階で外したんだということが処理概要書に書かれているんですけれども。今多くの官庁の投稿等も読ませていただいているんですが、我々文教厚生委員会も直接少しはお聞きしたところなんですけれども、私は、この観点でとてもまだ語られていない、説明責任が果たされていない点はある意味で我々県民がそういうものに触れる機会を与えられなかったという、見る権利、見る権利の説明責任が全然出てきてないのではな

いかと見ています、この問題。この問題ばかりではなく、今後県立の美術館、いろんな展示物に対して、非常に大きなこれね示唆に富んだ判断になったのかなと思っているんですが。今後のこともあるので、私はぜひお聞きしておきたいんですが。やっぱり見る権利についての説明をぜひお願いしたいと思います。

○金武正八郎教育長 まずその前に、やっぱりひとつ経緯を説明をしておきたいなと思うんですけども。平成20年の11月に文化の杜共同企業体から外部企画者である方に、そのアトミックサンシャインを県立博物館・美術館で実施したいという打診をいたしました。その後、文化の杜共同企業体から県のほうにもそういうことがしたいと1月13日にございました。1月19日には美術館長、そして文化課長、そして私教育長で調整した上で、やはりそれについては教育的配慮が必要だということで意見を文化の杜共同企業体へ伝えました。そして文化の杜共同企業体から外部企画者である方に意見をそういう旨であるということ伝えて、企画者である文化の杜共同企業体からこの作品を含んだ形では企画展は困難であるということ伝えてたところ、外部企画者は当該作品を外すことに同意をここでしております。そして、4月11日に企画展を開始しております。そういう経緯で、その企画者のほうに事前に外すことを伝えたら、そちらのほうから同意を得られたということがまず一つございます。今比嘉京子委員のほうからありますように、知る権利、見る権利という件なんですけれども、このたびの企画展は県立博物館・美術館が主催しての展示会であります。もう一つは、作品の宣伝については県立博物館・美術館の裁量に属するものだと考えております。また公的な教育機関ですので、その点教育的な配慮が必要という判断をいたしました。今回の作品については、既に民間のギャラリーでも公開されているものですから、知る権利を、見る権利を侵害したことには当たらないんじゃないかなと私たちは考えておるところなんですけれども。

○比嘉京子委員 今の答弁でもちょっと納得ができる内容ではないと思いますが。これ以上出てきそうにないので提案をしたいんですが。これはいろんな今後の美術館のあり方に影響を及ぼす問題として、今見る権利の問題を言ったわけなんですけれど。まず博物館に学芸員が6名、副館長を含めて6名だという処理概要がありましたね。この学芸員の方々の発言権というのは最大に保証されているというような認識をお持ちでしょうか。

○萩尾俊章文化課文化財班長 県立博物館・美術館内では、こういう企画展などを行う場合は－今回は文化の森の皆さんの企画ですけれども－そういう企画

展によっては文化の杜共同企業体の学芸員、あるいは県立博物館・美術館の学芸員等も含めて検討会議をやって、そういう企画についての内容を含んでおります。

○比嘉京子委員 先ほどの教育庁の答弁で事前のあれで理解をもらったというお話がありましたが、14点の中で4点は展示する予定にはなかったんですか。今の大浦作品、全部外したわけですね。一部展示する予定は話し合いでなかったんですか、あったんですか。

○萩尾俊章文化課文化財班長 交渉の段階で最終的には全体として14点の作品としての展示は無理だということを伝えてあると聞いております。

○比嘉京子委員 最初から14点外すということであったんですか。確認です。

○萩尾俊章文化課文化財班長 はい、当初は4点とか、今おっしゃったようにそういうのはあったようですが、最終的には14点。そういう数を減らした形でも無理だという形で意見を伝えていると聞いております。

○比嘉京子委員 やっぱり先ほどから申し上げておりますけど、やっぱり非常にこれはさまざまな重大な内容を含んでいると私は認識しているんです。そのために提案ですけど、ぜひ現代美術の専門家それから憲法記念日のほうに私はこれが掲載に足りないというか、憲法9条の問題を展示する中で、全体として何かメッセージ性があったはずなのに一部作品を抜いたことによって本当にメッセージ性に問題がなかったかどうかも含めてなんですけれども、やっぱり現代美術の特に専門家それから憲法学者、この件に関しては、憲法学者も必要になるかもわかりませんが、博物館法の専門家も含めて、私はやっぱり意見を聴取していく必要があるんじゃないかなと思っています。この場でも後で提案しようと思うんですけれども。皆さんもやっぱりこの判断のことについて、ほかでもやっているから見る権利を侵害していないというような、沖縄県ではやっていないわけですから、そういうことを言われると困るなと思うんですけれども。どこに私が荷担するわけではなく、やっぱり客観的にそのことをやっぱり見ていく必要が、いろんな角度の専門家をやっぱり意見を聞いていく必要があるのではないかと、私を提案しておきたいと思います。そして、やっぱりこういう物議を醸し出すときに、一方的に見れば憲法学者のある学者、新聞紙上でも何ていいますか、非常に今回の問題に対して表現の自由の重大な侵害だ

という指摘をされている憲法学者もおられるようですから、そういうことも含めて私は特に現代美術の専門家、学芸員の皆さんの意見がどれだけ反映されたのかどうか非常に懸念を持っておりますので、そこも含めて、ぜひ今後議論をもう少しすべき課題ではないかと。それで今のところでの説明責任は十分ではないのではないかとということをお指摘しておきたいと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 陳情第112号と第124号が関連していますので、お尋ねしたいと思います。あの55ページの6番目のほうで、平成20年度に高等学校における障害のある生徒に実態調査を実施しておりますが、この実施した結果をどのように分析してこれからどう生かしていこうとするのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○諸見里明県立学校教育課長 実態調査ですけれども、お答えいたします。実態調査は、平成19年12月から平成20年1月にかけて県内の公立小学校、中学校を対象に文部科学省が平成14年に実施した質問項目、それを使って各学校の担任及び特別支援教育コーディネーター等複数の教員によるチェックを行って、学習面、行動面等。それで児童、生徒に報告させて全県的な集計を行ったものです。

○渡嘉敷喜代子委員 沖縄県内の集計はなさっているわけですね。そのあたりはお聞きしたいと思います。

○諸見里明県立学校教育課長 小学校で3.5%、中学校で3.1%、全体としまして3.4%の結果となっております。

○金武正八郎教育長 高等学校に在籍する障害のある生徒の実態についてなんですが、平成20年度の調査については定時制、通信制を含む県立高等学校70校のうち48校に。これは保護者からの聞き取りや診断書等で確認できた障害のある生徒なんですけれども187名の報告があります。内訳といたしましては、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱を合せて114名で61%ということになっています。LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害に63名で34%。その他精神疾患等で配慮の必要な生徒が10名で5%となっております。こ

ういう生徒たちへの配慮はどうかされているのかということですが、肢体不自由の生徒が歩行や車椅子の利用がしやすいように、スロープをつけたりですね、手すりを設置したりしております。それから聴覚や視覚、障害がある生徒には板書が見やすくするように、教師の説明を聞きやすくするための座席を前にしたりする等のそういう配慮をしております。またLD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害の生徒に対しては全職員で理解を深め、連携した対応が進められております。学校には校内委員会というのが全学校設置しておりますので、そこのほうでお互いの理解を進めております。そのほかですね、教材を拡大したりですね、そういう資料の利用や定期考査の時には一定時間、時間をちょっと延ばしたり、そういういろんな配慮をして対応しているところでございます。以上でございます。

○**渡嘉敷喜代子委員** 今の187名というのは、すべての障害者を対象ということですが。私がお尋ねしたいのはその中に発達障害のある子たちがどれくらいいるのか、そして何%占めているのかということをお尋ねしたいと思います。

○**金武正八郎教育長** LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害の生徒は63名、34%となっております。

○**渡嘉敷喜代子委員** 先ほど、小学校、中学校におけるその免許証の取得者は何名かという質疑がありましたけれども。それでは高等学校で、どれくらいの免許取得者がいるのかなということをお尋ねしたいんですが、先ほど教育長の説明の中で中学校と高等学校との交流があるとかいっていますけれども、高等学校単独に教員の配置とかというのはないのですか。どれくらい高等学校に配置しているのかです。

○**金武正八郎教育長** 高等学校の場合は、今実態調査をしておりません。ですけども、高等学校の場合は特別支援学校で勤務していた方がそこで免許を取ってきたという方がいらっしゃると思いますけれども、実態は把握はしておりません。小学校、中学校については、義務教育課長のほうから答弁させます。

○**上原敏彦義務教育課長** 小学校につきましては、現在186名、先ほど申し上げました64.4%でございます。中学校が66名、52.0%でございます。

○**渡嘉敷喜代子委員** 今高等学校に63名のその発達障害の子がいるということ

ですけれども、この子たちは普通高等学校で学んでいらっしゃるんですか、それとも特別支援学校なんですか。

○金武正八郎教育長 今この63名は普通高等学校で学んでいます。

○渡嘉敷喜代子委員 そうすると63名についても普通高等学校で勉強している子供たちということですね。県立高等学校ですね。じゃあ、お尋ねします。小学校、中学校、高等学校も同じことだと思うんですけど、その特殊クラスというんですか、そういうクラスの先生はそういう子たちに対する理解はあるけれども、親学級の担任はなかなかその子に対しての理解度が薄いということで、親御さんたちからもそういう意見が聞かれるわけですけども、そういうことで陳情にも出ているように、陳情第112号の6番、障害理解のための研修実習を義務化したらどうかという要望が出ています。そのあたりはどうお考えでしょうか。先ほどの教育長の話では、できるだけ研修を受けてとかというけれども、やはり教師全体としての研修というものもやるべきではないかという要望なんですけれども、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

○金武正八郎教育長 特別支援理解推進事業というのが平成20年度から平成23年度まで実施しているところでございます。その中で、全教職員にしっかりと研修をやっております。今約6割の職員が全員研修を受けております。以上です。

○西銘純恵委員 6割というと、どの程度の担任が対象になるのかわかりませんが、やっぱり、全教師が義務化していくためにもそういう研修を深めて行かなきゃなという思いをするんですけど、そのあたり教育長の見解を聞かしてください。

○金武正八郎教育長 特別支援教育はやっぱり大変重要なことですので、私たちは平成23年までに100%全職員、特別支援理解推進事業を通して研修を全職員に進めていきたいと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員 陳情第124号の60ページの下の部分になりますけれども、家庭、学校、適応指導教室3者の連携について毎月定例の連絡会を持っているということですが、これは中学校でそういうことが行われているのか、それとも特別支援学校で行われているのかお尋ねしたいと思います。

○**金武正八郎教育長** 適応指導教室は、不登校の生徒への対応として実施をしております。今適応指導教室は、県内では全部で12カ所設置されております。そこで、発達障害に係る研修の実施、それから巡回アドバイザー、専門学級の設置などで支援しております。それから、家庭、学校、適応指導教室の3者の連絡会を毎月持っております。評価面においても先ほど申し上げましたけれども、不登校の児童生徒の評価についても学校と適応指導教室が連携をして本人に不利益にならないように評価方法を対応していくということでございます。

○**渡嘉敷喜代子委員** どの資料にでしたか、小、中学校において普通学級の、こういう3者との意見の交換というんですか、それに保護者が入っていないというような資料をちょっと見たような気がするんですけども、普通学校でのそういう保護者が入った意見交換とか、そういうのやられていますでしょうか。

○**金武正八郎教育長** この適応指導教室というのは、学校内ではなくて学校外の場所で不登校の児童生徒を学校生活への復帰を支援するために設置をしているものでございます。今11の市町村と総合教育センターで12カ所でこの適応指導教室において、この不登校の生徒たちが早く学校に戻るよう指導、支援をしているというところでございます。

○**渡嘉敷喜代子委員** 先ほども話に出ましたけれども、沖縄はかなり早い時期に気になる子の診断がおくれて、小学校、中学校、高等学校に行くにしたがってそういう子たちがふえてくるというような統計も出ていますよね。そのあたりを、全国に比べてどれくらい沖縄は多いのかどうかちょっとお尋ねしたいと思います。

○**金武正八郎教育長** 資料がちょっと手元のほうにございません。確認をして、ありましたらまた後で届けたいと思います。今のところあるかどうかもちょうとわかりませんので調べてみたいと思います。

○**渡嘉敷喜代子委員** ですから、就学期以降の発達障害の子供たちが、その改めて今まで小さいときにわからなかった子が学齢が進むにつれてふえていくという傾向は、私も何かの資料で見てるんですけど、ありますか。

○**金武正八郎教育長** 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態調査は文部科学省がやったものと、本県独自でやったものが2つございます。平成14年に文部科学省がやったものについては、全国で6.3%という結果が出ております。本県が平成20年度実施したものについては全体で3.4%で、特別な教育的支援を必要とする児童生徒がだいた学級に1人ないし2人程度にと私たちは把握をしております。以上です。

○**渡嘉敷喜代子委員** この間福祉保健部のほうでも、やっぱり気になる子たちの最初の段階での発見がおくれたということで、そんな3.4%どころではないだろうということがわかるわけです。この数字について、教育長は県としては3.4%出ているんだけど、本当にそういうことなのかその数字について認識をお尋ねしたいと思います。

○**金武正八郎教育長** 沖縄県における通常学級に在籍する特別な教育支援を必要とする児童生徒実態調査結果が全国の値からかけ離れた数値になっているんじゃないかという御指摘が幾つかございます。その中で、私たちとしては文部科学省として調査したのは平成14年です。今から7カ年くらい前ですけども。小学校、中学校が全国で3万5000校ある中、そしてまた小学校、中学生が約1109万人いる中から370校と約4万人を抽出した調査結果であるということです。本県は平成20年に一去年ですか一公立小中学校の全学校437校、全生徒約15万人を対象とした調査ですので、単純に調査方法や調査時期が異なっておりますので比較することは難しいと思っております。私たちとしては、今回の調査結果については、これを踏まえてやっぱり特別な教育的支援に必要とする児童生徒に特別支援教育の充実を図っていききたいと、それを踏まえて教育的支援をしていききたいと思っております。

○**渡嘉敷喜代子委員** 先ほどの質疑にも出ましたけれども、新設については5名以上でなくちゃ新設しないという答弁がありましたけれども、この件について、やはり他都道府県のほうに比べてはあの他都道府県ではほとんどの県が対象児を2名以上としているという統計も出ているわけですよ。そのあたりは、やはり他都道府県と比べてこれから検討していききたいと先ほどの教育長の答弁でしたけれども、このことを法的根拠がなければしっかりとそのあたりを、学級を新設していくという対応をしていかなければいけないと思うんですが、再度お尋ねしたいと思うんですが。

○**金武正八郎教育長** 新設の場合は原則として5人を下限としておりますけれども、5人未満の設置につきましても地域の特別支援学級の設置状況、それから市町村教育委員会の特別支援学級の設置計画、そして就学前の障害児児童生徒数を勘案しながら現在弾力的に設置することとしております。そうして進めていきたいと考えております。

○**渡嘉敷喜代子委員** 何か随分前向きな検討ではないのかなという思いがするんですけれども。やはり何名いようと学級をつくって教育していくということは大切だと思います。やっぱりその子たちも教育を受ける権利がありますので、そのあたりをしっかりと県としてサポートしていただきたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。陳情番号第97号の47ページです。宮森小学校のジェット機が墜落して、この間何周年—50周年ですか—その式典が行われていますが、今陳情処理の中で、うるま市や同教育委員会の意見を聞いて対応を検討したいと考えておりますということですが、意見を聞いてじゃなくて、県としてどうしていきたいのかです。なるべくこういうことは風化させてはならない。本当に基地があるゆえにこういうことが出てるわけですから、そのあたりは県としてどうしていきたいのかお尋ねしたいと思います。

○**金武正八郎教育長** 宮森の630館の設置については、やっぱり命と平和の尊さについて考える場である。やはり事故を風化させない取り組みとして大変意義深いものであります。大変重要であると考えております。県教育委員会としましても、やはり設置主体でありますうるま市や同教育委員会が、これについてどのような考えをしているのか、そしてどう構想を持っているのか、そういう意見を聞いて一緒にお互いに協力してやっていきたいと考えております。

○**渡嘉敷喜代子委員** 陳情の記のほうで、しっかりとそのあたりはうたっています。だから、やっぱり県としてももっと積極的な取り組みをしていただきたいなという思いがします。

ちょっと時間がありませんので先に進みます。陳情第88号の2です。沖縄学生会館の閉館に関する陳情ですが、今回、学生寮が老朽化したということで、やむなく閉寮しております。それについて今後また学生寮—規模は小さいにしても、建てていく気はないのかどうか、そのあたりが見えないんですが、教育委員会としてどういうお考えなんでしょうかお尋ねいたします。

○**金武正八郎教育長** 沖縄県の県外学生会館については、沖縄県県外学生寮検

討委員会において今後のあり方について検討を進めているところでございます。その中で、やはり施設の改築に当たっては事業効果、財政的負担等の観点からいろんな検討が必要でございます。それを、今沖縄県県外学生寮検討委員会において必要性をずっと検証しているところでして、それを年内をめどに結論を出していきたいと、沖縄県県外学生寮検討委員会で検討を進めているところでございます。

○渡嘉敷喜代子委員 保護者の皆さんとか、同窓会の皆さんというのはやはり規模が小さくても寮をつくってほしいという要望が多いと思うんです。やはり1000坪場所があるわけですから、財政難で半分は売るにしても、学生寮はしっかりと残してほしいというのが、恐らく同窓会の皆さんとか、出身者の保護者の皆さんそういう要望だと思うんです。それで、県から東京近郊の学校に通っている学生というのはどれくらいいるんですか。そして今沖英寮と南燈寮があるわけですが、入るのに大変な競争率だということも聞いているんです。そういうことで本当に東京近郊のどれくらいの学生がいるのか、そのあたりお尋ねしたいと思います。

○金武正八郎教育長 東京近郊に進学する者の数なんですけれども、平成20年5月1日現在で、学校基本調査によりますと、大学、短大を含めまして千葉県に121名、東京都に575名、神奈川県に237名、東京都、千葉県、神奈川県の合計で933名が進学をしております。以上でございます。

○渡嘉敷喜代子委員 やはり学生にとってはこういう沖縄の寮があるということは大変助かるわけですから。県民所得も低い沖縄のことですから、そのあたりをしっかりと教育委員会としても対応してほしいなと思います。以上で終わります。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後1時19分 再開

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

上原章委員。

○上原章委員 何点か少し確認させてください。まず51ページの陳情105号。サッカー専用スタジアムの建設に関する陳情なのですが、陳情処理方針で、県は那覇市に将来的に移管をするということもあって、しっかり話し合ってみたいという陳情処理方針になっています。先進地域も調査をしてくれていると思いますが、この実現に向けて、関係団体、今回もサッカー協会からも話が来ているわけですが、具体的にこの関係団体とのいろんな協議とか話し合いというのは進んでいるのでしょうか。まずお聞かせ願えますか。

○渡嘉敷通之保健体育課長 ただいまの質疑にお答えいたします。関係団体等はサッカー競技場建設に向けての連絡協議会の中のメンバーがーの中に入っているという状況ですので、その中で話し合いは、連絡を取り合いながら今回の報告書のほうも提出をしているところであります。以上です。

○上原章委員 それと那覇市との具体的な移管も含めてどのような協議が、中身、ちょっとありましたらお聞かせ願えますか。

○渡嘉敷通之保健体育課長 それでは那覇市との移管に関する件でお答えいたします。まず那覇市のほうとは、平成17年2月に奥武山球場の整備に係る覚書ということをお交わしております。県知事と那覇市長との間でです。那覇市としては、平成19年3月に那覇市の奥武山公園移管計画ということをお交わしております。その中で、那覇市は野球場と陸上競技場の整備をとということをお交わしております。まず那覇市としては、奥武山野球場の整備をします。それができ次第、次は陸上競技場、ただし国の支援等も含めて、支援があれば陸上競技場を整備します。この整備が済めば、平成29年をめどにすべての公園の移管計画という覚書でお交わしているところであります。

○上原章委員 実際、この陳情のほうからは陸上競技場にサッカースタジアムの建設をお願いしたいと、そういう陳情でありますけれども。この陸上競技場は、今の時点では皆さん県の管理になってはいますが、将来的にここはサッカースタジアムに那覇市がしていきたいということであれば、それはそれで県も理解を示していると認識していいんですか。

○渡嘉敷通之保健体育課長 それに関しては、認識は県のほうもしております。ただ、今後先ほども言ったように、那覇市の移管等もありますので、そこら辺

も含めて協議が必要だということと、今後、サッカー競技場、専用競技場として建設が可能かどうか。そこに関しては建ぺい率等々もあるかと思しますので、そこら辺の調査もかけて話し合いを進めていきたいと考えております。

○上原章委員 県内も非常に子供たちも含めて、サッカー人口が年々ふえていると聞いております。沖縄のこの比較しても野球よりもサッカーのほうがふえているというような話も聞いておりますけれども、実際にその辺の数字とか皆さんお持ちですか。

○渡嘉敷通之保健体育課長 これはサッカー今現在県内のほうでは、サッカーの専用ということで使われている競技場が5つあります。石垣市のほうのサッカーパークあかんまのほうを含めてです。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部が質疑の内容を確認する。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

渡嘉敷通之保健体育課長。

○渡嘉敷通之保健体育課長 人口ですけれども、2008年の調査では1万3160名の人口数となっております。これは少年から一般まで含めてです。以上です。

○上原章委員 野球もわかりますか。

○渡嘉敷通之保健体育課長 野球のほうは調査やってないです。

○上原章委員 もし比較できればなと思ったんですけれども。いずれにしても、非常に年々サッカー人口、子供たちも含めて広くまたふえていると聞いておりますので、ぜひこのサッカー環境が向上できるように、私もスタジアム実現を望んでいる1人なので、県のほうも那覇市としっかりタイアップして頑張りたいと要望しておきたいと思っております。

それから、先ほどほかの委員からもありましたけれども、陳情第124号、58ページです。発達障害児の支援についてなんです。先ほど教育長、就学児童、生徒の中の特に小学校、中学校の発達障害児の子供たち、支援が必要とされる

子供たちが一体県内にどれだけいるのかについて、先ほどは平成14年の全国の調査と県が独自で平成20年にやった調査、陳情の用紙の中にも県は3.4%と、国は6.3%と、これが調査した年数が違うということもありますし、また対象とする学校数またはそのアンケートをとった、調査をした数字が比較が直接できないというような話がありましたけれども、私はこの数字は6年前と6年後の数字調査、また対象とする絞り方の調査の仕組みもちょっと一概には比較できないところもあると思いますけど、ただやっぱりそれだけの1109万人に対して4万人を国は抽出して実態調査をし、県は県でこの全県的に対象としてやった、私は、調査は調査で整合性はあると思う。その中で全国は約6.3%、また県は3.4%と、約2倍違うわけです。これはある程度の数字の、僕は調査としては参考にはなると思うんです。逆に、何でこんなに沖縄が全国と比較して少ない数字になっているのか、これが本当に沖縄の数字なんだと教育長は思っているのか、まずそれをお聞かせ願いますか。

○金武正八郎教育長 国は平成14年に調査をしまして、6.3%ですか、6.3%、県は平成20年度に調査しまして3.4%と出ておりますけれども。どちらもやっぱりそれなりのことは調査の結果ですので、私たちとしてはしっかりと受けとめたいと思います。県が調査したもの、国が調査項目に使ってやったものでして、私たちも3.4%と出たんですが、これ以上いるかもしれないし、そういうところはその調査結果をもとにこれから支援をしっかりとやっていきたいと考えております。どちらも調査としては尊重すべきだと思っております。

○上原章委員 やっぱり人口密度でいうと、沖縄県は全国でも一番子供が多い県ということを考えてですね、7%くらいいるんじゃないかとも言われているわけなんです。この平成20年度に皆さんがやった調査の中身をしっかりと教育委員会として私は検証してほしいと。例えば、学校によっては1人もいませんと。そういうふうな報告をしているところがあると聞いております。本当にどのような調査をされたのか、単なるその学年で、先生方のその御判断でうちにはいないと、そうされているのかです。いずれにしても、調査をするときの項目に沿ってしっかりと対応されているのかぜひ検証して。教育長は、本当に3.4%それ以上に全国の数字と比較して、私は余りにもちょっと差があり過ぎるなどということを考えると、今一度沖縄の子供たちの置かれている実態の数字は認識していかないと、今後いろんな見守り体制を組むにしても、ここから崩れていると手が打てる部分も打てないということを非常に懸念しますが、どうでしょうか。

○金武正八郎教育長 他都道府県の、その後の調査結果も見てみますと、東京都が4.4%、それから福島県が4.0%、横浜市が6.5%、秋田県が1.4%、そして埼玉県が10.5%など結果もそれぞれ異なっております。その発達障害児についてはやはり学校による校長、コーディネーター、担当の教諭等が判断することもありますので、その辺のところでは少し各学校によって基本的な線は示していますけれども、そういう判断とかそれから親御さんがそういうことに対して、親御さんもそういうことに対してやっぱりそういう判定はやってほしくないという気持ちもあるかもしれません。いろいろなものを総合して、やっぱり3.4%よりはそれは少なくはなくても多くはあるだろうという認識は持っています。ですから結果は結果として受けとめて、その中身をしっかりと検証して、やっぱりその発達障害児に適切に教育的支援をしてまいりたいと思っております。

○上原章委員 本来なら早期発見、早期治療と。そういう意味では乳幼児のいろんな検診の中で、早く発見できれば沖縄県の就学後の子供たちもそんなに高い数字でもないのかなと思うんですけど。先ほどの全国的な数字と色々な県によってばらつきがあると、それは認識しております。その就学前の乳幼児のときにしっかり対応している県は、就学後も、それなりの非常に改善された数字になっていくわけですけれども、沖縄県の場合は、早期発見の部分も－これは皆さんの管轄ではないんですけども－福祉保健部のほうがゼロ歳から乳幼児の時期に、早期に発見して早期に治療すると、それはもう親御さんの関係者の皆さんからも異口同音に言われているわけですから。ただいまの段階では、沖縄県は全国と比較しても非常に立ちおけている、この障害の皆さんへの支援体制ができていないという部分で。就学後のところに、先ほど渡嘉敷喜代子委員がおっしゃっていましたが、年齢が、学年がふえるほどに発見されているというのも非常に厳しい現状なのかなと思います。むしろこれは逆じゃないかなと私は思っていますけれども。学校現場で、本当に支援を求めている、必要とする子どもさんの見落としがないように、それがまずあって、それに合わせた支援体制がふえるということだと思います。それと先ほどのこれ、本会議でも一般質問で取り上げさせていただきましたけど、支援の件なんですけど、特別支援教育支援員といわれる方々の資格というのはこういった資格の方を指すんですか。

○諸見里明県立学校教育課長 特別支援教育支援員については、できるだけ特

別支援教育小学校の免許状を有している方をお願いすることとしています。できるだけ多くです。

○上原章委員 実態はどうですか。

○上原敏彦義務教育課長 ただいまの件ですけれども、基本的には市町村教育委員会のほうで対応しておりますので、できるだけ市町村のほうでそういう免許を持った方について雇用をして、それ以外についてもできるだけそういう方を多くとれる形で配慮していると考えております。

○上原章委員 実態をちょっと把握していないようですので、できれば県のほうもその辺の実態は把握していただきたいと思います。大事なことだと思います。それでこの特別支援教育支援員の仕事というのはどういうことがありますか。

○諸見里明県立学校教育課長 支援の具体的な役割として、まず基本的生活習慣の確立のための日常生活上の介助、発達障害の児童生徒に対する学習支援、学習活動教室間移動等に関する介助、児童生徒の安全確保関係、あと運動会等学校行事における介助、それから周囲の児童生徒への障害理解の促進等々の役割をしています。以上です。

○上原章委員 あの学校現場で、ヘルパーさんというまたそういうサポートをしてくれる方もいますが、この方々と支援員とは全く違う職種ということだと思うんですが、これはそれでそう認識していいのか、ヘルパーさんという人のサポートをしている方の仕事はどういった内容なのか教えてください。

○諸見里明県立学校教育課長 介助員につきましてはヘルパーと呼ばれている方々ですけれど、介助員は主に職務内容は安全確保等の介助を行う者、それから支援員はさらにこれに学習上の支援を行う者、両方受け持つような形が支援員となります。

○上原章委員 学習支援もできるということであれば、それなりの資格を持っているわけですね。

○諸見里明県立学校教育課長 教員免許状を持っている方々です。

○上原章委員 国から、今この特別支援教育支援員の配置をとということで、もっと進められているわけなんですけれども、この支援員と今言ったヘルパーと呼ばれる方々は、国がこの進めている支援員とは全く違うものと認識していいんですか。それとも現場では同じものだと見ているんですか。

○諸見里明県立学校教育課長 同じようなものだと認識しております。

○上原章委員 これはちょっとおかしくないですか。国もこれは同じものだと認めているんですか。

○上原敏彦義務教育課長 ただいまの質疑ですけれども、基本的に特別支援教育支援員というのは市町村によって呼び方が違っておまして、例えばその仕事の内容ですけれども、基本的に生活習慣を確立するための日常生活上の介助とか、それから発達障害の児童への学習支援とかそういうことで、ヘルパーとか支援員とか呼び方が異なっております。

○上原章委員 私が聞いているのは、特別支援教育支援員、この方々は先ほどしっかり免許を持って当たるということで話がありました。ある意味では専門性を求められている方々だと思うんです。その方々と、先ほど各市町村がやっているヘルパーに関しては、そういった専門性もしっかり持って現場でされている方々になっているのか、その辺どうなんですか。

○上原敏彦義務教育課長 特別支援教育支援員は総称的なものであって、この具体的に免許とかなるべくそういう免許を持っている方を中心に採用しておりますけれども、基本的に先ほど申し上げました日常生活の介助とか、学習支援諸々のことができる方ということで考えております。

○上原章委員 余りよくわからないんですけれども、今国が特別財政措置交付金で、この支援の1校120万円、これを手当して、発達障害児の支援ということにしてあるわけですけれども、これは先ほどのヘルパー事業にも該当するというので、皆さんは認識しているわけですか。

○金武正八郎教育長 従来、小、中学校においてはこういう特別支援が必要な子に対しては学習支援員、介助員—まあヘルパーと呼んでいて—そういう中で

介助を行ってきたわけです。それが平成19年度になって、特別支援教育がスタートいたしまして、その後特別支援教育支援員の予算措置がされるようになってきたわけです。ですので、以前に市町村が安全確保と学習上の支援を行うという形で学習支援をやっていたのはヘルパーとかそういう意味をなしていたわけですが、国からそういう補助が出たのが今まで市町村でちょっと違いかもしれませんが、特別支援教育支援員という形で名前を使っております。ですから、市町村によっては両方使い分けしているところもあれば、一緒にしているところもあるかもしれませんし、また一緒に授業を一つに畳んでいるかもしれませんし、両方また少し平行してやっているところもあると考えられます。そういうことですが、

○上原章委員 私も身近に住んでいるところの小学校に、このヘルパー、一生懸命子供の介助をしてやっていたら、この支援員のお仕事も、ヘルパーのお仕事も非常に大事な、本当にクラスの授業が本当にその方が1対1でその子供さんを見ていただく、これ大変大事なことで、しっかり支えていただきたいわけなんで、ちょっと気になるのは、この支援員とヘルパーさんの役割というのが明確に、教育委員会の中でしていけないと、先ほど学習支援をやっていますよと、学習支援が本当にできるかと、そこまではできない方も現実にはいらっしゃるという現実も聞いております。この日常生活上の介助とか、本当に子供に発達障害の子供さんを資格を持って専門性もしっかり持ってやっていく部分と、またそれ以外の部分でしっかりと役割を明確にしていけないと、これは何か担任の先生方も非常にこれが一緒なのか、それとも全然、分けてやらなきゃいけないものなのかとか整理できていないという現実もあると聞いております。その辺はもう一度教育委員会の中で、この国が定めているこの支援員という部分と各市町村でやっている事業とのちょっと整理をする必要があるのではないのかと私は思いますけれど、どうですか。

○金武正八郎教育長 従来行っていた安全確保と学習上の支援のための学習支援と介助員が走っていて、今の国からの制度で特別支援教育支援員という2つが同時に走っているところではあると思いますけど、事実まだ私たちのところとして把握をしておりません。この辺はちょっと両方が介在しているところは、どうやっているかというのはちょっと把握していませんけど、ただ県としましては、各事務所でこういう発達障害の子供たちに対してどう支援していくかという基礎的な知識、それから支援法の技術を学ぶ研修会をやっております。これを2日間やって、やはりそういうところでどう支援員はどうすればいいのか、

ヘルパーはどうすればいいのかということは今研修をして、その実際に支援員がちゃんとしっかりと支援できるような形を今研修等で対応しているところがあります。

○上原章委員 ぜひその辺の、現場の問題点というのはしっかり把握して、手を打っていただきたいんですが。先ほどの国から出ている交付金なんですが、1校につき120万円ということなんですが、これは一律に沖縄県内一本会議でも質問させていただきましたが、これも現場からの要望に対して6割配置されていないという答弁でしたけれども、実際この1校120万円、これは各市町村に交付されているとは思いますが、実際、本来このお金は支援員へということでおりにしているわけですが、プールで一般財源でおりにしていると、そういう中ですね、しっかり各市町村に適正なこの交付金が利用されるように県はしっかり指導していただきたいんですが。実際、市町村によっては市町村の予算を出してでも強化しているところもあれば、市町村によってはそういった生徒はいないということで、必要はないとかいろいろお話がありましたけれども、実際、県内の学校、この取り組みは今年から幼稚園も入っていると聞いてますけれども、具体的におりにしている予算、120万円と1校につき決まっているわけですが、それに対して実際執行されている予算というのは皆さん把握していますか。

○金武正八郎教育長 幼稚園は今把握はしておりませんが。平成21年度は、新規で、ことしから幼稚園各1園当たり約50万円を予定しているということをお伺いしております。

○上原章委員 1校120万円というのは、基本的には1校に1人という1つの配置のとらえ方ですか。

○岩井健一教育管理統括監 1人とかそういうことじゃなくて、あくまでも1校に120万円の交付税措置をしたと。基準財政需要額に入れ込んだということで。先ほど、この120万円というのは小学校、中学校1校当たりでございます。幼稚園につきましては、平成21年度からということでございますけれども、約50万円ということでございます。

○上原章委員 先ほど話ししましたように、この120万円とか50万円のこの考え方は1校に1人というような考え方ではないわけですね。

○岩井健一教育庁管理統括官　そうでございます。

○上原章委員　最後に、この各現場からは725名の配置の要望が来ていると。これ本会議で教育庁の答弁なんですけど、その中で約321名不足していると。これは各市町村、今の交付金等でいろいろやっているわけなんですけども、足りない分は、しっかり現場と県が協議をして、県がその足りない分も市町村としっかり僕は支える、しっかり支援する県の予算を確保してでもやる必要があると思うんですが、どうでしょう。

○金武正八郎教育長　県教育委員会としましては、市町村の教育委員会のほうへ通知文による周知は特別支援教育連絡協議会において、その地方財政処置も適切な活用並びに支援員の予算確保や推進計画の作成をしていたような指導、助言をしているところでございます。これからもそう進めてまいります。

○上原章委員　ぜひですね、市町村も大変厳しい体制の中で頑張っています。先ほども申し上げましたように、多分教育委員会がつかんでいる発達障害支援を必要とする子供たちの数は、私はもっと多いと思っておりますので、ぜひその辺の実態調査をしていただいて、それに対する支援配置、県が積極的にやっていただきたい。今後もまた注目していきたいと思っておりますので、要望としてお願い申し上げます。以上です。

○赤嶺昇委員長　ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員　引き続き特別支援教育についての質疑をさせていただきますけれども、陳情第124号。そうですね58ページ1、2、3についてお伺いしたいと思っておりますけれども。1について処理方針お伺いしたいと思っておりますけれども。就学時健康診断における早期発見、早期対応が充実するように、市町村に指導、助言に努めてまいりますという処理方針になっているんですけれども、あの、学校現場におけるその健康診断体制、その体制はいわゆる早期発見できる体制にあるかどうかということをお聞きしたいと思います。

○諸見里明県立学校教育課長　就学時健康診断についてお答えいたします。就

学時健康診断につきましては、学校保健安全法で定められておまして、栄養状態から始まって、視覚、聴力いろいろ規定されているんですけども、その中で、知能それから適切な検査によって知的障害の発見に努め等々がございまして、その中で健康診断の中で努めるようにしているということだと認識しております。

○奥平一夫委員 その発達障害児を早期発見していくという、つまり就学時にできるだけ早期に発見するという体制を強化するということは、入り口で発見するということは非常に大事でありますから、そういう意味では体制強化は重要なキーワードになると思うんですけども、今のような体制、例えばこの中で専門いわゆる発達障害の発見のための体制、専門員の配置というのは皆さんが今実際やっているその体制で十分なのか、それとももっと必要な体制人員、専門員の配置、その辺に差異はないのか、その辺を少しお伺いしたいんですが。実際その早期発見したいという、皆さんのお気持ちがもしあるんでしたら、体制をきちっと強化をしていくということは非常に大事だし、そういう意味では人員の体制、専門医、熟練者できるだけそういう知識を要したそういう専門の先生方を輩出すべきではないかという思いで今質疑しておりますので、いかがでしょう。

○金武正八郎教育長 就学時の健康診断は、市町村の教育委員会が実施しております。そのときに発達障害等が発見された場合には、医療、福祉等の関係機関と連携して、どういうふうに対応していくかということをして市町村教育委員会のほうへ指導、助言をしているわけです。それに基づいて、その気になる子供にどう支援していくか、例えば特別支援学級なんか、またどういう形で支援していくかについて市町村教育委員会等と協議しながら支援をしているということです。

○奥平一夫委員 これは次の僕の質疑にも関連していることなんですけど、今は入り口でどういう体制をつくっているのかということをお聞きしているんです。いわゆる健康診断という一つの窓口でね、入り口でいかに早期に発見するか、その体制をどう強化しようとしているかということをお聞きしているんです。

○金武正八郎教育長 先ほど申し上げましたように、就学時の健康診断を市町村教育委員会が実施をいたします。そこで発達障害等が発見された場合には、

それを受けて沖縄県心身障害児適正就学指導委員会というのがございます。そこでは、心身の障害のある児童及び生徒就学についての適正な診断、判定及び就学指導について県教育委員会に意見を答申することとなっております。メンバーといたしましては、視覚、聴覚、精神、整形外科等の専門医、大学教授、そして元学校長との学識経験者そして特別支援教育関係教育機関等から特別支援教育についての見識を有する者を19名選び、総合的にこちらのほうで判断することとなっております。以上でございます。

○奥平一夫委員 これは就学前の体制ですよ。ですから私が今聞いているのは質疑の趣旨にもありますように、就学時の検診についての入り口を言っているわけです。そこではその発達障害の子供たちを発見しようという体制ではないと理解していいですか。これ就学前の話とどうつないでくるかというお話だったと思うんです、今教育長の話は。問題は、その健康診断という場で就学をして初めての健康診断の中で、その発達障害の子を早期発見すると、皆さん処理方針でもきちんと書いてあるわけです、充実させたいと。

○金武正八郎教育長 私たちといたしましては、これは市町村で就学時の健康診断でやっぱり発達障害等がいろいろ見えたら、それを受けてやっぱり・
・。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、奥平委員が答弁について再確認。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

金武正八郎教育長。

○金武正八郎教育長 私たちとしては、就学時の健康診断、その健康診断の中にその項目がございますので、これを把握をしてそこを踏まえて適切にという形になっております。

○奥平一夫委員 ですから、そういう答弁が欲しかったわけです。問題は今の体制で、その発見できる体制として充実しているんですかということをお伺いしたい。今の学校現場でそういうことは充実してるんですかと。発見するには、それ相応の熟練したいろんな専門家の先生方が必要であると思うんです。先日

まで、福祉保健部の皆さんとその保育所の問題とか、乳幼児期の発見をどうするかという意見交換の中でやっぱりきちんとした体制を整えて、その早目の発見をしていくということが一番大事だということをおっしゃっていますから、就学時のときの発見をどう早期にするか、あるいはその早期にどう対応していくかということが大事じゃないかと。そういう意味では、健康診断時の発見のための充実した体制というのが実際学校現場でそれがきちんできてるんですかというのが質疑なんです。それでよしとするんですか、それともそういう体制を強化しようとお考えですかという教育長の御意見を伺いたいわけです。

○金武正八郎教育長 就学時の健康診断については、先ほどから申し上げていきますように市町村の教育委員会がやっておりますけれども、私たちの守備範囲といたしましては、その就学時に健康診断をもってきて、その中でそういう項目の中でチェック機能があって、その中で見えた部分についてまた適正のほうに上げて指導をスタートしていくんです。市町村のほうとしては、それ以前にまた就学時前の指導も市町村なりにやっておりますので、県としては市町村がやっぱりそういう部分をしっかり指導していただいて、就学時もまた指導していただいてつないでくれるように私たちとしては指導、助言をしていきたいと思っております。

○奥平一夫委員 健康診断、各小学校、中学校、高等学校が市町村の責任においてということをおっしゃっているんですけれども、どうしてもやっぱり入り口のところできちんとして体制を強化して早期発見につなげるという、あるいは早期支援につなげるということが非常に大事だと思うんです。そういう意味で皆さんがその処理方針、少しちょっと不満なんです。ですから、この早期発見、早期支援が充実するように努めますということだけでは少し物足りない。やはりきちんと市町村と連携をしながら、その体制強化についても市町村に指導、充実を強く求めていくということはぜひ必要だと思いますので、この議論はこれくらいにしておきたいと思っています。

時間がないようで、ほかのもう一つお聞きしたいと思うんですが。幼稚園の支援体制についても非常に気になるんです。実は、幼稚園ではなかなか以前まではそういう支援体制が充実していなくて、なかなかその発見がおくれたりということもあるんですけれども、例えば、公立でも構わないと思うんですけれども、幼稚園教育に対する研修、これはどのような体制で今なさっているんですか。年にどれくらい研修をやり、あるいは講演会を開いたりしてそういう支援をやっているんでしょうか。ちょっとお聞かせください。

○**金武正八郎教育長** 幼稚園の支援につきましては、発達障害の気づきの支援については、各教育事務所において幼稚園の特別支援教育コーディネーターを対象に研修会を実施しております。それから幼稚園の中にも、園内委員会というのを設置していただくようお願いをして、この発達障害の子供たちにどう対応するかというための園内委員会の設置なんです。平成20年度は72.8%となっております。教育的支援の必要な幼児の指導に関する共通確認がなされ、支援が充実しつつあると思っております。また小学校と連携しての支援もまた進んでいるとの報告もあります。各教育事務所には、巡回アドバイザーというのが配置されておまして、また専門家チームもあります。その活用状況でも61.3%、それから専門家チームでも44.0%ありまして、支援体制を図っているということでございます。以上でございます。

○**奥平一夫委員** 例えば就学前の子が、その後就学していく、つないでいく支援体制これどう実際やっつけていらっしゃるんですか。

○**金武正八郎教育長** 幼稚園においては、やっぱり特別支援の理解が進みつつありますから、早期から支援を充実させるために園内にコーディネーターを配置しています。ですから、コーディネーターがその子についていろんな把握をして、ほかの職員それから父母との連携をとりながらその子の適切な指導、支援を図っております。以上です。

○**奥平一夫委員** 例えば、やはり学校における特別支援というのは平成19年からですから、もう2年近くなります。その中でも職員間、学校間によって特別支援教育に対する考え方の強弱があって、学校間の格差あるいは学級間の格差が僕はあるような気がするんです。つまり、きちんとか研修を受けて何度も繰り返し学んだ先生と、なかなか講習が受けられない状態の先生方と対応の仕方は随分違うと思います。それはまた管理職のその問題に対する考え方、取り組みは学校間の格差というものも出てくるような気がするんですけれども、その辺の解消について、教育委員会としてはどのように考えるか。

○**金武正八郎教育長** 特別支援教育が平成19年の4月にスタートしまして、3年目を迎えます。ですから特別支援教育というのは、今までの特別支援学校だけではなくて、特別支援の必要な児童、生徒がいる小学校、中学校、高等学校すべての学校で行われるようになっております。それで今まで考えられなかつ

た高等学校にもそういう特別支援の生徒がいるという実情があります。それを受けて、文部科学省から3年間を受けて、特別支援教育理解推進事業ということで3年間の中でまず全管理職をしっかり研修をして、管理職からその理解に対して底上げをすると、そして全教員にその3年間のうちに必ず研修を受けさせるという形で今進めております。ですから、平成23年までは全員受けることとなります。それから各学校には小学校、中学校、高等学校には支援コーディネーターを全学校に配置しています。100%入っています。沖縄県全部配置しております。この支援コーディネーターがその児童、生徒のまた学級、担任とかいろんな学校全体とのかかわりをコーディネートして支援をしております。もう一つは、校内委員会というのがありまして、それも特別支援に関していろんな課題とか問題とかある場合にはその中で検討するという、これは校内委員会も全小学校、中学校、沖縄県100%設置しております。そういう形の中でいろいろ課題はありますけれども、やっぱり特別支援教育がスタートして間もないですから、先生方もいろいろ悩んだり、取り組み難しいところもありますけれども、その中でいろいろ話し合いをしながらコーディネーターがいろんな情報を入れながら学校内で研修をして、少しずつ少しずつ進めているところでございます。

○奥平一夫委員 最近、学校の先生とお話しする機会がありました。小学校2年生が少し障害があるんじゃないのかなというふうな、学校の職員間ではちょっとおかしいなと思っているんですけどなかなかそれが相談できなくて、もちろん、親にも相談できない状態で、今でもみんな気づきは少しあるんだけど、どうなんだろうかというようなことが、実際ここまでつい最近の話ですけども、自分としては、ちょっとLDか何かじゃないかなと思うんだけど、それがどこにもっていけばいいのか自分でもわからないんで、ちょっと気になるんですよという話をちょっと聞いた覚えがあるものですから。その辺の学校間、学校によってはそういう体制で本当にどうすればいいのか、学校委員会というのもあるとおっしゃいましたし、コーディネーターがいらっしゃるというんですけど、そのコーディネーターというのは、これは何か免許を持った専門の先生でいらっしゃいますか。

○金武正八郎教育長 コーディネーターは、特に免許が必要というわけではなくて、学校の中で特別支援教育についてこういう調整をしていただく公務の1つとして考えられたらいいと思います。

○奥平一夫委員　そういう意味では、学校現場でもそういう取り扱いについても若干それぞれまだいろんな問題があると思いますので、本当に職員の研修も含めて、そういう特別支援教育についての全職員の理解といいますか、それについてしっかり取り組んでいただければなと思います。もう一つ質疑させていただきます。30人学級の問題で、49ページですけども少し質疑をさせていただきます。この問題は仲井眞知事の公約でもありますし、公約というのは任期内に実現しないとイケない、公約違反になるわけですから。そういう意味では、積極的に教育庁としてもこの事業進めていかなきゃいけないと思っておりますけれども、ぜひ、積極的な支援あるいは姿勢が必要だと思っております。それで現状で、いわゆる教育庁が考えているその30人学級の考え方なんですけれども、これは、いわゆる小学校6学年まで全学年あるいは中学3年まで全学年、必要というか30人学級という認識の中にどこまでそれが入っているのかその辺を少しお聞かせください。

○金武正八郎教育長　30人学級は前から申し上げますように、きめ細やかな指導を推進して、児童一人一人が基本的な生活習慣や社会規範を身につけ、基礎学力の定着を図るとというのが目的で今進めておりますけれども、私どもとしましては、まずことし2年生に導入いたしましたので、小学校1年生と2年生に今導入しておりますので、やはり3年生についてはその検証の結果、そしてやっぱり全国の動向、国の動向そういうものを踏まえて対応していきたいと思っております。

○奥平一夫委員　よく他都道府県の動向を見ながらというようなお話を行政の皆さんがなさるので、知事の公約の中にもありますね、他都道府県の動向というよりむしろ沖縄県独自のいわゆる30人学級を進めるという意欲があってもいいと僕は思っているんですけど。ずっとこの間、他都道府県の動向を見ながらという横並びではなくて、やっぱり沖縄だけはここは突出してるんだという意気込みで、教育長にはそれを進めてほしいなと思っております。この3番目の、児童生徒の生徒数の推移とか、退職者の見込みとかというようなことを考慮しながら、計画的に行っているということですけども、ですから、私が聞いたのは教育長が考えているその30人学級というのはどこまでを30人学級と、つまりさっき言ったようにもとに戻るんですけど、中学3年生までなのか、小学校6年生までなのか、3年生でとまるのか、今1年半しかないんですね、仲井眞知事の任期は。どこまでを想定して30人学級の実現を、その検討委員会で検討しているんでしょうか。

○金武正八郎教育長 30人学級については、まず一つは市町村教育委員会の意見を大きく聞きたいなと考えております。市町村の教育委員会のアンケートによりますと、小学校3年生からは少人数指導が適切ではないかという意見もありますし、それも踏まえて、まず一つは、今年2年目に入りましたので、やっぱり2年目に入っても具体的にどういう効果があったのか、それをしっかり検証して、やっぱり市町村のそういう学年の拡大の意見も聞いて、そして他都道府県も今2年生までやっているところが何県かで、1県だけが6年生までやっているというそういう状況もございますし、また国もどういうふうにして加配定数をつけていくかそういうことも見計らってですね、いろんなものを総合的に考えて対応していきたいと思っております。以上でございます。

○奥平一夫委員 意地悪な質疑ですけど、知事任期の来年の11月までは、小学校6年生までとか、完全30人学級の実現というのは無理だと理解してよろしいですか。簡単に答弁お願いします。時間がありませんので。

○金武正八郎教育長 繰り返すことになりますけれども、30人学級の拡大については、やっぱり少人数指導や少人数学級編成実施校の効果の検証、やっぱり市町村教育委員会の意見を聞く、それから国の動向、各都道府県の状況を踏まえて、やっぱり少人数教育の方法について研究をして、それを踏まえて考えていきたいと思っております。

○奥平一夫委員 これくらいにして、一応今の質疑自体は終わらせていただきますけど。本当にできないものはできないで構わないんです。知事と相談をされているはずですから。それはきちんと頑張ったけどだめでしたというふうな答弁でもよろしいです。

次に、陳情第74号の3についてその15についてお伺いしたいんですけど。この文化財関係の国庫補助の県単独補助が非常に減らされていて、各市町村はこの文化財補助事業で相当窮地に立っているんです。県の補助率が相当下げられている。それぞれ各市町村、いろいろ補助率が違うんですけども。まずその各市町村の、本当に文化財の保護について、本当は認識を聞きたいんですが、時間的にも無理ですので、この予算の確保について、いわゆる補助率の回復について教育長のお考えを聞きたいと思っております。

○金武正八郎教育長 国庫補助事業費からの県の補助金につきましては、おっ

しゃるとおりでございませけれども、私ども今後とも予算の確保に努めて補助率の上限をつけていきたいと。そのお互いの割り振りの率の上限に近づけていきたいと思ひます。

○奥平一夫委員 これは去年も、一昨年も同じ答弁ですけど、そういうありきたりな答弁じゃなくて、実際、その市町村の現場をきちんと見ていただいて本当にああいう文化財が本当に荒れ放題といひますか、雑草が繁茂したり本当に大変なんです。そういう意味でちょうどこれ教育委員会が悪いというわけじゃないんですけども。そういう三位一体の改革の中で、本当に地方の補助関係も、財政も非常に厳しくなっている中で、少なくともやっぱり文化財をきちんと保護する役割を持った教育委員会がこの辺はしっかり対応していかないと、文化財を本当にみんなおざなりになってしまいます。そういう意味で、恐らく切実に本当にこの補助率を何とか回復してほしいという意味で、要請出ているはずですから、ありきたりの答弁じゃなくて、もっと実態把握をして手当をしていくということをぜひやっていただきたいと思ひます。答弁を求めます、最後に。

○金武正八郎教育長 補助金につきましては、今平成21年度の54件の補助事業、2100万円の補助金になっております。私たちとしましては、その文化財の保存事業費補助金交付要綱がございませるので、それに基づいて予算の範囲内ですっきりと補助をしてまいりたいと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
佐喜真淳委員。

○佐喜真淳委員 よろしくお願ひします。手短に行ひませけれども、誠意ある答弁をよろしくお願ひします。

43ページ、陳情第98号ですけれども。個人的には非常におもしろいなという思ひで質疑させていだきたいんですけども。八重山地域と台湾の修学旅行の件ですけれども。具体的にどういふふうな形で今やりとりされていられるのか、計画もあるのかどうかを含めてですね、具体的な説明をお願ひできますか。

○上原敏彦義務教育課長 ただいまの質疑にお答えいたします。去る5月20日に八重山市町会から石垣市、竹富町、与那国町内の中学校の修学旅行先をこれまでの九州圏内から台湾へ実施したいとそういう旨の要請を受けたところございませ。要請の趣旨といたしましては、国際社会における人材と国際理解を

図る観点から地理的優位性を生かした人的交流を図ることと伺っております。
以上のような要請がございました。以上でございます。

○佐喜真淳委員 要請を受けたという話はわかるんですけど、具体的にこれ多分クリアする問題とか、処理方針には書いてるんですけども、前提として、航路、空路の充実があってという話で陳情者は書かれているんですけども、結局、結論からいうとどれくらいのスパンで、計画というのかな、実現可能も含めて大体いつごろまでにはそういうことが目安として出てくるのか、そのあたりまでは説明できますか。

○金武正八郎教育長 公立小学校、中学校の修学旅行については、所管の教育委員会が定めることとなりますので、特に今年からやりたいというのであればそれはできることになると思います。ただ、いろんな形でお互いに、県教育委員会としましては、事前に親の負担とか、生徒の健康、そういう調整もありますけど、基本的には市町村の教育委員会の判断になると考えています。

○佐喜真淳委員 わかりました。どうぞ頑張ってください。

続きまして、58ページの第124号。発達障害の件なんですけど。先週の金曜日、福祉保健部とのやりとりの中で、当然市町村との連携、あるいは県は市町村に対して指導あるいは環境を整えていくというお話もございました。私、聞きたいのは、第3次沖縄県障害者基本計画ちゅら島障害者プラン、平成16年3月に制定されているんですが、平成21年6月には変更されているんですけども、この中で教育委員会が持つ役割あるいは福祉保健部との連携、役割分担も含めてですけども、連携って非常に密にしないといけないなと思うんです。現時点でどのような形で障害者あるいはまた発達障害者の方々の環境整備とか、あるいは人材育成、あるいは専門的な人材を派遣する件も含めて福祉保健部とどういうやりとりをされて、どういうふうな形でのまとめとなっているか、ちょっと御説明いただきたい。

○金武正八郎教育長 福祉保健部のほうと一先ほど上原章委員のほうからもお話がありましたように一就学時のときに私たちは健康診断に基づいて心身障害時適正就学指導委員会を開いて適切に対応していくんですけども、その市町村がこれは基本的に行うんですけども、それ以前のことについては福祉保健部のほうでやりますんですけども、そこのつながりがうまくいくような形で、これからお互いに福祉保健部と連携をとっていく必要があると思います。

○佐喜真淳委員 おっしゃるとおりだと思います。ただ今日までやられていたかどうかというのはクエッションなんですけれども。この中で12ページで非常にいいことが2行、3行なんですけれども、「乳幼児期から学校卒業まで一貫した教育、療育体制の充実に努めます。また障害のある子供たちやその家族が望む就学先の選択枠が広がるように就学指導体制の充実に努める」ということで、これ(1)でうたわれているんですけれども、一人一人の個性と可能性かつ社会参加の拡大を目指すという文言なんですけど、早期教育の実現とか、学校教育の充実に12ページ、13ページでいろいろと教育現場の、教育委員会としては、これは既に認識し、そういうふうな形で実行しているということで理解していいんですか。

○金武正八郎教育長 今お話ししている福祉保健行政機関との連携ですけれども、特別支援地域連携協議会というのを設置しております。それは、学識経験者、医療機関職員、福祉保健行政機関職員、労働行政機関職員、障害児(者)関係団体代表、教育行政機関職員等で構成しております。具体的には、県内における障害のある子供の支援体制のために、教育、福祉、医療、労働との関係機関の役割分担を一応確認して、各地において縦断的、横断的な体制整備の支援それから助言、情報提供等をその特別支援地域連携協議会のほうからやっておるところでございます。以上でございます。

○佐喜真淳委員 私が聞いているのは、せっかく皆さん福祉保健部がつくったかどうかは別としても、教育委員会の役割とか意外としっかりと訴えているし、そのあたりで平成21年6月に設置されているんですけれども、障害者に対しての目の向け方というのが法律も含めてしっかりと明記されてきているんです。例えば、教育基本法が改正されて、平成18年12月に教育の機会均等法に係る規定に障害者の教育に係る支援が明記された。これが教育基本法の中にもうたわれているんです。逆にいうと、皆さんがやるべきことと、あるいは福祉保健部がやるべきことと、あるいは一緒に連携をとってやるべきことがしっかりとここで皆さん議論してやらなきゃいけないんだけど、ただ今の答弁からすると余りこれ伝わってこないんです。言ってることわかりますか。例えば、これ福祉保健部がつくっている発達障害者支援体制整備計画案なんです。これは案として、今パブリックコメントをやっている最中なんですけれども。7月10日に必着で今やっていますけれども。その中で計画案の中に、末のほうに書いてあるのは、「本計画実施に当たっては、県教育委員会が所管する沖縄県広域特別支援連携

協議会、連携体制の確立が必須条件です。」と。だからこそ、早期発見、早期支援含めて私福祉保健部聞いても、何か教育委員会との壁があるんじゃないのか、本来ならば連携をとらないといけないところをどんだん子供たちというのは生まれてどんだん成長していくんですけれども、結局、保護者が心配しているのはしっかりとそういう環境というものが、福祉保健部だろうと教育委員会だろうといいと思うんです。ただ、段階的に教育という現場に入っていけば、教育環境というのは個別な支援体制計画も含めて引き継いでほしいというのが一つの案だと思うんです。ただ、今の話からすると、なかなか私はこういう事をやっているんだなど、福祉保健部が連携をとってやっているんだなど、教育委員会と福祉保健部が連携をとってやっていることが肌で感じられないんです。何か特別、福祉保健部と教育委員会が連携をとってこの件についてやることってありますか。ここだけはやってるとか。例えば、早期発見、早期支援に関してもそうです。言葉は簡単なんだけれども、実際福祉保健部が持っている数字と教育委員会が持っている数字というのがギャップが激しいんですよ。それは詰めているというのはどう詰めているのか、どういう対策をしているかというのが、お互いの答弁というか、説明では見えてこないんです。これ、説明できますか。

○金武正八郎教育長 福祉保健部との連携につきましては、先ほど申し上げましたように、沖縄県広域特別支援連携協議会の中で、具体的には保護者や関係職員が活用できる情報としての支援のためのリソース一覧というものとか、それから一環した相談事業を進めてもサポートノートエイブルを作成して連携を図っているとなっております。

○佐喜真淳委員 まず、もう少し砕けてお話させていただきたいんですけど、福祉保健部と教育委員会が連携をとるのはもう絶対条件だと思うんです。今まで、その何か手が差し伸べられなかったところに対して福祉保健部と教育委員会がしっかりと、手を差し伸べて支援をしていく。そのためには早期発見しなきゃいけない。それは1歳児だろうが、3歳児だろうが、6歳児だろうがいいんですけども、そうすると、だんだんそこには幼稚園とか小学部に上がっていくと。そうすると環境というのは整えるために福祉保健部と連携をとるというのは、まさに環境整備だと思うんです。であるならば、皆さんはそういう教育委員会の中でしっかりとした窓口というのはお持ちなんですか。それを持っていて、例えばこれは福祉保健部とキャッチボールやっていると結論を分析しながら、今度は市町村を立てないといけないじゃないですか。だからそ

の横の連携と縦の連携というのを皆さんがどういうふうにして今日までやっているかというのを聞きたいんですよ。福祉保健部と今言ったように支援連絡協議会であるならば、いつごろこれをしっかりとまとめて、この環境というのを拡充、拡大していくのか、ただまず話からすると伝わってこないんです。だから、できたら担当でよろしいんですけど、この部分に対してはどこが窓口になっていて、今何をしているのかというのを担当のほうから、課長からでよろしいです。

○比嘉浩 県立学校教育課主任指導主事 沖縄県広域特別支援連携協議会は、平成17年から県教育委員会の中において、先ほど教育長がおっしゃったようなメンバーを招聘してそれぞれの機関が障害のある子供たちに連携して対応できるような体制づくりをやっております。毎年、年間2回です。その中での主な取り組みとしてサポートノートエイブル、これ保護者のほうがいろんな機関に支援に行くときにいつも同じことを聞かれると。でしたらそういう情報を一つにまとめたほうが、あったほうがいいじゃないかという、そういう要望もあって沖縄県広域特別支援連携協議会の中でそれぞれ福祉保健部とか、いろんな機関とか連絡をしながらそういうものが必要ですよということで昨年お話がまとまりまして、今年度つくってーこれは使用を希望する保護者に配付して、保護者が自己管理のもとにいろんなところで支援ノートをつないで使っていただけるような体制づくりを今やっております。広域を持つ前に、その福祉保健部とも部局間の調整するために連絡協議会ー小さい集まりなんですけどー担当者同士のお話合いはきちんと持って、この広域連携協議がスムーズに進行できるような体制づくりを今行っております。以上です。

○佐喜真淳 委員 どうぞ福祉保健部と教育委員会しっかりと、やっぱり連携をとりながら、これだけ陳情が上がってきている。ましてやどんどんと法律も改正されながら皆さんの役割分担というか、あるいは教育委員会、福祉保健部のやりとりが必要だと思うんです。窓口をしっかりと持って、常に連携をとっておかないとこの分野はどんどんおくれる気がしてならない。だからこそ、むしろ教育委員会からはっぱをかけるくらいの意気込みでやってほしいということがあるんですけど。ただ、今は平成17年度から連絡協議会を立ち上げてやっているらしいんですけども、実際に今保護者とかいろんな方々との連携をとってやって、サポートノートエイブルは、今回の陳情に関して1から幾つあるんだ、7つ、9つあるんですよ、平成17年から約四、五年かけてやって、まだ少なくとも9つの陳情をやってほしいという教育委員会に対して要望が出て

いるということは、私はまだ平成11年から立ち上がった協議会というのはむしろもっと拡充しながら保護者の意見をどんどん吸い上げてほしいなということなんです。どれくらいの頻度で会議を持っているのかちょっとわからないし、どれくらいの保護者の方々と一緒になってやっているかわからないですけども、メンバーってどれくらいいらっしゃるんですか。

○比嘉浩県立学校教育課主任指導主事 平成20年度のメンバーは医療機関の方、それから学識経験者、あと福祉保健行政の職員です。あと労働行政の職員、障害者関係の団体の代表の方も入っていただいています。全部で19名で、この広域の連携協議会は構成されております。

○佐喜真淳委員 もう時間がないですから、このあたりであれしますが。いずれにしても、私思うのは特に障害児の方々、発達障害に限らず身体、知的も全部含めてですけども、これからもっと厳しくなるような気がする。当然これは予算も含めてですけど。皆さんこういう形で、教育長これ読んだことありますよね、あの第3次沖縄県障害者基本方針。いずれにしても、ぜひ教育という現場に障害児の皆様方明確に出てきています。というからには、皆さんしっかりと計画を立てて、保護者とか、学校現場あるいは福祉保健部含めて連携をとりながら何が必要かと、優先順位は予算の部分で出てくると思いますが、避けてはいけない分野だと思いますから、ぜひそのあたりはやっぱり教育長の、私は逆に決意を聞きたいなど。今言った福祉保健部の件もそうですけど、保護者、地域、市町村も含めて、この分野に関してはどのようなことをやっていきたいか、私は決意としてはやっていくという気持ちが聞ければ終わりたいと思います。

○金武正八郎教育長 特別支援教育については、個別の教育支援計画というのが乳幼児期から学校卒業まで一貫した目的でこれから作成が義務づけられております。ですので、やはり私としましては、福祉、医療、労働機関等でしっかりと父母とも連携をとりながら、福祉でやるべき役割、また私たちの役割をしっかりと認識して、また連携するところは連携をとってまた進めてまいりたいと思っております。

○佐喜真淳委員 要望ですけど。当然、当初は沖縄県は専門の先生方もいらっしゃるって、だんだんとそれが後進県となってきた。逆にいうと、私は沖縄が先進県となり得るくらいの情熱と計画性を持ってやっていただきたい。これ

は教育委員会だけではできない。だからこそ福祉保健部とかあるいは地域、あるいは市町村、連携をとってやってほしいし、避けては通れないし、避けてもいけない分野ですから窓口もしっかり対応していただくようにしっかりつくってやっていただくようお願いいたします。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑ありませんか。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 30人学級からお尋ねします。陳情第124号、20ページからです。制度設計検討委員会を持っているということですがけれども、どのようなことをやっていたか。何回会議が持たれましたか、去年から、できたときから。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、説明者から調べてから後ほど答弁したい旨の説明あり。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 あの陳情書は、この検討委員会の中に、学識経験者や教職員組合、関係者を入れてほしいということ、そして外部に照会してほしいということ要望されているんですけども、答弁は庁内の職員で構成をして非公開にしているとあるんですけども、どうして非公開ということにするんでしょうか。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、説明者から調べてから後ほど答弁したい旨の説明あり。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 それでは30人学級に関する質疑だけをやりたいと思います。施設については、市町村と連携してという答弁をずっとやっています。あの1

年生でも施設がなく、できていないところがありますよね。今年度2年生ということですがけれども、この施設を市町村とどのように連携をして解決をしていくのか、そして今できている1年生の学級、あと施設問題でつくられていないのはどれだけなのか。

○上原敏彦義務教育課長 今年度30人学級ですがけれども、1年生は638学級のうち547学級、85.7%の設置でございます。2年生は645学級のうちの532学級で、82.5%となっております。以上でございます。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長が先ほど保留した答弁を求める。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

上原敏彦義務教育課長。

○上原敏彦義務教育課長 先ほど答弁を保留した質疑について、一括して答弁を行います。制度設計検定委員会につきましては、教育統括官を委員長に關係課の課長等庁内の職員で構成しておりまして、非公開としております。そういうふうな内容となっております。

それから検討員会ですがけれども、平成19年度は6回開催しておりまして、平成20年は、予定としては五、六回開催予定となっております。施策の具体的な実施に向けて、定数や財政状況等の実務的な課題を検討する庁内会議であるために非公開としております。

○西銘純恵委員 どうして庁内の職員だけでやるんですか。そして非公開というのは今少し財政が絡むと言いましたけれども、実際は、施設問題に関したら、市町村との連携という言葉を使っているとおり市町村との財政上の話もあるわけですよね、庁内だけの検討で、それが進まない理由にもなっているんじゃないですか。

○上原敏彦義務教育課長 施設につきましては基本的に市町村のほうで整理して、それに対してこちらのほうが30人学級の先生方を派遣するとそう考えております。開催につきましては再度調べてお答えいたします。

○西銘純恵委員 平成20年、何回あったかというのは私の質疑が終わるまでに答弁できるようにしていただきたいと思います。それで、市町村が施設を整備するからということと言われましたけれども、この30人学級というのはそもそも教室がなければできない仕事ですよ。だから、そういう意味では教育委員会は知事が公約したということは施設についても市町村と責任を持って施設整備の予算化もやっていくということを含めての知事の公約だと思うんです。それを市町村の責任だからという言い方で、これは言い逃れでしかないと思います。だから、あの制度設計検討委員会でやるというのか、それとも市町村と連携するというのが待ちになっているということなのか、市町村がどこでつまずいてこのクラスがつかれないというのは個別にみんな違うと思うんです。ここはこういう問題があって、教室がつかれませんか。これを具体的に検討する中でしか教室数はふやせないんじゃないですか。皆さんこれ1年生、2年生で実施しているというけれども、実際はこれだけ数として15%、20%近くできてませんというのは、これは実施しているということと言えるものじゃないと思います。

○金武正八郎教育長 その30人学級の実施方針の中に下限を25人とした30人学級を加配定数の範囲内で。そしてもう一つは施設条件面の対応が可能な学校について実施すると。ですから、市町村のほうで可能であるところについて実施するということになりますけれども、施設については施設課長がおりますので答弁させます。

○前原昌直施設課長 教室につきましては、先ほどから申し上げているとおり余裕教室、それで対応するというところでやっていますが、新たに整備ということになりますと国の補助事業で整備することになります。

○西銘純恵委員 私がお尋ねしていることはそういうことではなくて、補助事業で整備をするとか、プレハブを県単独事業でつくるのか、県が補助をしてプレハブでもつくるのかということも含めてですね、検討したんですかということをお尋ねしたいんです。

○前原昌直施設課長 施設につきましては、各設置者が整備することになっていきますので、これを県が整備することはちょっと無理です。

○西銘純恵委員 そうしますと、陳情の処理方針の中に市町村と連携して施設

をといるところは、これは書いているそのものがある意味では市町村に丸ごと投げているのに、連携をしますというのは、ちょっと県は何か仕事をやっているように表現しているんですけど、実際それは丸ごと逃げているのではないですか。

○前原昌直施設課長 この市町村に対しては、私たちのほうで国との調整の窓口になっていますので、そういう形での連携といいますか、それをやっております。

○西銘純恵委員 最初に指摘したとおり、30人学級というのは教室があつてしかできないというところはやっぱり公約をするということは、この施設についても県が市町村に主導的にどれだけの教室がという立場でやるべきものであるということを指摘します。あと、教員の問題なんですけれども、49ページの陳情第98号には職員、教員については正規職員で充ててほしいということになっていますけれども、実施されている1年生の547校、2年生の532校、このクラス担任は正規職員でしょうか。

○上原敏彦義務教育課長 30人学級につきましては、実施校に教員を加配して実施しておりますけれども、加配教員が本務は臨時的任用職員について学校の状況に応じて教員職員人事より総合的に判断しております。それから学級担任を本務で充てるのか、臨時的任用職員で充てるのかについては、学校長の判断になっております。以上です。

○西銘純恵委員 教員採用配置については、県の職員定数というのは県の責任じゃありませんか。そして先ほど施設問題も私触れましたけれども、30人学級にしますということであれば学級担任なんです。だから、学級担任なんです。だから、学級担任も当たり前前に正規で教師として配置をするというのが公約だと県民も思っていますし、これが当然の姿だと思うんです。だけれども、今どうなっているかわからないということに関して、それでそのままの加配も中身がわからないと、人数がわからないとこんな状況でよいのでしょうか。1079人というこの30人学級にした数、これについてお尋ねします。

○上原敏彦義務教育課長 平成21年度における、特に小学校1年生、2年生の少人数学級実施により180人の教職員が増加となっております、前年度に比べますと51人増加となっております。なお、先ほど申し上げましたとおり各学

校によって、学校長に担任をどうするか、補充を充てるのか、本務を充てるのか、その辺は学校長の裁量となっております。以上でございます。

○西銘純恵委員 学校の先生というのは沖縄県の職員ではないのでしょうか。

○上原敏彦義務教育課長 県費負担教職員でございますけれども、服務監督者は市町村となっております。

○西銘純恵委員 私がお尋ねしているのは財政負担をどうするか、30人学級を実現するためにという大きな施設と職員の問題があると、これをきちんと県が財政計画を立ててやっているかどうかということをお尋ねしています。ですから、質疑しなかったところまで答えてもらわなくても結構です。聞いたことだけに答えていただきたいと思います。

これはちょっとなかなか時間がないので、次の質疑に移ります。29ページの同じ30人学級ですけど、陳情第189号ですね。陳情者が陳情の要旨で沖縄県は2年連続の全国学力テスト最下位という結果に子供たちや保護者、教師は翻弄されている。そして、教育現場では競争主義で、成果主義、多忙感に拍車をかけ、教師の病休者－精神疾患を含む－がふえ続けているという指摘をしています。ですから、この陳情者がいっている先生方の多忙化という問題は1日も早く解消しなければならないことではないでしょうかということ指摘して。秋田県の教育に沖縄県教諭は学んでいると思うんですけども、秋田県が多忙化防止策でいろいろやっている施策があるんですが、何を秋田県の教育に学びましたか、お答えください。

続けて質疑します。一般質問で、嘉陽議員に多忙化対策で、検討委員会を立ち上げていくということでありましたけれども、少なくとも多忙化の原因についてそれをアンケート調査も現場の先生方からとっていらっしゃるし、秋田県がそういう解消したという部分で、ぜひ秋田県の特徴で結構ですから多忙化解消のためにどういう取り組みをしたというところを触れていただきたいと思います。

○上原敏彦義務教育課長 学力向上対策について調査してございますけれども、秋田県が多忙化については調査してございません。以上でございます。

○西銘純恵委員 私ども、秋田県に調査に行きまして、教員が実感できる多忙化防止対策というのをいただいていたんです。そしたら先生方が、子供たちと

向き合い時間をどれだけつくるか、そして休みを、きちんと年休を行使できるようにやっていくとか、当たり前前に働いて、そして休憩をとって次の仕事ができるという当たり前の労働者というんですか、そういうことをやっているということと、もう一つは後でお上げしますが、業務量、いろんな調査事項とか、生徒の直接の教育とかかわることにならない調査事項、それをほとんど廃止していつているんです。実践事例集は廃止するとか、実施報告書を廃止するとか、これが一番です。沖縄県の先生方の多忙化の要因が子供たちと一緒に向き合えてなくて、別の例えば、指導カルテとか、そういう指導要録以外にもいろんな報告書とか、週案を書くとか、そこら辺に時間がとっていつているというところをぜひ、多忙化をなくしていくという立場で取り組んでいただきたいと思います。それで、沖縄県の教師の多忙化による病気休職、数字は前から精神疾患も含めて聞いてきてますけれども、全国の調査、皆さん持っていると思うんですよ、沖縄県の教師は全国並みに病気休暇はあるんでしょうか。それともどのような位置にあるんでしょうか。

○諸見里明県立学校教育課長 病気休暇の取得状況につきましては、全国調査がなされていない状況にあります。病気休職者の状況は掌握しておりますけれど、それでよろしいでしょうか。病気休職者の状況ですけれど、平成19年度は377名ございまして、全国では5番目の数字となっております。以上でございます。

○西銘純恵委員 平成19年度ですよね。私は、文部科学省の統計資料からとったんですけどね、沖縄県が一番高いんですよ。3.43%病気休暇の割合。そして、その次、広島県が1.87%ということで、2番目との比較でも倍という状況、これは文部科学省の報告書なんですけど。あと0.何%ということですから。沖縄県の精神疾患の割合も高いというのはずっと指摘されてきていることなんですけど、やっぱり教師の多忙化というのがこのような全国的に見ても本当に無理できない、これ以上の無理はできないところまで教師がいるということは、結局学校教育を受ける子供たち自身が教師からそれなりの教育を受ける機会というのがなかなか十分ではないということになっていると思いますので、この多忙化解消は30人学級をやることとあわせてとても大事なことでと思いますので、ぜひ先ほどの資料も秋田県から取り寄せていただきたいと思います。

次に、38ページの陳情第74号。離島振興協議会の皆さんから出されている学級編成の標準を10人以下に改め、複式学級を有する学級に学級担任以外の加配教諭を配置することということであるんですが、これは隣校同士の連携した授業とか、非常勤講師の配置とかという処理でやっているんですけど、現場の皆

さんは、今どんな状況にあるのか、具体的に声を聞いてもらっしやると思うんです。10人以下の複式学級にしてほしいと、教師を、学級担任以外の加配教諭も配置してほしいという要望があるんですけども、その実態についてどこまで把握されているのですか。

○**金武正八郎教育長** 複式学級を有する学校数は小学校で68校ございます。中学校で18校あります。合計86校で、全学校数の20%でございます。次に複式学級数ですけども、小学校が140学級、中学校が18学級、合計158学級です。全学級数の3.2%になっております。その中で158学級が複式学級ですけども、34学級が10人以上です。ですから、あとは10人以下の学級ということでございます。124学級は10人以下でございます。その中で非常勤講師配置状況が定数内非常勤講師配置事業により複式支援として非常勤講師を配置している学校が8校ございます。以上でございます。

○**西銘純恵委員** 学級編成の標準を10人以下にという要望なんですけれども。法律の標準というのは複式の学級編成で10人以下ということですか。

○**金武正八郎教育長** 公立義務教育小学校の学級編成及び教職員の定数の標準に関する法律第3条で、小学校2つの学年で、編成する学級が16人以下ー16人までですねー1年生を含む場合は8人と、それから中学校の場合は2つの学年で編成する学級では8人までという形になっております。よろしいでしょうか。

○**西銘純恵委員** そうしますと、先ほど報告、答弁があった10人以上が34学級あるということであるんですけども、今言われた1年生とか中学校の複式になったらというものから見たらこの34学級というのは実際は標準内ということなんでしょうか。

○**金武正八郎教育長** よろしいでしょうか。復唱するかもしれませんが、複式学級数が全体で158級ございます。その中で、124学級は10人以下であると、34学級は10人以上であるということなんですけれども。

○**西銘純恵委員** 私がお尋ねしているのは、陳情者が言っている10人以下にしてほしいというものについて、工夫すればできる10人以下の学級というのは実際は、小学校1年生だったら8人以下でということでおっしゃったものですから、そういう意味ではつくれるものは頑張って希望に沿うようにしてほしいと

ということなんです。これは検討できることでしょうか。そしてもう一つは、教師が学級担任だけにやっていることに教育がやっぱりうまくできないと。それで加配教諭を配置してほしいとあるんですが一陳情処理がです隣和学校同士の連携した授業の実施というのは余りよくわからないんです。どういうやり方をされたか、隣の学校といっても離れているんじゃないんですか、どんな教育しているんでしょうか。

○上原敏彦義務教育課長 子供たち同士が、例えば2名とか3名ですと球技等ができない場合があります。そういう場合は、隣校同士で先生方が連携をとりまして、1つの学校に2校、3校集まってお互いで球技ができるような形をとる、そういうことです、連携をとっているというそういう状況でございます。

○西銘純恵委員 この陳情している皆さんの趣旨は、こういう授業がなかなか成り立たないからという陳情じゃないと思うんです。通常の学習の教室の中でやる授業の中で加配も入れてほしいと。教師を集めてほしいということであって、2つの学校を1つにして生徒をふやしてという意味にはなっていないと思うんです。それについて、教師をふやしてほしいということについてどのように対応されるんでしょうか。

○金武正八郎教育長 複式学級編成につきましては、国の第六次教職員定数改善計画で18人から16人へ改善されたところでありまして。私たちとしては、複式学級を有する学校については、学校の実情やニーズに応じて非常勤講師の配置、それから先ほど申し上げた隣校同士の連携授業の実施などで、当面对応していきたいと思っております。さらに複式学級の編成については、国の動向とか等を踏まえて適切に対応していきたいと考えております。

○西銘純恵委員 加配教諭の要望に対して非常勤講師ということなんですけれども、違いを言ってください。非常勤講師というのはどういうものでしょうか。加配を検討するという事ではないんでしょうか。

○上原敏彦義務教育課長 基本的に、定数内非常勤講師の配置事業として複式学級等には配置しております。定数内非常勤講師でございます。複式学級を有する学校に加配として非常勤講師を配置してございます。

○西銘純恵委員 次の17番、すぐ下です。離島の高等学校進学の子供たちが寄

宿舎がなくてというところがありますけれども。同じ38ページですけれども。今沖縄本島に来ている高校生、高等学校11校に寄宿舍を配置しているとあるんですけれども、寄宿舍を希望して入れなかった生徒というのはいるんでしょうか。

○上原敏彦義務教育課長 先ほどの、30人学級制度設計検討委員会の回数を申し上げます。平成19年度が6回でございます。平成20年度が4回でございます。今年度につきましては、現時点でまだ持っておりませんが、今年度は4回を予定しております。以上でございます。

○諸見里明県立学校教育課長 寮のある県立学校11校における離島出身者の入寮している割合ですけれども、お答えいたします。5月1日現在、11校における離島出身者が341名おまして、そのうち241人が入寮しているという状況は把握しています。ただ、希望者は離島出身者が優先的に配置されますので、希望者はほぼ入寮できているものと認識しております。以上です。

○西銘純恵委員 100人宿舎に入れてないという、この数字から見ますとこの皆さんが実際どこに沖縄本島なり、追跡調査と言いますか、そういうのはやったことはあるんでしょうか。

○諸見里明県立学校教育課長 追跡調査ではないんですけれども、生徒の住居形態という形で調査しているんですけれども、1人でアパートに住んでいるのは131人であるとか、兄弟でアパートに住んでいるのが229人、あと兄弟の家とか、親戚、知人の家に住んでいる等々という形となっております。以上です。

○西銘純恵委員 今お答えいただいた1人でアパート131人、高校生の話なんですよね。親御さんも相当な負担がある中で、兄弟とかがいるのであれば、食事の問題もちゃんとできるかと思うんですが。131名いるというのはやはり何らかの寄宿舍に入れないという事情というのがあるのではないかと思いますので、そこについては調査していただきたいのと。あと、この寄宿舍に入寮できるように対応しているということにはなっているんですけれども。離島会館、学生寮を備えた離島会館の建設については検討をするということでの案内はないでしょうか。

○金武正八郎教育長 学生寮を備えて、離島会館の建設につきましては、まず

事業主体、それから用地、建設費も確保、それから管理運営などの懸念がございます。県教育委員会としましては、当面、離島出身の生徒の入寮については他の学校の寄宿舎にも入寮できるシステムをつくって対応しているところでございます。そういう形で対応して当面いきたいと考えております。以上です。

○西銘純恵委員 いずれにしても、1人でアパート131人。兄弟といっても、私、兄弟はよいのかなと思ったんですが。逆に、結婚している兄弟の所に一緒に住むというのが、今の住宅事情で、実際は不自由をしている部分もあるんじゃないかとか。いろいろ考慮したら360人という高校生が、このような寄宿舎以外でということであれば、ぜひ今検討課題をおっしゃったんですけども、一度検討していただいてどうするかということも含めてやっていただけたらと思うんですが、もう一度答弁お願いします。

○金武正八郎教育長 先ほど申し上げましたように、離島会館の場合にはまた学校施設として位置づけるかどうかについても一つ課題がございますので、やっぱり事業主体をどこにするのか等で、そういう課題についてがありますので。私たちとしては当面離島出身の生徒については今11の寮がございますので、ぜひ入れるようなシステムをつくって対応していきたいと当面考えております。以上でございます。

○西銘純恵委員 済みません。発達障害特別支援教育についてお尋ねします。幾つか陳情が出ているんですけども、58ページの陳情第124号でお尋ねをします。1つは、支援教育というのは本に明記されたけれども、本来はコーディネーターをすべての学校に設置しました、明記しましたとおっしゃるんですけども、このコーディネーターという特別な免許証を持っているといえますか、この生涯の教育ができるような方を別に配置をするという形の国からの予算はないわけですよね。結局、兼務をすると教師がまた多忙になっていう現状があると。コーディネーターを、プラスの仕事として請け負うと。それとか、支援組の問題にしても実際は国から1つの学校に120万円というだけじゃ、支援員としての、きちんと障害の状況とかに対応できる専門性を備えた本当に教育と一緒に担っていくような人が確保できるのかということも本当に不十分な今の制度だと思っんですよ。こんな中でやっぱり市町村が、一生懸命この目の前にいる支援を求めている皆さんの対応をやっているという状況があるわけですよね。まず教育長に特別支援教育についてどのように考えていらっしゃるかということをお尋ねしたい。

○**金武正八郎教育長** 特別支援教育は、支援教育の目的にもありますように障害のある幼児、児童、生徒の自立、それから社会参加に向けた主体的な取り組みを支援する視点に立って、幼児、児童、生徒一人一人の教育ニーズを把握してその持てる力を高め、それから生活や学習上の困難を改善または克服するための適切な指導及び必要の支援を行うものでございます。今回の特別支援教育の平成19年度のスタートによって、特別支援教育とは知的のおくれのない発達障害も含めて支援を必要とする幼児、児童、生徒が在籍するすべての学校において実施されるものになってきております。障害のある幼児、児童、生徒の教育にとどまらず、障害のあるなしその他の個々の違いを認識して、やっぱりさまざまな人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものでありますので、ぜひ私たちとしては強力に推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○**西銘純恵委員** おっしゃったことは、本当に実践を伴っていただきたいというのをとても感じておりますけれども、教育の中でということ、1つは特別支援学校、学校そのものの問題もこれから出てくると思いますので、これは一応陳情出てませんので置いておきますが。支援学級の問題は、修学時の健康診断というのをやっているということがあるんですけども、そしたら、その時点で、発達障害も含めてどういう支援をするかということが判断をされると。小学校、今は幼稚園のほうから本当は支援をしていくということが法律の中でも、また今年度からできたと思うんですけども、この修学時健康診断というのは何歳にやるんですか。幼稚園に上がるときに間に合うものなんでしょうか。

○**比嘉浩県立学校教育課主任指導主事** 修学時健康診断は1年生に上がる10月から実施されます。

○**西銘純恵委員** そうしますと、幼稚園でも支援教育を行うということになっているんですけども、公立幼稚園の場合はどのようにこの障害について診断をする機会といたしますか、どこに設けられているんでしょうか。

○**比嘉浩県立学校教育課主任指導主事** これは各市町村の教育委員会でそういう把握に努めるという形になっております。

○**西銘純恵委員** 市町村の教育委員会は、今年度この生徒の把握はしたんでし

ようか。幼稚園児、何名ということで把握されたんでしょうか。

○比嘉浩県立学校教育課主任指導主事 今年度はまだです。

○西銘純恵委員 そうしますと、この市町村がと同じようにおっしゃるんですけど、やっぱり幼稚園もきちんと適応していくということであれば、県のほうが指導していただきたいと、そして、もれなく支援ができる体制を1日も早くつくるという体制をとっていただきたいと思います。支援学級、1年生に上がる時に幼稚園の10月にどういう支援を受けるかという判定がなされます。10月になりますか。

○比嘉浩県立学校教育課主任指導主事 適正修学時健康診断の結果は12月までにはそれぞれの市町村で行われることになっております。

○西銘純恵委員 そうしますと、12月に市町村で判定を行って翌年の4月から入学に間に合わせて支援学級に入るのか、学校に行くのか、それと支援員をつけるのかという形になってくると思うんですけども、このときに判定されなくて、12月までに障害の内容といいますか、支援が必要だという判定がされなくて、その後に出てきたケースについて、判定を例えば2月、3月、4月1日入学、4月6日ですか、入学直前でも個別のケースに対応する体制というのは県はとっていますか。

○比嘉浩県立学校教育課主任指導主事 これは市町村のほうの教育委員会の役割として定められておりますので、対応されることになると思います。

○西銘純恵委員 12月を超えて市町村から支援が必要とか、支援学級が必要ということであれば、教育委員会のほうに1クラスふやしてほしいとか、教師を配置してほしいということが来るわけですね。これは、例えば3月末日でも教師の配置、学級の必要性とかが出たときには対応やるんですか。できるんですか。

○上原敏彦義務教育課長 3月末ですと、定数関係でもできないことになっておりますけども、その辺市町村、教育委員会、お互い連携をとりながらやっていこうとそう考えております。

○西銘純恵委員 定数でできないとはどういうことでしょうか。

○上原敏彦義務教育課長 次年度につきましては、1月にはすべて定数が確定しておりますので、3月末ではもうできないこととなります。以上です。

○西銘純恵委員 でも必要ということであれば、定数という表現じゃなくて、1つのクラスを何らかの形で教師を配置するということは、やろうと思えばできるのではないんですか。法律で禁止されていますか。

○上原敏彦義務教育課長 基本的には保護者との話し合いによると思うんですけども、例えば、特別支援学校にあきがある場合とか、近くの学校にあきがある場合とか、そういう形で対応して、それが一番よい考えだと思います。

○西銘純恵委員 支援を受ける本人と保護者が、ここでこうしたいというのが優先して教育は進められるのではないということですか。条件として、受け入れができるところにはめ込んでいくというやり方をしているんですか。

○上原敏彦義務教育課長 基本的に先ほど申しあげましたけれども、保護者の意見を尊重しながらできる範囲でそういう保護者のニーズ、子供たちのニーズに合わせた形で対応できるものと考えております。以上です。

○西銘純恵委員 なぜこだわるかといいますと、4月1日からそういう希望のところがかなわなければ、不本意ながら1年間は行きたくないところに行かないといけないという事態も出るわけですよ。そういう意味では、やっぱり何らかの対応をすべきではないですかと。その希望するところに何らかの形で配置をしてとかいうところまで考慮して、先ほど教育長がおっしゃった一人一人のニーズを把握してやるという、これが支援教育の大事なところだと思います。今後検討していただきたい。

もう一つですね、最後にお尋ねします。教育支援員の件なんですけども。希望に対して全県で321人は今年度ついていないと。このついていない子供たち321人、どのように対応されているんでしょうか。

○上原敏彦義務教育課長 支援員は基本的に複数の児童を支援しておりますので、曜日別、時間割等で振り分けて、担任と学年の支援体制で工夫しながら対応しています。それから校内委員会がございまして、そこで検討して校内体制

で支援している学校もございます。それから学年の先生や養護教諭あるいは教頭などがTT（チームティーチング）で授業に入り指導している、そういう学校もございます。それから小学校に配置している支援員を中学校に時々配置して対応してしている、その逆もございます。

○西銘純恵委員 こういう対応をして、321人も見ているということではないんですよね。いろいろな対応をして、なおかつ321人は漏れましたということですよ。

○上原敏彦義務教育課長 先ほども申し上げましたけども、321名に対しては各学校で支援員が複数の児童を対応しておりますので、校内の支援体制、あるいは校内体制をしっかりと整えて指導していると。それから逆に小学校の配置の支援員が中学校、あるいは逆に中学校が小学校、そういう配置をして321名の児童への対応をしている、そう理解しています。

○西銘純恵委員 簡単にいいますと、404名の支援員ということではないわけですよ、人数そのものも。だから実際は、この支援員を養成している者に対して対応ができていないというところを具体的に学校の先生方も含めてですね、何らかの見ないといけないのでという過重な負担になっている状況です。やっぱり現実としてあるということはどう解消するかという立場で、また取り組んでいただきたいんです。これは制度はあるけれども、やっぱり予算措置が伴わないと。1つの学校に120万円といたらこれ人件費にもならないお金をやって、ちゃんと支援しなさいとできるわけがないですよ。ですからぜひ支援教育を充実させるために、国に対してコーディネーターもそうですよ、コーディネーターとして資格のある人は心理士とかそういう皆さんも配置してほしいというところも含めて要請していくべきだと思うんですが、これについて教育長どうでしょうか。

○金武正八郎教育長 特別支援員に配置されていないところにおいては、各学校にはコーディネーター、校内委員会にそのほうで全職員でどう対応していくかという形で、大変忙しい中ではあるんですけど、対応していただいていると私は認識しております。それからやはり学校によって、必要なところと必要でないところがありますので、その予算についての交付税措置についてもやはり必要に応じた措置をしていくということも必要だと私考えております。またコーディネーターについても免許を持っている、その負担軽減についてもやっぱり

必要と考えていますので、全国のこの教育長協議会とかそういうものを通して国のほうに要請していきたいと考えております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 61ページの陳情第124号です。どうも気にかかる言葉があって質疑をしたんですが。陳情の処理方針で、特別支援教育の振興を図るためという処理方針があるんですが、この教育に関する振興を図るということがどういうことなのかなということが気になっているんです。例えば、経済的な振興策であると、雇用を上げるとか、失業率何パーセント下がるとか、経済効果がどのようにあらわれるとか、商店街の振興策であればシャッターがあるとかそういった実感としてあるわけです。ここで特別支援教育の振興を図るためとやっていることの教育委員会の目的というか、形としてどういった障害のある子とか、発達障害の子、気にかかる子供たちの教育における環境というのがどんなふうな状況が目標なんでしょうか。

○真栄城香代子総務私学課長 沖縄県私立幼稚園特別支援教育補助金交付要綱がございまして、その中で知事は私立幼稚園における特別支援教育の振興を図るため障害児教育に要する経費について私立幼稚園の設置者に対し、予算の範囲内で私立幼稚園特別支援教育補助金を交付するものとするがございまして、今御質疑のほうは振興という言葉が通常のいわゆる使われている言葉と若干質疑があるのではないかとということなんですけども、県としましても必要な支援を行っていくということでこの言葉を使っております。以上でございます。

○桑江朝千夫委員 質疑がないですよ。質疑ではなくて、その目標というもの、振興策を講じて、この目標が達成された環境というのはどんな状況なのか、そのための振興策いろんな補助金を出す等があるんですが、そうして成就するそういった子供たちの幼稚園教育等の環境がどうなっているのか、それが気になっているんです。それは福祉保健部が1歳半検診、3歳検診で発見した子供たちがまた療育に入る、それをつなげて幼稚園に行く、幼稚園から小学校に入ると教育委員会の管轄になる、そういった支援のつながりをしっかりやっていくための振興策で、それが成就されたということがどういう環境になるかなんです。それが今そういったことを福祉保健部も、教育委員会も、知事部局も連携をとって親やその周辺の皆さん不安というのも将来においてはなくなるような形で

目的を一つにして協力しあえるようにやるべきだと思うんです。だから目標というのが、今私たち少し見たい、聞きたいんです。そういったことがこの振興策を講じることによって数年後、どんなふうになっているのか。

○真栄城香代子総務私学課長 ちょっと答えになっているかどうか自信がないんですけども、現在の私立幼稚園の状況について若干説明申し上げまして、まず私立幼稚園35園ございまして、昨年の11月の調査によりますと、いわゆる園内の委員会を設置しているところが4園ございます。それから実態を把握しているところが35園中24園というところで、基礎的な部分でまだ支援の整備体制については不十分でございます。ですけれども、県としましては先ほど申しましたその補助金を交付いたしまして、その中で1人であれば年間19万6000円、2人以上受け入れている場合には1人当たり39万2000円の補助金を交付しておりますので、その中でこういった発達障害の支援整備等についても今後整備していけるんじゃないかと考えております。なお、私立幼稚園の先生方の研修につきましても、公立のほうでやっております研修に積極的に参加するようという形で呼びかけ等もしているところでございます。以上です。

○桑江朝千夫委員 最後に、こうやって策が講じられ、補助金が出されていくこの第124号の部分では陳情者はちょっと厳しい言葉で言っているわけです。発見する数字が、これが本当に実態なのかという疑問と、それがいわゆる発見する体制がないと、それによって振興策というのは講じられて皆さん頑張っていくと思いますが、ずっと続いていくわけです。今知事部局が答えたんですが、これに関しての教育長の、私がこれまで質疑をしてきたことに関しての考えはどんなですか。一緒になって目標をつくっていくということ、どういった状況にするかです。

○金武正八郎教育長 私たちは特別支援教育のそういう懸案について、そういう障害のある生徒、特別支援を要する生徒が自立すること、やっぱりその社会参加に主体的に取り組めるようなことを子供たちができるようにということを支援することを大きなねらいとして、そういうことができるような形でいろんな事業を展開しているつもりでございますが、ちょっと答えになっているかどうか。

○桑江朝千夫委員 しっかりと、この父母の皆さん、そういった関係者の親御さん地域の方たちと十分コミュニケーションをとってください。自立させるた

めには最終目標かもしれませんが、今やることは早期発見、先ほども繰り返し言っているんですが、早期療育、そういったものをずっとつなげていくことなんです、保育園から幼稚園、幼稚園から小学校、中学校に上がると随分長い義務教育の期間教育委員会のほうで預かるんですから。小学校から中学学校まで。それから高等学校までつなげる環境というものを、教育委員会が中心となって各市町村とともにつくらなきゃいけないんです。そういった認識はいかがですか。

○**金武正八郎教育長** やはり子供たちを早期発見、早期対応することは大事なことだと思っています。やはりそうすることによってやっぱり早期の対応ができますし、適切な対応ができると思いますので。私たちとしては、やはり父母の協力、関係機関の協力も含めながらまた福祉保健部、教育委員会の果たす役割、そういう役割をしっかりと明確に確認をしながらお互い連携をとって、そしてやっぱり子供たち、今こう支援教育がスタートして2年目、3年目でございますので。いろんなところで壁はありますけれども、やはり子供たちが自立できるように、社会に参加できるような形でできることを目指して早期発見、早期対応できるように頑張っていきたいと思っております。

○**赤嶺昇委員長** ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○**仲村未央委員** 済みません。今の発達障害の件で簡潔に絞って2点だけお尋ねしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。1つは、個別支援計画です。これについては、今策定率というのは最新の状況でどれくらい、何パーセントくらいその策定されている状況なんですか。全国との比較もわかれば一緒にお答えをお願いします。

○**諸見里明県立学校教育課長** 個別の教育支援計画の策定状況ですけど、平成20年度本県では43.2%となっております。全国では38.9%の策定状況でございます。以上です。

○**仲村未央委員** これは小、中学校を含めて今お答えになったんですか。

○**諸見里明県立学校教育課長** はい。そうです。

○仲村未央委員 それぞれ答えてください。

○諸見里明県立学校教育課長 沖縄県のほうから、幼稚園が20.1%、小学校が62.5%、中学校で54.2%、高等学校で16.7%となっております。幼稚園、小学校、中学校、高等学校の合計で43.2%でございます。全国でございますけれど、幼稚園が20.7%、小学校が52.4%、中学校で47.8%、高等学校で9.1%、幼稚園、小学校、中学校、高等学校合計で38.9%となっております。

○仲村未央委員 先ほど、小学校、中学校、高等学校の支援を必要とする生徒の割合というのは出たんですが、幼稚園については調査をされてそのデータはあるんですか。

○諸見里明県立学校教育課長 幼稚園については、やってございません。小学校、中学校からです。

○仲村未央委員 となると今の特別支援が個別支援計画の策定率、今幼稚園が20何%ということをお答えなさったんですが、それは基本的に、その支援計画を必要とする幼稚園児がどれくらいいるかという母数の把握はされていないけど、20%というのが出るんですか。

○比嘉浩県立学校教育課主任指導主事 これは国のほうから調査のほうがきていまして、沖縄県のほうで障害のある子供さんに対して支援計画をつくっていますかという問いに対して、幼稚園のほうからは20.1%、園からそういう支援計画をつくっております。

○仲村未央委員 答弁の状況、わかりました。つまり、気になる子の実態調査を県としては幼稚園に対してはやっていないけれども、結果としての数字だけ、その幼稚園の報告だけを持っているということで理解してよろしいですね。

○比嘉浩県立学校教育課主任指導主事 幼稚園からあった、つくっていますという報告を受けた数字がこれです。

○仲村未央委員 ぜひ、幼稚園に関しても、やはり主体的な調査なくしてですね、基本的なニーズは把握できないと思うんですよ。実績として20%と言われても、結局小学校、中学校と上がる中で、それがパーセンテージにも非常にば

らつきがありますしね。先ほど、第3次沖縄障害者基本計画、これはほんと資料だけ我々渡されている状況なんです、非常に関係機関を網羅したような計画になっているんです。その中で障害児の一環した相談体制の強化とか、個別の教育支援計画の策定というのが具体的に書かれていまして、それでその個別の教育支援計画というのが何なのかということの内容なんです、障害のある子供一人一人の障害の特性、発育段階に応じて就学前から学校卒業後までの個別の支援計画を策定すると明記されているんです。そういうことであれば、やはり就学前からの一環した、その卒業してその後の成人になるまでの子供時代ととらえて、その一貫性を持った計画性がまさに個別の支援計画だと認識するんですけれども、教育現場としても、教育委員会としてもこの個別の支援計画の定義は、今私が読み上げたこの障害者基本計画のとおりと理解していると考えてよろしいのでしょうか。

○比嘉浩県立学校教育課主任指導主事 福祉サイドのほうでつくっているのは個別の支援計画、それが障害が見つかったから卒業後のところまでずっと一環した支援のものになっていきます。教育の分野でつくっているのは個別の教育支援計画、つまり幼稚園から高等学校卒業していくまで、その部分の真ん中の教育の分野で対応しているのが個別の教育支援計画となっております。

○仲村未央委員 つまり、ここでの趣旨は就学前から学校卒業までの個別の支援計画を策定する、そして、その具体的な内容が個別の教育支援計画の策定と明記されているんですよね。だからもちろん移行期にあって、それぞれの発達に応じた、その都度のより細かい計画というのはもちろんその場で必要となってくると思います。単年度とか。それを貫く一環性のある支援というのがまさに途切れのない支援ということで、先ほど来ずっと委員が質疑している内容だと思うんです。それで就学前と就学後からぶつぷつ切れるようなものであってはいけないというようなことが、基本に就学前にかかわる教育体制においても、就学後の教育体制においてもあるのかということなんです。そういった今一環した支援計画というものを皆さんはしっかりと持っていらっしゃるのか、幼稚園からそれがちゃんと引き継がれる体制があるのか、そこがぜひ知りたいところなんですけれども。

○比嘉浩県立学校教育課主任指導主事 福祉保健部サイドからは、これまでいろんなところで答弁あったと思うんですが、発達障害児の支援体制整備計画のほうが出ていまして、この中にも本計画の実施に当たっては県教育委員会が所

管する沖縄県広域特別支援連携協議会と連携しながらというところが出ております。それで先ほどの一環した支援のことですが、まず教育支援計画の部分が先にこの取り組みが始まっていたのかなと私はこうとっているんですけど、これは卒業の後も、教育支援計画の場合は高等部卒業の後も移行支援計画ということで、卒業後の3年まで今度移行支援計画でつなぐという、そういう計画もございますので、そういう形で、できるだけ子供さんのニーズに応じてつながる支援というところで、現在、教育委員会の中での個別の教育支援計画、それから個別の移行支援計画の中でこれをつなぎながら今やっていっている状況であります。

○仲村未央委員 わかりました。多分今試行錯誤の中で、先に計画移行の一部の部分ができていっている部分もあろうかと思えます。ただ、そうはいっても、全体として43.2%ですから、まだ2人に1人も十分な支援計画がなされていないということは今の実態だと思うんです。それからやっぱり保護者の皆さんのお話を聞いても手ごたえとして本当に自分の子供が、そういった教育支援計画にのっとってしっかりとその発達を保証されている、そういった教育環境にあるのかというのはなかなか確認できないというのが、非常にあるようなんです。だからぜひそこは今いう一環性ということを非常にこれから問われると思えますので、ぜひ就学前、就学後含めて調整をしていただきたいと強く思います。もう一つは、その件との関連ですけれども、先ほど不登校児の適応指導教室の問題で、今回具体的に要望は出ておりますが、その以前に今不登校児が何人いて、その不登校児の不登校になった理由の中にいわゆる発達障害の恐らく2次障害、3次障害というその関連が気になるというか、疑われるというか、そういったコミュニケーションのかかわり方によってこの子は不登校になったんじゃないかというような原因別の調査を、分析をなされているかどうかお尋ねをしたいと思えます。

○上原敏彦義務教育課長 不登校児童生徒について、不登校の対応で発達障害に起因する不登校ということでの調査は行っておりません。

○仲村未央委員 これもぜひ行う必要があると思えます。どうして不登校になったかという時期に、やはり今心配されるかかわり方によって一貫性がないために、障害によってその特徴が出ているにもかかわらず、かかわる先生がこの子は甘えているとか、わがままだとかということで見方がどんどん変わってしまいます。そのかかわり方が原因で学校に行かないということも起きてきてい

ということが実情としてあると思うんです。もうこれは要望ですけれども、例えば、今適応指導教室でもやっぱり定数がありますから、そこに行けない子たちもいる、そして、例えば沖縄市なんかでは子供の国で、そういった適応指導教室には行っていないけれども通学扱いでボランティアNPOがやっているんです。その受け入れを御存じだと思います、教育委員会は。そうすると、そのこの現場の状況を聞きますと、実際に今、今回出ているのは評価を正しくやってほしい。ちゃんとこの子に応じた評価で、目線で見たいというところがありますけれども。そのNPOでお世話になっている、学校には行けないけれどもそこには来れるという、ようやくその段階の子供たちに担任がかかわったり、コーディネーターが来たりするかと学校によって非常にばらつきがあるというんです。だから一旦学校に来なくなってしまうと、このまま担任もコーディネーターもかかわらないという現状も実際にはあるわけなんです。そうなると全然評価どころじゃないんです。だからやっぱり、今その具体的に要望が出ていますので、何で不登校になったのか、そして、その適応指導教室に行っていないかあるいはそれ以外の機関で通学扱いの機関を利用しても、やっぱりコーディネーターや担任がしっかりかかわることをもってこの子をどう評価していくかということを決めないと単なる学校からの切り離しにしかならないという現状がやっぱりあると思いますので、ぜひ教育長そこは今の実態をもっと深く把握していただいてこの保護者の皆さんが心配することを解消していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○金武正八郎教育長 今仲村委員がおっしゃったように、やっぱりしっかりと把握することが重要なことだと思っています。私たち適応指導教室は、やはりその不登校の生徒が学校生活へ復帰することを支援することが大事ですので、やはり担任等で、それからカウンセラー、それから関係者でしっかりとサポートをしていくことが大事だと思っています。そういう意味で、その子がどういう状況で不登校になったのか、それから担任と連携をとりながら、学校と連携をとりながら、しっかりと学校に復帰できるように支援してまいりたいと思っています。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 52ページ。県立高等学校編成整備実施計画に関する陳情というところで、陳情が出ておりますけれども。私たちは与野党含めて、その陳情

者からの南部農林高等学校の同窓会の皆さんからの説明も受けましたし、また教育委員会の担当の皆さんからも説明を受けました。この中で、これだけ意見が食い違うのかなということも感じましたけれども、やはり私たちが新しい学校づくりをやるという場合においては、これは生徒の皆さん、それからその親御さん、そして地域の皆さんが大変不安を感じている、そういった状況がこう手にとるように見えるという感じであります。そこで、教育長にお伺いしたいんですが、この編成統合をするメリットみたいなもの、端的にいいますとどういうふうなとらえ方をすればいいでしょうか。

○金武正八郎教育長 専門高校は、今実社会で生かされる知識とか技術をしっかり身につけることが大きな目的でございます。御承知のとおり、社会も大きく変化しております。企業や産業社会から求められる人材の資質も、能力も非常に多岐にわたっております。ですから、今の専門高校に学ぶ生徒にとっては専門性の習得はもちろんのことですが、さまざまな場面で活用できる多様な知識、技術等が求められる時代になってきております。それで今回の再編統合のメリットといたしまして、3点ございます。まず一つは、総合選択性というのをやります。多学科の科目を履修できて、他の専門に関する資格も取れると。資格がたくさん、多くこれまでよりも取ることができると。それから、2点目は幅広く専門性が養えると。今までの農業、工業にプラスさらに他の分野も広く学べて、そして就職、進学幅が広がるということが2点目でございます。それから3点目は、やはり農業、工業それぞれ異なる分野を学ぶ生徒が相互に交流することにより、お互いに刺激を受けて生徒の活動が活性化することが期待されます。これまでは、再編統合を行った学校では、特に入学者の希望が増したとか、進路決定率がふえたとか、部活動が活発になったとかそういう多くの効果が出ております。以上でございます。

○仲田弘毅委員 今教育長は、学校、子供たちも含めて地域の活性化も大きな役割を果たすというお話がありましたけれども、その再編統合について、今現在の子供たち、南部農林高等学校の子供たち、南部工業高等学校の子供たち、そしてきょうPTAの保護者会もお見えになっているようですが、生徒保護者地域の皆さんの、その再編統合に対する反応というものはどうなっておりますか。

○金武正八郎教育長 南部農林高等学校の同窓生、PTAの方々からは反対意見は出ておりますが、南部工業高等学校の同窓生、PTA、その他の方々から

は反対意見は特にございません。特に生徒の意見を見てみますと、南部農林高等学校の生徒については卒業した学校がなくなるのは反対だと。しかし、また逆に将来の農業を考えると農業の機械化は大事だと思う。工業の技術が加わるので農業がやりやすくなると。南部農林高等学校の保護者からは各学科の特徴もあり、生徒も生き生き学んでいるのに今のままだも十分じゃないかという声に対し、もう一つは農業と工業がうまく連携し発展できるならいいんじゃないかという声もございます。南部工業高等学校の場合には、生徒のほうでは母校、実績や伝統がなくなるのは淋しいと。反面、農業に関する知識は持ったほうが良いと。資格取得の幅が広がる、部活動が盛んになる、幅広く学習することで産業人としての創造性や発想が豊かになると言っております。保護者のほうの声は、伝統のある南部工業高等学校がなくなるのが保護者としても淋しいと。反面、少子化による志願者減少のため仕方がないと。将来を見据えて農業、工業、商業、水産業を学べる学校にしたほうがよいと。部活動の活性化につなげるというような声がございます。地域の反応といたしましては、地域PTA連合—教育関係者ですけれども、社会では農業と工業が融合した産業や異業種の事業に取り組む業者も出てきている中で、両校で両方の専門教科を学ぶことは社会のニーズに合っていると。それから、社会の進展とともに産業もますます近代化していくものと思います。そのような中で近代産業になる人材を育てるような学校をつくることは必要であり、これからの社会を担う子供たちの将来を考えたときに従来の工業教育や農業教育それぞれの独立した教育だけでなく、両方兼ね備えた総合的な教育も必要でありますという生徒、保護者、地域からの声があります。

○仲田弘毅委員 先ほど、南部工業高等学校の保護者会の中で少子化だからしようながないという御意見もあるということなんですが、那覇・島尻地区の子供たち、生徒というのは専門高校は学校区制ほとんど広範囲で県全体になりますから、那覇・島尻地区が全部そこの校区になると思うんですけれども、少子化というのは、もう那覇・島尻地区だけではなく、県全体、離島も含めて、私は真剣に考えなくてはいけない学校運営になるかと思うんですが、その少子化ということ考えた場合に、新しい学校の校区になるであろうという地域の子供たち、どのような状況になっているのかです。今現在の中学3年生が、来年高等学校に進学します。3年生、2年生、1年生、この流れは今どのようなようになっていますか。

○島袋道男教育庁総務課長 ちょっとよろしいでしょうか。少しピントが外れ

るかもしれませんがけれども、ここ数年で、那覇・島尻地区は1900名から1600名ということで300名ほど中学卒業生の数が減ってきているということでございます。

○仲田弘毅委員 この減り方というのは、40名学級でいえば10クラスくらいになるわけですよね。そういう規模6クラス編成の学校からすると、一挙に半分くらいの学校がということは、それくらいこの2カ年で生徒の数が減るということですよね。ですから、その高等学校編成整備計画の中で総合実業高校に形を変えていくということも一つの方法じゃないかなと思うんですが、そこで教育長に一つだけお聞きしたいんですけども、学校運営、学校経営はあくまでも子供たちを中心とした、子供にとって本当に必要であるのかどうか、これからの社会ニーズにこの子供たちが耐えていけるような子供たちに育て上げなくちゃいけないという大きな目標を持ってやるのであれば、それは絶対成功させなくちゃいけないという気構えになってくると思うんですけども、今、同窓会それから地域のPTAもいろいろやっぱり思うところがあって、その編成整備計画に対して待ったをかけているわけですが、あくまでも子供目線で、子供たちのためになる学校運営をやるためにぜひ力を尽くしていただきたいということ。それから、両校のPTAそれから同窓会、そして地域の皆さんの意見もしっかり取り入れて、コンセンサスをとってその話し合いを進めていただきたい。あくまでも中心は子供たちであるということを進言して私の質疑を終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 同じく陳情第106号ですけど。これは今高等学校編成整備計画が、平成24年4月1日に開校するというので計画が進んでいるようですけども、再確認をさせていただきますが、その方針でいかれるんですか。

○金武正八郎教育長 南部工業高等学校、南部農林高等学校で、それぞれの学校内でそれぞれ委員会を決めて、それに向けて取り組んでいるところでございます。私たちも、やはり専門高等学校というのは、やっぱり知識や技術、時代の変化に対応できるようにしっかりと知識や技術を習得することが大事です。ですから、今回の統合についても、これまで農林高等学校が培ってきた60年余り、工業高等学校が40年ですか、それだけの歴史のしっかりした重みの上にし

っかり引き継いで、それぞれの伝統を引き継いで、そしてそれぞれの学科の特色をしっかりと生かしながら、さらに両方の資格、それからいろんな専門科目ができるように、そして子供たちが時代にしっかりと対応できるようにするために進めているわけでございます。しっかりと地域住民、PTA、同窓会の理解を得て再編統合を進めてまいりたいと考えております。

○翁長政俊委員 平成24年開学であるということですがけれども、この陳情がいわゆる地域同窓会、PTA含めて反対の陳情が出ているんですよ。いわゆるこの再編統合について憂慮されているわけですよ。この現実はどう理解しておられますか。

○金武正八郎教育長 高等学校編成整備計画では、24年開校ということで目指して今推進を進めております。私たちとしては、やはり時代の変化というのは非常に早いものがあると思います。皆さんも御承知のように、昔の農林高等学校が、昔の学科が今残っているような学科というのは少ないと思います。私としましては、やはり子供たちが今必要なことをしっかりやっていくことが大事だと考えております。ですので、やっぱり後援会とか、PTAもそれぞれ思いとか長い歴史の間の積み重ねについていろいろあると思いますけれども、やはり今いる子供たちにとってよりよいことはしっかりと伝えて、理解を得て進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○翁長政俊委員 教育の基本は、何も教育委員会だけでやっているわけではないです。地域や、そこを卒業したOBの皆さん方や関連する皆さん方全体の中で教育が行われているんです。ですからそういう方々の多くの意見を結集して、議論を聞く中で、しっかりとこういうコンセンサスを得た中でこういう改革が行われるというなら私理解をしますけれども。この教育委員会が立てた再編統合計画を、あくまでも地域や学校や同窓会やPTAの皆さん方に押しつけていくというやり方がどうなのかというのはひとつ考えないといけない問題です。ですから、処理方針でもですね、いわゆる再編統合についてはPTAや同窓会、地域の皆さん方の意見を聞きながら、いわゆる推進をしていきたいという処理方針にもなっていますので、ここは十分に地域の皆さん方を含めて学校関係者と意見を交わして、その意見も理解を得ながら進めていくという基本スタンスを持っていないと、あくまでも県教育委員会のペースで物事が進んでくことになると思うんです。それはやっぱり地域でいろんな問題が惹起してくるだろうと思うんです。ここはそういうスタンスでいかれる考えでおられるんですか。

○金武正八郎教育長 やっぱり学校教育というのは学校だけではなくて、やっぱり地域住民、そして家庭等々で連携協力をするのが大事だと考えております。やはり私たちはその処理方針に掲げてありますように、引き続きPTA、同窓会、地域住民等の理解を得て再編行動を推進してまいりたいと考えております。

○翁長政俊委員 これは皆さん、学校関係者の皆さん方とどれぐらいのペースで、意見の聴取や会合をこれまで持たれているんですか。

○嘉数卓総務課教育企画監 私ども、この高等学校編成整備計画の実施につきましては、これまたいろいろ学校、それからPTA等話し合ってきております。まず、そもそもこの高等学校編成整備計画が平成12年度、平成13年度にいろいろな教育関係者、有識者等々懇話会を立ち上げることが決まっております。その実施に当たりまして、これが平成16年度から作業を開始しております。この間、幹事会、それから設置準備委員会、それから教育庁内では教育政策推進幹事会、それから委員会そういった会合等を繰り返し開催して協議する中で、学校関係者、それからPTAのほうも委員会等で話し合っていて決定しております。あと同窓会につきましては、平成21年2月に南部工業高等学校、南部農林高等学校の双方のPTA、地域等も含めまして説明会を持ちました。それから南部農林高等学校の同窓生の皆さんからはいろいろ意見等もございましたので、4月に入りましてから計5回ほど顔合わせもあわせてこれまで意見交換を行っております。教育委員会といたしましては、これまで意見交換の中で感じた点なんですけど、やはりこれまでたくさんの支援をいろいろいただいております。それで、同窓会の皆さんの御意見も伺いながら、それをどうやって解決していくかを踏まえながら進めていきたいということで、これまで話し合ってきております。その中で、もしまた御理解いただける部分があれば、今後も同窓会の皆さんと意見交換を続けていきたいと思っております。ただ、本計画が施設整備、それから南部工業高等学校の小規模化等々考え合わせますと、その辺行政としてのタイミング等もございますので、その辺は鋭意同窓会の皆さんとも話し合いを進めながら進めていきたいと考えております。以上です。

○翁長政俊委員 内部の計画や会議は、それは高等学校再編整備計画をつくるんですから、当然のことです。ただ重要なのは、今言うように地域やPTAや同窓会の皆さん方としっかりと意見合意が図られるようなことをやってくださ

いよと。その部分をおろそかにするとあとでいろいろ問題が出た場合困りますのでねー聞いていますかー後で問題が起きたら困りますので、そこはしっかりやってください。このいわゆる高等学校編成整備計画の施設の整備等々があって、決まっているから、それに向けて時間がないから見切り発車なんてことやらなくて、しっかりと合意がとれるように最大限の努力をしていかれてください。そこは確認できますか。

○金武正八郎教育長 はい。やっぱり南部農林高等学校にいる子と、それから南部工業高等学校にいる子の幸せを願うのは同窓生、P T A、学校すべて同じ気持ちではございますので、みんなで、やっぱり合意を得て、しっかりと話し合っ、後援会でもしっかりと話し合っ、私は推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、教育委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者入れかえ)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、本委員会所管事務調査事項教育及び学術文化についてに係る中高一貫校の現状と今後のあり方について審査を行います。

休憩いたします。

(休憩中に、委員長より所管事務調査事項の審査内容と進め方等について説明あり。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

ただいまの議題について、教育長の説明を求めます。

金武正八郎教育長。

○**金武正八郎教育長** 本日の議案であります中高一貫校の現状と今後のあり方について概要を説明いたします。

中高一貫教育については、平成11年に従来の中学校、高等学校の制度に加えて、生徒や保護者が6年間の一貫した教育過程や学習環境のもとで学ぶ機会を選択できるようにすることにより、中等教育の一層の多様化を推進する目的で導入されたものであります。中高一貫教育校は中等教育学校、併設型、連携型の3つの設置形態があります。本県においては、高等学校編成整備計画に基づき、平成14年度に伊良部地域、平成15年度に本部地域、平成16年度に久米島地域の高等学校と中学校において連携型中高一貫教育校を設置し、平成19年度には与勝高等学校に併設型県立中学校を設置するなど中高一貫教育の推進を図ってまいりました。中高一貫教育は、高等学校入学者選抜の影響を受けずに中学校と高等学校を接続し、6年間のゆとりある学校生活の中で生徒の個性や能力を伸ばすことを目的としております。学習面においては、中学校、高等学校職員による乗り入れ授業や、庁内統一テストを実施する等学力向上に向け取り組んでいるところであります。また、中高一貫教育の利点を生かし、中高合同による部活動や、地域行事への参加等を通して社会性や豊かな人間性が育成されていると考えております。

県教育委員会としましては、今後とも保護者や地域の理解を得て地域の実態に則した中高一貫教育がさらに充実したものになるよう支援してまいります。

以上、概要説明でございます。よろしく申し上げます。

○**赤嶺昇委員長** 教育長の説明は終わりました。

これより、中高一貫校の現状と今後のあり方について質疑を行います。

なお、質疑答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○**奥平一夫委員** それでは僕のほうから少し質疑をしたいと思っています。高等学校再編整備計画の中で、今教育長が述べたような形で、中高一貫校が一応実施をされてます。その中でも併設型の中高一貫校についてはさほど問題ないと思うし、結構成果が上がっているんじゃないかなと思う反面、ほかの分について少し疑問があるような感じを受けましたので、少しお伺いをしたいと思うんですが。本部高等学校につきまして、中高一貫を実施をして、例えば先日学校を訪問した際に、先生方からお聞きしたのは連携中学校からの入学者が減り

でしたと、減ってきているというふうなことをお伺いいたしましたけれど、その現状と、原因といたしますか、いわゆるどういうことでこういう起こってきたのかという部分についてちょっと御説明いただけますか。

○諸見里明県立学校教育課長 連携型の中高一貫校につきましては、伊良部地区が平成15年度、本部地区が平成16年度、久米島地区が平成17年度より導入されております。伊良部地区では、平成15年度が73%の連携中学校からの志願率でございます。それが徐々に減ってきておまして、平成19年度63%、平成20年度60%、平成21年度が59%。ちなみに、その前の平成14年度が54%でございますから、多少波はありますけれど減少傾向気味かなと思います。本部地区でございます。導入前が41%、44%。導入後が一時期上がって57%。それから、この3年間は平成19年度が50%、平成20年度が43%、平成21年度が45%という状況となっております。久米島地区ですけれど、導入前の平成16年度が86%、平成17年度が83%、過去3年間は平成19年度が75%。平成20年度が74%、平成21年度が72%とちょっとずつ減ってきている傾向にございます。以上です。

○奥平一夫委員 確かに、久米島高等学校はいわゆる何て言いますか、離島地域ということで閉鎖性があってなかなか島外に行きにくいというふうなことがあって、減ってないと思うんですけども、伊良部高等学校については、若干減りつつありますけれども、これはあのそういう理由ですね、学校が抱えているなぜ入学者が減ってきたのかという、それぞれの学校の事情をちょっとお聞かせいただけますか。本部高等学校、伊良部高等学校、それから久米島高等学校、久米島高等学校は若干減っているといっても、ほとんど減っている状況ではないんですけども、3校の事情、原因といたしますかちょっと御説明いただけますか。

○諸見里明県立学校教育課長 一般的に言えば、進学先の多様化とか、選択の多様化がまず原因と上げられると思います。個別的に見たら、伊良部高等学校としましては、現在定員の確保に努めているところではあるんですけど、離島という地理的な条件もあり、連携中学校以外、島外の、この入学者の少ないということ、そして島外の進学者も伸びているということが挙げられると思います。本部高等学校につきましては、学生の拡大もあると思うんですけど、30分以内で進学できる学校も近くにございまして、それから地域から出て行くのも多くなっているのかなということでございます。

○**與那覇健勇** 県立学校教育課副参事兼班長 入学者が何で減ってきているかという点でございますが、まず中学校3年生の在籍数、これは年度別にこうあるんですが、中学3年生の在籍数はどの地区においても減ってきております。例えば、伊良部地区では導入前の平成14年度は在籍数が106名いたのに対しまして、106名、109名、85名と減にいきました、平成20年度と平成21年度に至っては、平成20年度が80名、平成21年度が68名という数字でございます。本部高等学校におきましても、導入前の平成14年度が247名、平成15年度が215名、導入時が198名でどんどん減ってきてまして、平成20年度と平成21年度が174名、153名とかなり年を追って減ってきているのは事実でございます。久米島高等学校ですが、同じく導入したのが平成17年度ですが、平成16年度の在籍数が130名、どんどん減ってきてまして、現在平成21年度が95名という状況でございますので、やはり何で減ってきているのかに対しましては中学3年生の減少によるものと思われまます。以上です。

○**奥平一夫** 委員 それから、いわゆる少子化で生徒が集まりにくいという理由については最初から納得はしています。そうなるだろうとは予測はされていますけれども。もう一つ、その中高一貫校で非常に気になるのが学習意欲、これは一つの入学試験という、いわゆるハードルがなくなったために、もともとその受験勉強していた子供たちがそういうハードルが低くなったために学習意欲が少し落ちてきた、それに引き続き高等学校に入ってから、それが影響しているのではないかと思われるような事情も先生方の説明で結構あったような気がいたします。そういう意味で、いわゆる中高一貫校における学習力についてはどうなんだろうということを、まず3名の先生にお聞きしたいと思えます。

○**奥間正英** 伊良部高等学校長 学習意欲のことですけれども、本校では夏期講座、それからゼロ校時等の早朝講座等を行って、学習意欲を高めるような手だてをとっております。そして、できるだけ生徒の希望する進学に目指した細かな進学指導も行っております、以上です。

○**宮平武** 久米島高等学校長 久米島高等学校なんですけど。久米島高等学校の場合は、全国学力テストの中においても結局沖縄県の平均よりもレベルがちょっと下のほうの位置にあるわけです。ですから、やっぱり小学校、中学校含めての一つの一貫とした学習に対しての地域の取り組み等はやっているんですけれども、まだ今具体的な効果は上げていないという部分があるもんですから、その辺やっぱりここまでしわ寄せがきているのかなという感じがします。それ

から学習の一つの向上をさせるために、あるいは意欲を持たすために一つの努力として僕らが一応あるいはこう地域のほうが久米島のほうはやっぱり島という概念があって外からは生徒さんたちが入って来ないんです。島の子供たちだけです。島の子供たちの中で、どういう形の中で本当に学習影響をつけようとするのかとなった場合には、これは基礎学力テストと言って久米島町が主催して実際子供たちに勉強をさせるための質の手だてという形で、ある意味でいうと緊張感を持たすということで、これ毎年やっています。ですから、久米島町主催とのことでやっているものですから、それに関しては問題ないだろうなという形ですね。それから学校として入学して、学校に入ってきた人たちはどうするのかといったときには、私たちの学校、平成16年度からですけど、B I Aプランと言って、Aはadvance、Iはintermidate、Bはbasicということで結局、要するにある程度学力についてくる子供たちがadvanceということでAの子供たちB I という普通の子供たちとやっぱり基礎的なところをやっている子供たち、この3つにわけている状況が英語、数学、国語にあるわけです。ですから、子供たちもやっぱりひとつの自分たちのある意味において能力においてひとつ勉強のできる状況というのは私たちは提供しているだろうなということで。子供たちもやっぱりそれに向かって、実際に例えばAクラスだったらAクラスはもう早朝からもやっているものですから。その中においても進路も違いますし、それからそれに応じてのこの学力のつけ方というのを確かに違ってくるという状況があるわけです。B I Aプランでしたら、またそれに向けてのやり方を私たちやっているものですから教科書は確かに一緒です。一緒ではあるんですけども、進路の仕方が違うなという形においてのものをやっているものですから、子供たちもこう学力面においてはそういう面においてはついて行くだろうなと。要するに、子供の実態に応じたやり方を私たちはやっているものから。そういうふうにおいては、やはり確かに勉強のやるひとつの子供たちに与えるこの影響ですね、こういうものでやっぱり子供たちに喚起しているという部分がありますので、そういうところでよろしくお願ひしたいなと思います。以上です。

○知念正昭本部高等学校長 本部高等学校の校長ですけれども。本部地域の推進会議の議長ということでもありますので、推進会議の議長という意味での発言でお願いしたいと思います。確かに、学習意欲の問題については中学校側の反省の中でやはり全部ではないですけれども、やはり学習意欲の低下が見られるということは言われてきております。緊張感が少ないとか、そういった面は見られるということで話は出てきております。高等学校ではそういったもの

に対応して、いろいろとキャリア教育とか、それから生徒の指導とか、授業規律をきちんとしていって、授業をどう進めていくかとか、個別指導を徹底しながらやっていくということでやっております。以上です。

○奥平一夫委員 教育長、今学習意欲も若干影響があるというふうな報告があったと思います。生徒数が減るといえるのはやもを得ない事情が少子化の影響であることはあるんですけども、もう一つ生徒がまた減っていくというのが、やっぱり通学が拡大したということもかなり影響しているのかなと思いますけれども、今回は学習意欲の低下がなぜ起こっているか、このことについて教育長の御意見をお伺いしたいと思います。

○金武正八郎教育長 地域のほうから学習意欲が低下している、それから学力が低下しているという声は聞こえてきますけれども、実際にそれがどういう形で落ちてきているのか、そういうデータの事については声は前からずっとございます。しかし、それが根拠として以前に比べてこういう形でこれが落ちている、学習意欲がこれまでこんなにあったのにこう落ちたというデータについては今のところ私は把握しておりません。以上でございます。

○奥平一夫委員 それは教育長に言われても困りますけど。そういうデータを収集をして学習意欲が低下しているんだったら、モチベーションを上げるための手だてをするのが教育委員会であって、あるいは学校現場であって、それをどうするかという話をきょうはやりたかったんです。ですから、どういう形で学習やる意欲の低下は聞いているけれども。そういうデータを持っていないと言われても仕方ありませんけれども、それはデータを皆さんでじゃきちんとしてお約束はできますか。

○金武正八郎教育長 私はこの学力が、意欲が低下する、学力が、学習意欲が低下するんじゃないかなという懸念は、この中高一貫をスタートするスタート時点からみんな懸念はしていたわけです。しかしそういう中で、中高一貫校みんなトライをしたわけです。挑戦をしたわけです。意義を踏まえて。そのために各3校ともいろんな学習意欲を高めるために、先生方はこれでは中高一貫をやる以上はやっぱり試験はないんですから。ないんですから、その試験のない中で学力が低下するんじゃないかなとか、勉強意欲が、試験がないから勉強しないんじゃないかなという声は前からお話はありました。そのために各高等学校ではしっかりとやっているんです。例えば、連携中高一貫校においては中学

校、高等学校が一層連携を図り、生徒の学習意欲を高めるために入学予定者に対して庁内統一テストや乗り入れ授業、例えば伊良部高等学校でしたら基礎基本定着化確認テストを中学校、高等学校の職員が作成、5教科、1月中旬にあります。久米島高等学校では、久米島町教育委員会主催で基礎学力テスト、高等学校教諭が作問をして1月中旬にやります。本部高等学校では、本部町統一基礎学力テスト、通称町内統一テストということで連携中学校がつくって5教科ですよーそれも4月、8月、12月という形で各連携校ですね、中学校も高等学校の中でも入学した後のいろんな形で。例えば、伊良部高等学校なんかではいろんなサポートをしております。取り組みをしております。ですから学習意欲について、学力低下については、やはり最初から懸念はしていましたけれども、学校とか職員は当時の職員からそういうことについて、やっぱりこう対応しなくちゃいけないということで、私は先生方、大変な中で一生懸命取り組んでこられたと私は評価をしております。

○奥平一夫委員 現場行きますと、やっぱり先生方は、学習意欲の低下をしていることについてさまざまな努力をしているんです。本当に教育長がおっしゃったような、本当に涙ぐましい努力をしているんだけど、結果としてなかなかそれが上がっていかない、この現状があるわけです。僕は、その学校現場での本当に努力している先生方の苦勞を聞いてきているから、あえて聞いているわけです。なぜ低下しているのと、じゃなぜ改善できないのかということをもしろ皆さんにお聞きしたいわけです。なぜそれが改善できないかと。

○金武正八郎教育長 私は、3校とも子供たちにとって何が大事かということで、まず評価をする指標として出口をまず見たら一番いいんじゃないかなと思っております。例えば、伊良部高等学校でしたら就職決定率100%、2年連続です。3年前は1人でしたかねーそうですよねー出口をしっかりと育てていただいている。いろんな形があっても子供たちをしっかりと社会に100%希望するところに押し出している。そして、本部高等学校も何と90%です。90%というのは県内でも割と就職決定率は大きいです。ほとんどの学校が70%とかそういうところなんです。進学決定率ですね、進学決定率が90%なんです。ということは、ほとんどの生徒のことについてそういう支援をしてきているということで、私は中高一貫として学力、そういうあるのかもしれませんが、私は、やっぱりその子供たちをそういうなりにしっかりと最後まで支援をしてきたんじゃないかなというふうにして認証しているんですけれども。

○奥平一夫委員 少し話がかみ合っていないと思うんですね。私は学習意欲が低下していることを、それでは教育長は是とするという今答弁になっている気がするんです。違いますか。

○諸見里明県立学校教育課長 中学校時代の達成度テストを比較してみましたら、どの地域とは言わないんですけど、ある地域は横ばい状態、その横ばい状態の中でも教科は伸びていると。3校のうちです。ある地域も横ばい状態であるんですけど、教科では伸びている。ただある地域は達成度テストの3教科ですけど、やっぱり落ちていると。と言いましたら、この3地区で共通するような減少とはいえないということなんです。以上です。

○奥平一夫委員 いや僕は3地区をまとめて中高一貫校が悪いと言おうという意味ではないんです。僕はね、今じゃその低下している学校、つまり中高一貫校で残念ながらこの成果が出なかった。むしろ、その学習意欲が低下し、学力が落ちてきたというこの現実を踏まえたらどうすべきかということをおもひも立ちどまって考えるべきじゃないのかなと。中高一貫校が私はみんなが悪いということをおもひも立ちどまっているわけではないんですよ。そういう事態のある学校があるんだったら立ちどまって、それを改善策を考える、現場の声を聞いて、現場が何をしたいというところをしっかりとめて、委員会としてそれをじゃ一緒にやってあげようかと、そういう支援をしようかという姿勢が必要ではないかと今言おうと思っていたんですけども。教育長は、どうもあの出口さえよければもう低下はどういでもよいみたいな、そういう発言をされているので、ちょっと違うねと。失言ではないのかなと僕は思って今お話を聞いたんですけど。そういう現実に諸見里課長が、実際にこのほかに横ばいをしながらもどうしてももう1校が低下をしている、これはおそらく子供たちの生活態度も少し乱れているのではないかなと、僕は非常にこの学習意欲の低下からも伺えるわけですよ。この現状をどう打破していくかということが皆さんの仕事じゃないですか。教育長。どうですかそれ。

○金武正八郎教育長 奥平委員がおっしゃるとおりだとは思いますが。ちょっと私も中高一貫校のあれで、ちょっと失言に当たるかもしれません。やっぱり本部高等学校が、今非常に学力、学習意欲とか学力低下が懸念されていることは私も重々把握していますし、去年、おとしからそういう話が出てきていることを聞いております。それに対しましては、一応私たちも、県立教育課としてもいろんな方法があるんじゃないかという形で提案はしております。提案をし

ていてそういうことをしていますし、それから学校を支援するために加配等ですね、そういうことをしながら学校ともに考えているところでございます。

○奥平一夫委員 学校現場から、例えばこの改善のためにこうしたいという申し入れが来ていると思うんですけども、これどういう申し入れですか。ちょっと聞かせてください。あると思います。現場の先生方本当に御苦労されていますよ。

○諸見里明県立学校教育課長 本部高等学校のほうからは、いわゆる委員がおっしゃた学習意欲の低下が、学力検査等その辺にあるんじゃないかっていうことで、学力検査の改善ですね、そういう申し入れがございます。特に高校入試を導入したいという申し入れがあることは承知しております。以上です。

○奥平一夫委員 現場からは私たちもそういう要望というのかそういうのを聞きして、ところがなかなか難しいところもあるというふうなお話を聞くにつけて、この現状を本当に改善をしていく、打破していくということは現場ときちんと相談をして、現場の声を聞いて心配りすること。僕は、本当に中高一貫校をただ高等学校編成整備計画の中で決めましたから、さあじゃやりましょうかでは話にならないと思うんです。これは、例えば今のこの学力が低下していく学校の実態がもし数年続いているんでしたら、一たんとまって本気で中高一貫校じゃあどうしようかという、是非を含めて検討すべきなんですよ。学校現場、それから関係地域の皆さん、父母の皆さんそれをせずにそのまま走らしていくと、はっきりいって入学者、子供たちはある意味言葉悪いけれども、犠牲になっているところがあるわけです。そういう意味では、だからそういうことは本当に学校現場から上がってくるんであればそれをしっかりと受けとめて、じゃ一緒に回転していこう、地域の皆さんと相談しながら学校現場で一緒に相談しながらじゃやっていこう、じゃ何からやろうかという、真摯な受けとめ方が必要じゃないかなと思うんです。そういう意味で、現場からは入学試験の提案があると思うんですけども、ではその提案について皆さんはどう今お考えでしょうか。

○金武正八郎教育長 入試の導入につきましては、中高一貫教育の意義と制度の趣旨自体が、つまり、入試を課さない、入試はしないと。入試はしないでその6年間というその長い期間にゆとりを持って子供たちをいろんな試行錯誤させながら育てていこうという理念なんです。だから、中高一貫をするというこ

と自体、入試はつまり6年間で一つの学校と同じなんです。その学校の中で生徒を育てるということですから、基本的に入試をやるということ自体が中高一貫ではないんです。ですけど、私たちとしては本部高等学校がおっしゃっていることもよくわかります。それで、じゃどうしたら本部高等学校の話ができるかということで、入試はできないけれども入試にかわるような前後で学力テストをやってそういうことができないかというそういう提示はある程度やりながら調整をしております。基本的には、この中高一貫ということ自体が、制度自体がともかく入試はない、入試はなくして6年間そろって子供たち長いスパンでゆとりを持って育てようというこの理念ですので、ですから、基本的には何も大きな影響がなければ、中学校入学した生徒は高等学校にそのまま入るといのが基本的なあれなんです。ですから、去年なんか、伊良部高等学校でも1人ですか、久米島高等学校でも1人ぐらい、大体ほとんどの生徒が入っているという形になっていると思います。以上でございます。

○奥平一夫委員 ですから、先ほど言ったように、本当にこうある影響が出ているんです。ですから、中間以降のあり方は確かに計画の中で定められていて、本部高等学校は、あるいは伊良部高等学校は、久米島高等学校は中高一貫校ですよとあるけれども、しかしながら中心になるのはだれですか、子供たちでしょう。子供たちが犠牲を受けているんですからある意味で。だって学力の低下皆さん認めましたよね。そういう中で本当に一貫してこの体制を、じゃそのままにするのかと。入学式なんかとんでもないという、そういう姿勢でよいのかということ。もっと柔軟性を持った中高一貫校でもよいではないかと僕は言いたいわけですけども、その辺はどうですか。もっと柔軟にそういう2次体制も考えられるんじゃないんですか。

○金武正八郎教育長 はい。基本的に奥平委員がおっしゃられたとおり子供たちのためにですので、やっぱりそういう柔軟性も考えることが大事だと思うんですけども、やはり中高一貫教育の理念事態が、つまり入試をなくして、ある面理想なんです。理想の形で6年間子供たちを育てようという、そういう理念でやっています。ですから、やっぱりその中で学力テストにかわるかわりに、全国でも2校ほどやっているんです、学力テストみたいな形。しかし、これは入試には反映しないという形でやっているんです。ですから、そういう私たちの中身の提示は少しずつやっております。学校とです。ただ選抜のためにそれを入れていくということについては、少し課題があるということを申し上げているだけで、中身については前後にやるか、それともやっけていて選抜には使

わないという、そういう一つの手は提案しております。

○奥平一夫委員 僕もちょっと提案したいんですけど。中高一貫校は6年間は継続していると。それであと1年。僕は、ですからある意味中高一貫校は本当に子供たちが創造性たくましく、能力をしっかり伸ばしていく、個性とかの教育ができるという、そういう目標で中高一貫校という制度を取り入れた。だけど、5年たって本当に学習低下が見られていたり、あるいはひょっとすると生活態度も若干悪くなっているんじゃないかなという予測をするといったんですけども。そういう悪い面が出てきている部分については立ちどまって、ですからもう一度考える。あるいは、僕はこの際だからこの中高一貫校で本当に悪い影響をいわゆる結果が出ている学校については、地域を含めて保護者もそれから関係者の皆さんと一緒になってもう一度この中高一貫校のあり方、これを検証できませんか。これ約束してください、ぜひ。

○金武正八郎教育長 本部高等学校は、私も後で聞いてわかると思いますけど、中高一貫の県はほかのところは出ておりませんが、中高一貫については、私は学校としては評価しているところと認識しているんです。中高一貫はそのままよい原型であるし、それをやりたいと。しかし、学力の意欲、学力低下が懸念されるということ、学習態度も非常に懸念されるということで、本部高等学校のほうはちょっと本部高等学校の話になるんですけども—そういうことで、本部町も教育委員会も中学校もそういう形で要請にきております。ですから、そういうものであれば、もう一ついろんな手があると思うんです。私たちとしては、やっぱり教育の一番の目標は何かというと、やっぱりみずから学ぶ意欲を育てるというのがそうなんです。自分から学ぶ意欲というのは、なかなか育てることが難しいものですから。教育基本法の中にもちゃんとみずから学ぶ意欲を育てるという大きな目標があるわけです。ですから、それを育てるためにやっぱり地域で、入試でしかできないのかどうか、それについて委員会とか、市町村でやって、連携をして学力のためにやるかということが1つだと思います。それからもう一つは、やはり中高一貫の制度をする以上は、入試を入れる以上は中高一貫をもう一度前に、原点に戻って中高一貫はもう一度やるのかやらないのか、その議論までいかないといけないんじゃないかなと思います。ただ私個人としてはやっぱり本部高等学校も他の学校もこの連携については高く評価をしているんじゃないかなと思います。あとはいかに子供たちが学ぶ意欲を高めるか、学力向上を上げるか、これがあれなので、これについて入試で解決できるのか、それともやっぱりもっと私たちは先生方にいろんな学

習の方法とかいろんな形でやっていますので、そこでできるのか、またやっぱり各連携中学校、高等学校そして地域のPTAそれから教育委員会が集まって、やっぱりしっかりと議論をして、やっぱりどうするのか、やっぱり入試がなければいけないんだったら、原点に戻るか、それともどうするのか、その辺のところしっかりと議論する必要があるんじゃないかなと私は思っています。

○奥平一夫委員　そうですね。やっぱり主人公は子供さんです。彼らをどう本当に個性や創造性を伸ばしていく教育ができるかということがまず大前提、大目標でないといけないので、中高一貫校のやり方にこだわることなく、やり方というか、中高一貫から入試がどうのこうのじゃなくて、もっと柔軟性を持って本当に対応していくということを、学校現場の皆さんとぜひ相談をしながらこの問題については進めていってください。以上です。

○赤嶺昇委員長　ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員　それでは、せっかく校長先生がいらっしゃってますので。私たちが6月の初旬でしたよね、伺ったときにも驚いたんですけども。実際には、おそらく3校あっても一定の制限があって、そこに主に高等学校に行くという環境の中と、特に本部高等学校の場合ですね、隣に北山高等学校があったり、名護高等学校までも十分にそれは通学できる圏内にあるということは状況は違うのかなということ是非常に印象深く思ったんです。それで、名護高等学校にも、北山高等学校にも伺いました。率直にいろんな学校が抱えている課題もお聞きしましたけれども、本部高等学校ではほかの学校では聞かれないような特異な課題があるなというようなことを非常に印象深く思ったんです。それで本部高等学校の校長先生にお尋ねしますが、今の入試をするかどうかというこの部分、地域の子供たちに本部高等学校がどう見られているのか、つまり、そういう入試があるなしの影響というのは、先ほどの協議会ですか、何か地域との連携もあるようですから、率直にどう本部高等学校が子供たちの選択の中で、どういう学校として思っているのかなということに影響なりも含めて、率直にお話しいただきたいと思うんですけども。状況ですね、現状。

○知念正昭本部高等学校長　中高一貫の予算についてもいっぱい僕は話したいんです。地域の協力とかです。でも特化して、そういう生徒たちが抱えている問題だけだというと非常に少しまた僕もね、悪いところだけ述べるというこ

とでは非常に心苦しいんですけれども。全体的な、とにかく中高一貫は地域の協力を得て僕はいろんな意味でつながりができて、だからこそ今少子化とか、この中で僕らはやっていけていると思っています。今生徒たちのことに特化して言いますと、やっぱりアンケートとかというのでも出てきているみたいですが、やはり入りやすいというんですか、勉強しなくても入りやすいとか、あるいはよい面では学校の成績以外でも評価してくれる、これは非常によいほうの彼女たちの解釈、彼らの解釈の仕方です。ただあとは、また今の自分の力でも入れるからとか、そういう面でやっぱりちょっとよい部分と、やっぱり安易な部分というのは出ているとは言えます。これが高等学校に入っても、やっぱり中高校のその境目が無いというんですか、そういう面で、僕としてはやっぱり達成感を、誇りとか達成感、やりきったという行為を、そして基礎、基本をきちんとつけてほしいなという部分はあります。

○仲村未央委員　そうですね、私の聞き方があえて課題を、特にということ聞いたので悪い部分だけじゃなくてももちろん中高一貫のよさということも多々あると思います。今短い時間の中で、そこだけに絞って、焦点を合わせていきたいんですけれども。この間も地域の県議会議員の方もいらっしゃって一緒にお話をする中で、やはり小学生の中にも、何で勉強するの。高等学校は勉強しなくてもテストががないから入れるんでしょうという声が小学生の中にも聞かれるというような深刻な状況も地域の声としてお話いただいたんですね。そういう意味で、特にいろんな選択肢が広がって北山高等学校にも行ける、名護高等学校にも行けるとなったときに本当に本部高等学校が地域の中学生にとって、子供たちにとって魅力がある高等学校に映っていくように、じゃどうしたらいいかってところが本当に、非常に校長先生の悩みだと思います。そこはもちろん教育長も先ほど来言うようにわかっていると思うんですけども。ひとつ気になるのは入試をするしないということと、中高一貫教育ということはそんなに切り離せないことなのか、中高一貫というその一貫ということは、その地域の中もちろん連携がとれる連携型ですから、特に一校一校併設型のようにがっちり組んでいるというわけではむしろなくて、本部高等学校の場合は、中学校5校から連携型でその本部高等学校を選んでくるということになりますから、直接的に併設型のようにがっちり結びついているわけではありません。そういう意味で、その入試があると、もう連携校としての中高一貫性は保たれないということは、どこからその発想がきているのかというのがわからないんですけれども、その根拠についてお示しいただけますか。

○金武正八郎教育長 中高一貫については、学校教育法施行規則第90条において、調査書及び学力検査の成績による資料により行うことができるとうたっております。基本的には、全国的にも400校余りのあるんですけれども、そのところでも入試は実施しておりません。根拠はそうです、学校教育法施行規則第90条でございます。

○仲村未央委員 今学校教育法施行規則第90条、それを根拠として入試試験をやらないということですが、その学校教育法施行規則第90条は入試試験をやると、中高一貫ではないということが書いているんですか。もう一度厳密に法律の趣旨と、今言う入試があるかなしかによってのその中高一貫教育、それが、イコールなんだと先ほどから入試があるかないかによって、中高一貫なのかどうかが決まるんだというようなそういう発言に聞かれるものですから。今の学校教育法施行規則第90条というのは入試をすると中高一貫ではないんだということにイコールなるのか、こうお尋ねします。

○金武正八郎教育長 中高一貫校の趣旨から、選抜はそぐわないものであると。学校教育法施行規則第90条第4項の中にも、「調査書及び学力検査の成績以外の資料に基づいて行うことができる。」ということが書いてあります。ですから、まず、中高一貫の理念自体が、つまり維持自体が、つまり入試を課さないで6年間しっかりとゆとりを持って子供たちを安定した環境で育てようというのが中高一貫のねらいなんです。ですから、中高一貫という言葉がかぶってそれをもし実現するならば、やはり6年間を通して子供を育てるという視点で1年目は何する、2年目は何する、3年目は何する、4年目は何する、5年目は何するという形で、今連携を組んでいるわけです。ですから、もし単独であるならば連携ではないわけです。しかしちゃんと、しっかりと6カ年間のスパンを計画を立てて、子供たちをどう育てるかというのを連携中学は本部高等学校も、伊良部高等学校も、久米島高等学校も私はやっているという認識はしております。以上です。

○仲村未央委員 済みません。厳密によく確認できなかったんですが、選抜はそぐわないということが施行規則にはあるということですが、その試験をやったら中高一貫ではないということのイコールだと、もうこの中高一貫であることと、試験を導入することはもう両立しえないんだという、そういった厳密な運用になるんでしょうか。

○**金武正八郎教育長** 大変申しわけありません。私の説明が十分ではありません。先ほど申し上げていますように、中高一貫というその制度自体がいろんな選択を子供たちに提供しようというわけです。つまり6年間入試もない、本当に普通外から見たら入試がないという緊張感もなくなるかもしれませんが、逆に考えると子供たちの心の中には非常に安定感があるわけです。ゆとりが出てくるわけです。そういうところで育てていこうというのがこの中高一貫の趣旨なんです。15の春を泣かすなという趣旨もあったわけです。そういうことも踏まえて中高一貫というのが出てきて、そういう学校ができたわけです。ですから久米島高等学校でも3校とも導入する前にはちゃんと懸念があったわけです。つまり、学力低下するんじゃないかなと、いやみんなそうです。試験がないんですから。そのときに発足した当時の校長、地域の人たちみんな議論しています。ちゃんと入試がないから勉強するかな、学力低下しないかなというのは前から懸念されていたんです。そのことを懸念することによって先生方や地域はいろんな取り組みもやってきているわけです。しかし、本部高等学校が今おっしゃっているようにいろんな面に課題がある、しかしそれはやっぱり入試をしなくちゃその課題が解決できないならば、やっぱり原点に戻ってやっぱり中高一貫すべきか、やっぱり今の原型を引き継ぎながら普通の入試制度をやりながら子供たちに達成感を与えるような学校をつくるか、そこをみんなで、その地域でしっかりと議論していく必要があると思います。ただ私としては、両校ともうまく非常に頑張っていると思います。私としては、今の制度の中でやっぱり子供たちの学習する意欲をいかに高めるか、それをお互いで一生懸命考えていきたいなと私は思っております。

○**諸見里明県立学校教育課長** 先ほどの法律的な根拠で、中高一貫校におきましては選抜を目的としたいわゆる学力検査、高校入試はできないというのが法令上で定められております。それで、全国ではこの選抜を目的とした一般入試、学力検査というのは1校もございません。ただし、選抜を目的としない、いわゆる学力検査、簡便の入試の方法の改善とか、そういう形でやっている学校はございます。例えば、高校入試を導入している学校も2件ございます。ただし、これは選抜を目的としたものではなくて、それで落とすということは一切やっておりません。事前の学力の把握であるとか、事後のこれからの学習活動の把握、そのためにやっております。以上です。

○**仲村未央委員** 先ほど来、教育長がすごく熱く理念を語っていらっしゃるんですが、それが本当に現場でうまくいっているかどうかというあの状況を見た

ときに、隣には北山高等学校があるわけです。進学をよりしたいという生徒は名護高等学校という選択も大いにある。普通高等学校が大いにある環境の中で、今おっしゃるような、その15の春を泣かすなという状況が本当に地域として通用する環境なのかどうか。教育長は先ほど来、最初から懸念があったと繰り返しおっしゃっているわけです。最初からあった懸念がまさに今現実のものになっているとしか我々には見えないわけです。先ほど来、伊良部高等学校とか久米島高等学校とか普通高等学校の選択肢がより限定的なという地域の特徴もあると思います。本部高等学校のように、既に最初から何校も選択肢がある中で、入試をしないという安易さにより傾く傾向が今学校の現場にどういう影響を与えているかということをもっとその現場の声を受けとめてからその理念に近づけることを考えないと、理念ありきで現場がてんでこ舞いでゆとりどころではないと私は見たんです。先ほど、そういうふうにおっしゃってもともとその連携校の理念の中にゆとりある教育の実施とか、個性をより重視した教育ってことをおっしゃってますけれども、やっぱり5校もともとある中からの連携ということであれば、1年目にどうして、2年目にどうしてというのがこんなにたくさん複数の校ある学校と、高等学校自体が連携をとるだけでも大変な業務です。1校1校なら、それはちゃんと1年生でこうしよう、6年生でこうしよう、中学1年生でこうしよう連携とれますーごめんなさいー中学1年生と高校1年生つなぎを含めてとれますけれども。もともとその地域は多くは本部高等学校に行っていたわけだから、実態としても連携の形は既にあったと思うんです。名前は連携と言わないまでも。ただそれが、入試があるやなしやによってこんなにも選択が逆に進学を目指す子は北山高等学校に行ってしまうと、名護高等学校に行ってしまうということを歴然とさせてしまっている現実というのは、これは避けられないんじゃないんですか。今の現状はそこを見ないと、とても現場の苦勞が本当にストレートに伝わっているのかなという思いはより一層深くなっただけですけど、いかがですか。

○金武正八郎教育長 私は、本部高等学校の実情についてはいろんな、さっき言ったことはございませんけれども、実情は担当者からいろいろ、校長からいろいろ報告を受けて大変だなということは重々知っております。まず一つは、整理する必要があると思います。やっぱり子供たちの意欲を高めるために入試制度を入れるということであれば、もう一度原点に戻って中高一貫校はどうするか、検討してやると、これが基本だと私は考えます。ですから、まず地域の方々、PTA、行政、高等学校、中学校の関係者とやって、しっかりとどうするかということが大事だと思います。地域の連携というのは、本部高等学校は

前から本部町立高等学校といわれるぐらい本部高等学校は非常に地域と高校が非常に密接なんです。連携する前から、いろんな行事のときには中学校が、教育委員会がみんな来て学校参加するんです。ですからその連携についてはほとんど問題はないと思いますので、要は中高一貫という趣旨をまずやるか、まず原点に戻ってもう一度子供たちのために何がよいのか、中高一貫がよいのか、それともやっぱり原点に戻ってやっぱり今までのもとの高等学校に戻しながら地域との連携を深めていくか、その辺のところをしっかりと議論していく必要があるんじゃないかなと。私としては、本部高等学校のその実情、困っている実情を大変重々知っております。ですから、私たちもいろんな面で支援をしたいと思っております。以上です。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 1つは、本部高等学校の校長先生が大変な状況の中で出ていただいて感謝を申し上げます。私は、こんな形じゃないだろうなと実は思っていたんです。中高一貫校の校長先生、3者が出て、教育委員会抜きで実情を私どもと話す場ができ上がっていたら、もっとディスカッションも中身の深いこともできたのかなと実は思っています。正直なところ、教育委員会の皆さん方がこれだけ座っていたら、実情もなかなか言えないという現実があつて針のむしろであることは間違いないだろうと思うんです。その中で勇気を出して、頑張っておられることには敬意を評します。それで、今の状況をちょっと聞いていますと、現実はこの3校あつて2校はうまくいっているんですか。今本部高等学校の話が盛んに出ますけれども、久米島高等学校と伊良部高等学校はうまくいっているんですか。中高一貫教育は。校長先生。

○奥間正英伊良部高等学校長 課題もありますけれども、本校ではうまくいっています。

○宮平武久米島高等学校長 久米島高等学校なんですけれども、確かに平成17年度から、本当に一貫教育ということで入れさせてもらっています。確かに最初の1年目というのは一応問題があつたということは話は聞いたんですけども。ただその後、やっぱりいろんな形の改革をすることによって一先ほど言いましたB I Aプランとか一子供たちはやっぱり意識をとにかく改革していけないといけないだろうなと。久米島町というのは一僕は久米島町立久米島高等学

校だと思っているものですから—この子たちが3中学校の—久米島では3中学校あるんですが—3中学校の子供たちが久米島高等学校に入ってきて、久米島高等学校からやっぱり島外に出て、ある大学を出て、専門学校を出ていくという形のものの中の一つのシステムをつくりたかったということがあるわけです。確かにうちの生徒たちは中学校から、例えば沖縄本島の学校に出て行く生徒たちも確かにいるんでしょうけれども、しかしそれを除いてもやはり子供たちが久米島高等学校に入ってくることによって、じゃ学習意欲が本当に低下しているのか、あるいは連携に乗ってうまいぐあいについていないのか。連携のまた非常にうまいぐあいについています。なぜかといいますと、僕ら乗り入れ授業もやっている状況もあるんです。それから中高との強化会議にお互いの連携もやっている状況があるものですから、中学校の先生が高等学校に来て授業を見て、そういうことがあるものですから。ですから、うまいぐあいでできている状況がこうあります。ですから高校生においても、やっぱりこう学習意欲の低下に僕はならないんじゃないかなと思っていますので、以上です。

○翁長政俊委員 であればやっぱり本部高等学校に課題が多いということです。3校、中高一貫校があって、2校はうまくいって本部高等学校の問題があるということになると、やはり本部高等学校の改革をしないといけないと私はなるだろうと思います。1つは、子どもがこの北部の高等学校を幾つか回ってきたんですけれども、皆さん定員割れで大変厳しい現状です。地域イコール高等学校がなくなるってことは、即過疎化が始まるわけです。ですから、みんな知恵を絞って、さらには地域に学校を残そうということで、もう本当に校長を初め地域の皆さん方含めてみんな努力されているわけです。そういう中で、私は本部高等学校にこういった中高一貫校ができたという一つの要素が、いわゆる地域にもしかしたら学校がなくなると、高等学校が。過疎化対策の意味で、一つは中高一貫の高等学校ができたのではないのかなということ聞きながらそう思っているわけです。ですから理念としては一ゆとりある教育だとか、一貫の教育をすることによって子供たちが伸び伸びとできるという云々というのは大義としてあるかもしれないけど、この地域でいわゆる学校を残す、文化を継承していくということがある意味では大きな地域の課題になっているわけです。そこでやはり本部高等学校、今教育長が言われるように、じゃ聞いていたら、この入試入れる云々ということになると本部高等学校の皆さんこれでよいんですか、みんな中学校集まってきて話し合いしないといけないですよと、地域も含めてという話になるわけです。ただ、理念として皆さん教育委員会が導入したんですから、ここの部分は、地域の問題はあったにしろ、皆さんが責任

を持たないといけないです。ここを、どうも地域にある意味では転化しているような雰囲気には私は聞こえる。そうじゃなくて、皆さん方が教育を、要するにこういう形でやったほうがより地域と、この学校の教育のあり方も含めてこのほうがよいだろうということで導入したんだから。ある意味では学校が悩んでいることについては、やはり学校現場にだけに任せるのではなくて学力の問題が一つ問題になっているのであれば思いきって予算かけて、加配すればいいじゃないですか。加配して学校の先生を多くして、こういった子供たちの学力を上げる努力をすればいいじゃないの。ただ学校現場から予算をつけて学校の先生入れてくれといったら皆さんここで渋るわけだろう、僕は渋っていると思うのよ、きっと。同じ学校みんなそれぞれの学校の定数があるんだから。それに向けて頑張りなさいという話になるわけです。だから、このところでどうも大岡裁きじゃないような教育の現場、現状があるんじゃないのかと。もっとここに心を砕いて、中高一貫校を、要するにどう育てていくかという理念があれば、僕はこの問題解決すると思っているんです。ここはまさに教育委員会がリーダーシップを持って、こういう現実が本部高等学校にあるのであれば、ここを変えていく努力をまさに教育委員会みずからやらないといけないですよ。これについてどう思いますか。

○金武正八郎教育長 翁長委員のおっしゃるとおりだと思います。教育委員会が設置しましたのでしっかりと私たちは支援をしてまいりたいと思っております。そのために、やはり本部高等学校ともう一度、私はひざを交えて、やっぱり地域とひざを交えてしっかりと何ができるか、どういうような方向性がよいのかしっかりと議論をして、方向性を定め、そして支援をしてまいりたいと思っております。私たちが設置したものですから、私たちがやっぱりおっしゃるように、しっかりと私たちがサポートしていくのが筋だと思っております。

○翁長政俊委員 もうこれで終わりますけれども、やっぱり学校現場を預かっている先生方は、やっぱり少しでも子供たちを進学させたいと。普通高等学校ですから、皆さん方の高等学校教育課からは進学率を上げると言ってくるわけでしょう。どんどんもっと努力しなさいと。現場は大変な状況を抱えて、四苦八苦しているのに進学率を上げろと言って、大学進学率をよくしろって言ってどんどん、要するに数値目標をやってくるわけです。校長はここでこういう子供たちを抱えながら四苦八苦しているのに、要するに進学率を上げろという話になるとそれは板挟みになって大変ですよ。この部分をどう補っていくかは、先ほど教育長がお話しされましたけれども、1校しかないんだから本部高等学

校しか、ここは僕はどうにでもできると思っています。考えてみてください。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 私は、本部高等学校の視察に参加できませんで、大変申しわけなかったと思っています。教育長のやりとりを聞きまして、中高一貫校にするということが、やっぱり相当な議論を重ねて導入されたと思っています。初めての試みというのは、やっぱり教育の目的から地域との関係とか、それで導入をされていると。でも今このような問題があるというときに、先ほど教育長が試験がないと、学力が低下するということを少し発言があったものですから。私は、フィンランドという国が一斉学力テストがないと、個別に力をつけるということで努力している国で学力世界一と言われているんですけども。だから試験というものに対して、本当に力を図るものかというところも含めて、沖縄県の教育、学力問題を大もとから問う、今この問題を通じて、これが必要じゃないかと思うんですが。フィンランドが学力世界一というのはなぜだと思いますか。テストがないと言っているんですよ。

○金武正八郎教育長 ぜひフィンランドに行って、本もこの間いただきました、しっかり読んで、研究させていただきたいと思います。ちょっと、まだしっかりとした分析をしておりますので、試験がなくてそういうことができるということで、少し勉強したいと思います。

○西銘純恵委員 本部高等学校だけじゃなくて、小学校、中学校の子供たちの声ですよ、先ほど仲村委員からもあったんですけど。入試がないから勉強しないでいいという、これは私は勉強するということが、高校入試を目的化しているということに沖縄県内の小学校、中学校の教育、そこら辺に大きい問題があるのかなということも思いまして。そこら辺も含めて、やはり県内の教育をどうするか、本当に生きる力を、そして職業、進学を含めて、県内の子供たちが育つにはという立場でやれば、先ほど中高一貫校、実際は入試がないから勉強しなくてもよいという子供たちが来て、実際に学力がなかなか低下しているというのは、やっぱり何のために勉強するということ、やっぱりどう教えていくかということにかかっていくんじゃないかと思うんです。いずれにしても、教師の配置がありましたので、ぜひ何のために勉強するのというところで、確実に今力が落ちていて、学校としても、いわば魅力がなければ来ないわけで

すよね、子供たち。だから、魅力のある高等学校にということであれば先生方も手厚く配置をして、一緒に考えて教育をしていくというこれが本当に解決の道ではないかなと思うんです。それで、先ほどの法律の問題ですけれど、仲村委員も聞いていたですけれども、この中高一貫校というのは何に基づいて行っているんですか。学校教育法の中の1つの制度として取り入れているのかなと思っているんですけれども、法律に基づいていますよね。そうしますと、先ほど選抜を目的とした学力検査はできないという答弁をしながら、全国で2カ所テストをしているところがあるという。だから当面の解決でテストっていうものが何なのかっていうことを、やっぱり現場と話し合いをされて、やっていいんじゃないかなと思うんですが。それについては、いずれにしても話し合いでもってよい方向にもっていくという立場をとる以外ないと思うんです。この点だけお尋ねします。

○**金武正八郎教育長** 今の件についても、全国で2カ所選抜試験、高校入試をやっていると。しかし、これには選抜には反映していないということもありますので、そういうことも含めて本部高等学校と調整をしながら、導入の仕方、また、どうしたら子供たちがどうして学べるのかと、学ぶ意欲を高めるにはどうすればよいのか等含めて、入試制度の導入も含めていろんな面で検討をしていきたいと考えております。設置したのは私たちではありますので、責任を持って頑張りたいと思います。

○**赤嶺昇委員長** ほかに質疑はありませんか。
渡嘉敷喜代子委員。

○**渡嘉敷喜代子委員** 先ほどの、学校教育法施行規則第90条の話が出てきましたけれども、その中で、やっぱり併設型は入試をやっていけないという答弁でしたけれども、それでは連携型は入試はしないわけですよ。入試をしてもよいわけですよ、併設型の場合。連携型も入試をしていけないということですか。選抜ということであればよいということですよ。そういうやり方で併設型もできないのかということに改めてお尋ねしたいと思います。

○**諸見里明県立学校教育課長** 渡嘉敷委員いろいろ誤解があるんじゃないかなと思うんですけれど。学校教育法施行規則第90条によりまして、選抜を目的とした高校入試、学力検査というのは導入することはできません。したがって、全国でも1校もございません。併設型もなおさらそうでございます。今3地区

は連携型ですけど、その連携型についてもそれはないということです。中高一貫校そうです。以上です。

○**渡嘉敷喜代子委員** 先ほど、教育長は地域の判断を尊重して、来年はどうかと、8月までに決めたいというような話をしていますけれども、それでは地域が、やはり中高一貫教育ではまとまると、普通の高等学校に戻してほしいということが出て来た場合にはどうなさるんですか。来年の。

○**金武正八郎教育長** まず地域の意見を聞いて、しっかりと受けとめて、これに子供たちのためにどうするかということを前提に、子供たちのために一番やるべきことをやっぱりお互い判断していきたいと考えております

○**渡嘉敷喜代子委員** 先ほど8月までに決めたいと言っておりましたけれど、そのあたりをもう一度確認したいと思います。そうではないんですか。8月とは言っていない。来年の入試をやるかどうかについては、やっぱりタイムリミットとしてはどれぐらいで決定しなければいけませんか。

○**比嘉正二県立学校教育課指導主事** 入試の変更については2年前に関係者に周知するのが一般的になっています。2年を割って入試を大きく変更しますよということは大学でもそういうことも行われていません。例えば、琉球大学でも変更はあったんですけど、それにしても2年前というのが一般的な考え方です。

○**渡嘉敷喜代子委員** この中高一貫教育高校については、やはり当初からいろいろな懸念がありましたよね。子供たちに学習意欲をなくすんじゃないかと。そういうことで、現実に本部高等学校においてはそういうことが出てきているわけだから、じゃあ教育長は地域の皆さんと話し合ってどうするかをしっかりと決めていきたいと前向きな答弁をいただいて本当にほっとしているんです。やはりこういうことをよしと思ってやったけれども、結果としてまずいということが出てきたときに、そこでやはり勇気を持って判断するということが大切なことだと思うんです。これまで高等学校は単位はとれなくても進級できましたよね。それを途中でやっぱりそれじゃ子供たちの3年生までに単位を保留のものを乗り越えてきて、結局は退学するという事になったわけですから、なるわけですよね。そういうことで、中退者がふえたといういきさつもありまして、そのことについても見直しをしていこうと、どうなんですか。違うんですけど

どもね。全く同じことで、やはりちょっとここでまずかったかなと思ったらやっぱり立ちどまってそのことを考え直していくということは大変なことだと思うんです。私は、進級制度のことを思い出したんですが、先ほどの話を聞きながら、そういうことでやっぱり教育委員会としてもやはり子供たちが主人公ですから、子供のためには何がよいかということをもっと真剣に考えて、そして現場の教師が本当に四苦八苦しているのであれば、やはりそのあたりも話し合いを持って検討していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。以上です。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長が渡嘉敷委員に答弁の必要性について確認し、執行部の答弁を求めることになった。)

○赤嶺昇委員長 再開します。

比嘉浩県立学校教育課主任指導主事。

○比嘉浩県立学校教育課主任指導主事 学校教育法施行規則第90条の条文のほうに「調査書及び学力検査の成績以外の資料に基づいて行うことができる。」、つまり連携型の入試については、繰り返しますけど調査書及び学力検査の成績以外の資料に基づいて行うことができると。先ほど整理をしたほうがよいという話は、ほかの2県で行われているように、入学後の指導に生かすとか、中学校の学習状況を押さえるという意味で、生徒の学習状況の調査、検査を行うことはできる、ですから、それをもって選抜に使うということではなくて以後の指導に使うための学力検査を行っているということです。よろしいですか。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ声あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、本委員会所管事務調査事項教育及び学術文化についてに係る中高一貫校の現状と今後のあり方についての質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序及び方法について協議)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず初めに、乙第2号議案及び乙第3号議案の条例議案2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第2号議案及び乙第3号議案の条例議案2件は、原案のとおり可決されました。

次に、甲第3号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、請願及び陳情等の採決を行います。

請願及び陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願・陳情については休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出についてお諮りいたします。

先ほど閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情77件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、視察・調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、視察・調査日程(案)について事務局より説明し、協議した結果、案のとおり実施することで意見の一致を見た。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

視察・調査日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することとし、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり。)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の書類を全て終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 赤 嶺 昇